

招集期日 平成20年3月5日(水曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第3委員会室

開 会 3月5日(水曜日)午前 9時30分

散 会 3月5日(水曜日)午後 5時20分

出席委員	委員長	宮岡幸江	副委員長	忽滑谷陽子
	委員	安道佳子	委員	吉澤かつら
	委員	永澤美恵子	委員	上原正明
	委員	塩屋和雄	委員	鹿倉貞二

欠席委員 な し

委員外議員 山本秀和 議員

説明のため出席した職員	市民部長	福祉部長
	健康福祉センター所長	教育総務部長
	生涯学習部長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 佐藤 智

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例6件、予算5件の計11件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日と6日の2日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日と6日の2日間とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり議案第14号から19号の各条例の審査を行い、次に議案第38号のうち所管のものの審査を行い、続いて議案第39号、40号、41号、42号の各予算の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

次に、ご配付した名簿のとおり委員外議員からの当委員会への

出席及び質疑の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、当委員会へ出席し、質疑することを許可いたします。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

午前 9時33分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第14号 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

委員長 まず、議案第14号 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

市民部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第14号 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

医療制度改革関連法の施行によりまして老人保健法が改正され、高齢者の医療の確保に関する法律となり、平成20年度から75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が開始されます。また、40歳から74歳までを対象にした特定健康診査等が各保険者に義務づけられたことにより、改正を行うものであります。

この法改正にあわせまして、入間市国民健康保険条例において出産育児一時金及び葬祭費の支給規定から後期高齢者医療制度の該当者を除き、また新たに開始される特定健康診査等を行うための規定を定めるとともに、あわせて条文の整備を行いたいものがございます。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行したいものであります。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

安道委員　総括質疑で、時間の中で十分できませんでしたので、引き続きで行わせていただきます。

健診率について入間市としては40パーセント引き上げるといふような形で目標値を定めて進めていきたいとのことでしたけれども、非常に実際の現状からいうと大変な数字であるかと思えます。これを引き上げていくための施策といいますか、やはり積極的に進めるように市民にもアピールしていかないと大変なのかなと。

そういうふうな点での施策は何かありますでしょうか。

保険年金課長 おっしゃられるとおり、18年度の基本健康診査の受診率はたしか35.12パーセントだったと思います。18年度です。それがうちのほうの受診率を40パーセントにすると、35.12パーセントの中身を見ますと、国保被保険者についてはその中の18パーセントなのです。まるっきりというか、少ないです、今のところが。ただし、今回の特定健診につきましては、一応の予定としては5月中に受診券、それを当然全対象者ですか、その方たちにお送りします。それをしまして、結局今までは申し込み制度だったと思いますので、こういう今制度をしているということを書いていきますので、それで20年度は受診率をちょっと見てみたいと思います。

以上です。

安道委員 また、これ実施するに当たりまして、医師会のバックアップと申しますか、協力体制と申しますか、これがないとなかなか厳しいと思いますけれども、この医師会との対応ではどういったふうになっているのでしょうか。

保険年金課長 当然もうわかっていることだったものですから、平成18年の2月ですか、庁内に検討委員会というものを設置しました。その中で、どのような方策をするか、当然特定健診の自営でやるのか委託でやるのか、そういう検討を行って、当然入間市の医師会の方々に協力していただかないとこの事業はできないということで、話し合いを進めております。それで、一応と申しますか、今まだ多少の検討の余地あるのですけれども、でもおおむね医師会

のほうはご了解いただいております。また、特定健診につきましては、医師会及び入間市の健康福祉センター、そちらのほうに委託するということになっております。特定保健指導につきましては、アウトソーシングという考えもあるのですけれども、初年度で国のほうでもアウトソーシングの会社名とかは公表しているのですが、質とか値段までまちまちなわけなのです。それで、20年度につきましては健康福祉センターのほうで市営でやっていこうという、そういうふうな計画になっております。

安道委員 今年度はそうしますと健康福祉センターでというふうなことで、将来的にはそのアウトソーシングを検討されていくということですか。

保険年金課長 実施計画というのがあるのですけれども、この中で当然実施率が40パーセントで、その受けた方々の保健指導率ですか、それを十二、三パーセントと見込んでいます。もしそれが当然多くなれば、その保健指導については健康福祉センターの常勤の保健師さん等では賄い切れないというの当然目に見えてくるわけです。そのときについてはアウトソーシングですか、そのほうで検討していかなければいけないというふうに考えています。

安道委員 そういうことの方向性もというふうなことのようだけれども、何しろ大量の個人情報が集まるわけですから、保健指導ということだと、かなりプライバシーにかかわるようなことも膨大な数になってくるかと思っておりますけれども、この辺の個人情報の管理とプライバシーの問題等々のことはどのように確保されていくの

か。

保険年金課長 そこにつきましては、当然後期高齢者の医療に関する法律、  
その中で個人情報のほうの条例ですか、それはございます。今考  
えているのは、健康福祉センターの保健師さんでやっていただく  
ということですから、当然事務分掌を変更するか、あるいは併任  
辞令、保険年金課と健康福祉センターの併任辞令をかけて、そう  
しますと当然保険年金課の職員ということですから、個人情報に  
ついてもある程度適当になると、そういうふうを考えています。

安道委員 よくわからなかったのですけれども、済みません。

保険年金課長 申しわけありません。ざっくばらんに言うと、保険年金課  
の職員という身分であったら健診内容とか、そういうものも見て  
も差し支えはないというふうに考えております。

〔何事か言う人あり〕

保険年金課長 職員としての身分ということですね。大体それでクリアで  
きると思っています。

安道委員 そうしますと、保険年金課の職員、常勤職員という形になりま  
すということですか。

保険年金課長 併任辞令ですから、当然職場については健康福祉センター  
のほうにいていただくという、そういう形です。

安道委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。

安道委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

永澤委員 今回の特定健康診査の続けてなのですけれども、受診率なのですが、40パーセントということなのですけれども、年齢別には随分差があると思います。ちょっと資料を見させていただいたら、後期高齢者に当たる人が大変多い、今までの基本健康診査というのは。やっぱり40代とかというのは大変少ないのでしょうか。年代別にわかれば教えていただきたい。

保険年金課長 手持ちのほうにちょっとその資料がないのですけれども、確かにおっしゃるとおり高齢者の方が体を気をつけていただくということでおっしゃるとおりで、基本健康診査も後期の被保険者の中でも多いです。ただ、40から74というもうそれ法的に決まっていますので、それらの方々をどうやって受診率というか、受診していただくか、それがこれからの保険年金課の課題ということです。ですから、20年度は当然特定健康診査始まるのですけれども、まずは受診率を高めるといふ、そういう方向でやっていきたいということになっています。

永澤委員 ありがとうございます。受診券を5月に配るとのことだったので、今その前段階として各国民健康保険の方にはがきが送られていますよね。これから始まりますということで何か我が家にも来ていたのですけれども、それで5月に受診券が配られるということなのですが、たしかこの健康診査というのが予防なので、今既に成人病にかかっていらっしゃる方というのは診査対象に当たらないというふうに認識しているのですけれども、その点の何か自分が、先ほどの個人情報ではないですが、今病気で



すという、そういうことというのはお知らせするようになってい  
るのですか、その受診券の案内の中で。

保険年金課長 おっしゃられるとおりののですけれども、要治療という、  
今そういう形だと思うのですが、その方たちの把握については現  
在はしておりません。ですから、2月の末にメールシーラー型で  
おはがき出したのですけれども、そのおはがき出した方について  
は対象者、国民健康保険の被保険者の対象者全員の方に出してお  
ります。

永澤委員 今後受診率とか調べていくときに、その要治療の方のところは  
どのように把握していくつもりでいらっしゃる。

保険年金課長 当然レセプト情報が国民健康保険団体連合へ来ますので、  
そのレセプト情報をもとに、今電算化されていますので、それか  
ら要治療者あるいはそうでない方というのが区分けはできると思  
います。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

塩屋委員 ちょっと今の関連で教えてほしいのですが、今だといろんな健  
診関係の場合、通院加療している場合は当然そういうのから外れ  
ていると思うのだけれども、今のお話だと全員に出したというこ  
とですね。再度確認いたします。そうすると、何かそういう人が  
もらってでは受けようとする、実際に受けられるということで  
すか。

保険年金課長 現在の状況といたしますか、段階ですと、要治療か要治療で

ないかというのが当然把握できないものですから、まずはお出しして、それで受診券を要治療の方にも最初は行ってしまいます。ただし、要治療の方については受診はできないということ、そういうことになります。

塩屋委員 ちょっとわからないのだけれども、要治療かどうかわからないとか、そうでなくて、現在治療を受けている人のは当然つかんでいるわけだよね。その辺がわからない。そういう人にわざわざ出すのは果たしてどうなのかなという。

保険年金課長 先ほど申し上げましたように、現段階ではちょっと把握できないものですから、まずは受診券をお送りして、その方が受診してしまわれたらもうそれでしょうがないという国のほうの意見になっています。ただし、法的にはといたしますか、要治療者については受診券をお送りしないというのが本来の現場です。それは、これからレセプト情報ですか、それらをもとにどのようにするか検討していきたいと。

塩屋委員 わかりました。はい、結構です。

上原委員 今回の関連でなのですが、私ごとで申し上げて、ちょっと誤解があって言うのだけれども、実は私のほうへも来たのです。私国保加入者ではないのです。社保なのです。だけれども、その健診の案内はがきが、三つ折りのものが来たのです。それで、ちょっと感覚的にずれるところがあるのだけれども、今回の国保に対する国保加入者おおむね入間市の住民の3分の1ぐらいが国保に入っているわけです。そのうち特に40歳から74歳までの方にご案内し

ていると、こういうことですよね。それで、私本人は国保加入者ではないのだけれども、私の健康保険が実は社保なのだ。社保、組合健保なのだけれども、私の妻が組合健保の扶養家族としての認定が受けられない環境にあって、妻は国保に入っているのです。というちょっと普通と、非常に複雑な関係なのです。それで、私要するに国保の入り方として世帯主が加入者になる。世帯主の妻が国保の加入者なのだけれども、世帯主が加入者にならないといけないという、ちょっと何となく不合理性というか、現実があるのです。そのために来たのかなと、こう思ったのだけれども、その辺のところちょっと確認というか。

保険年金課長 今回のご通知については世帯主さん、当然国民健康保険については個人課税ではなくて、世帯課税という方式となっておりますので、世帯主さんの名前でその中に、世帯の中に国保加入者がいらっしゃる場合はというような、そういう文言で、それで委員のお名前でご通知が行ったと。当然擬制世帯主さんにおなりになっていると思いますので、その関係で行ったということです。

上原委員 それで、その中に保険加入者の名前の記載があればそこでもうすぐ理解ができたのだけれども、それが無いのです。ですので、対象者がそのペーパーではわからないのですね、あのペーパーだけ見たのでは。という現実があるのだけれども、この辺の矛盾というか、そういうものは何とかならないものか。

保険年金課長 今回は、こういうふうに制度が変わります、国民健康保険の特定健診の体制というのはこういうふうになりますというふう

なことでお送りしております。ですから、受診券については、その受診されるご本人さんのお名前です。それは当然発送されるというふうにご理解いただきたいと思います。と思うのです。

上原委員 では、後の実際の受診券については本人あてに来ると、こういうことでそれは理解しました。

それで、先ほど来40パーセントの目標を掲げていながら、実際に国保加入者は18パーセントの実績しかない。これを40パーセントにするの大変なことだろうと思いますし、やっぱりそれが早期発見、早期治療につながれば国保会計そのものも健全性を保てるということで、その受診ということの率が向上というのは非常に大きなテーマだと思うのですけれども、別な話の中でやはりその中で要治療という分類された方々に対するケアというか、その後の追跡というのは非常に大きな課題だと思うのですが、先ほど医師会といろいろ協議されている、またアウトソーシングいろいろ考えられるというふうな話も伺いましたけれども、具体的に医療機関へつなげていくような治療をするための政策というのでしょうか、そういうところとの協議とか、そういうのに対する後のケアはどのような方向でいくのか。流れとして個人に任せてしまうのか、あるいはどこか指導した、あるいはこういうところが協定をしているから受診してくださいとか、そういう提携をしていくような予定があるのかどうか、それひとつお願いします。

保険年金課長 おっしゃられるとおり、要治療者の方については当然かかりつけ医という者がおると思います。ですから、そちらの先生に

病気治療の方法等について検討していただきたいということで。ただ、19年度までにつきましても、健康福祉センターのほうで成人病対策、そういうものはしておりましたので、私ちょっとそこまで確認してなかったのですけれども、それまで続けるかどうか。国保の保険者の要治療者について、今のところ国保自体で何かをするという、そういう考えはありません。

上原委員 それこそプライバシーの問題にも当然あるわけですから、いろいろ問題があると思うのですけれども、総括の中でその受診については一応今回のこの制度でやるのは無料だと。ただ、がん検診については今までやっているのとちょっと混乱が、市民の方々にいろいろ迷いか、ちょっと混乱があるような気もしないでもないのです、今までやっている、健康福祉センターでやっているがん検診と今回国保のほうでやる受診との精査ですか、仕分けをこれから相当していかなければいけないのではないかというような気がするのですけれども、その辺についてはもう十分協議がされておりますか。

保険年金課長 ここの法律が改正されて、もう目まぐるしく変わってしまっています。それで、まず今まで市のほうでは40歳以上、老人保健法ですから40歳以上の方の基本健康検査を行っていました。それが結局後期高齢者医療制度ができて、高齢者の医療の確保に関する法律によって40から74までは各保険者のほうに義務づける。当然国保はうちのほうです。被用者保険についても、その被用者保険の保険者がやると。がん検診については、今のところ今

のままでいくということになっています。また、あと介護保険法における生活機能評価とか、それと労働安全衛生法による事業主健診ですか、いろいろ4つぐらいの法律にまたがってしまっていますので、それらは既に検討委員会のほうでも精査といいますか、検討をしております。

上原委員 非常に社保とか、共済とか、それから国保とか、いろんな保険が入り乱れ、特に今回後期高齢者が入ってくるわけですから、当然その中で今まで健康福祉センターでやったがん検診、一般的ながん検診と相当クロスする部分もあるし、社会保険、私なんか入っている農業健保なんかでも、年に何回か定期的に巡回で受診するような形になっているのですけれども、そういうものと時に制度の中だから異動が相当あるわけです。退職して国保に入っていく、あるいは前の保険が使えるような手続をすればまた何年か継続できるというような、この保険制度というのは非常に複雑なので、自分がどんな位置にいるかというのはなかなか把握できない、本人がわからないというような実態があるのです。ですので、それについては市民の皆さんに相当慎重に理解をするためのアピールというか、PRをしていかないと、なかなか市が受け持つべき範囲というのがわかってこないし、市民の理解も変わってくるような気がするのです、これについての対策はどのように考えているのですか。

保険年金課長 がん検診とか、歯周疾患とか、骨粗鬆症ですか、それらは健康増進法の法律で今までどおりということになっています。今

言ったように、介護保険法、健康増進法、労働安全衛生法、それから後期高齢者医療確保法、この4つの法律で検診自体も分類されてしまっていますので、それで3月1日号においてこうこうこうなりますというような広報については、「広報いるま」において実施しております。それで、それについては健康福祉センターと高齢者福祉課、あと保険年金課ですか、この3課の職員が検討しまして周知活動は行っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第14号 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第15号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第15号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

市民部長 それでは、議案第15号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を申し上げます。

健康保険法の一部を改正する法律によりまして地方税法が改正され、国民健康保険税に特別徴収事務が規定されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。今回の改正により、特別徴収の対象となる方は、世帯内の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯主で一定の条件を満たす場合であります。

一定の条件を満たす場合につきましては2つありまして、1つは年額18万円以上の年金を受給していること。2つ目は、国民健康保険税と世帯主の介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えていないことが条件となります。また、あわせて国民健康保険税の納期ごとの均等化と納税の負担感の軽減を図るために納期ごとの金額を現行の制限単位を100円単位に改め、納期ごとの平準化を図りたいものでございます。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行したいものであります。

以上で提案の理由を終わります。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。



安道委員 初めに、今回の改正によって65歳以上の方々も後期高齢者医療と一緒に年金天引きにというふうな形への変更させるための改正というふうなことだと思いますけれども、65歳以上といいますと生活の糧にしているのが年金ということが多くの方だと思っております。この間本当に高齢者の方々年金実質下がっているという中で、社会は原油の問題やら日用雑貨品の便乗値上げによって本当に生活が実態として苦しくなっている。この間の社会保障費等々の引き上げ、税の負担も多くなっているという中で、実態として高齢者の方々の生活実態大変になっているというふうなことを言われているわけですがけれども、どのようになっているのかを把握されているのでしょうか。

保険年金課長 把握といいますか、結局この特別徴収については、説明でもありましたように、まずは年金が年額18万円以上、月に直すと1万5,000円ですが、それ以上の方が対象。あとは、当然介護保険料もございますので、その合算額を保険税との合算額で2分の1を超える方については特別徴収はしない、そういうふうになっております。ですから、むしろその特別徴収につきましては、まず年間の税額が変わるわけではありません。当然個人です。それと、あと納付の利便性。おっしゃられるように高齢者の方ですから、利便性、納付金融機関に来てもらう、そういう手間がなく、そういうことでむしろ影響というのはそれほどないのではないかと、そういうふうに考えております。

安道委員 利便性といいますが、高齢者の方々には選択の余地がないわ

けです。むしろ生活に充てたいという場合もあったりするのだと思うのです。月1万5,000円以上で年金天引きとなると、本当に大変な世帯も実際には出てくるのだと思うのです。老人の1人世帯ですとか、老老世帯の方とか、実際大変な状況になっているというふうな、そういった高齢者世帯の人数の推移とかは把握されているのでしょうか。老人1人世帯ですとか、老老世帯の方とか、数とか所得というものの実態等がどうなっているのか。

保険年金課長　そこまでは調べておりません。ただ、本日ちょっと資料を持っておりませんが、国保の加入者の所得別の世帯数ですか、それらについては資料としてはございます。

安道委員　実際に国保の世帯の方の実態は、生活大変な200万円以下の方が多いのだというふうなことです。ですから、その中でも年金天引きとなりますと、やはり容赦なく天引きというのではなくて、やはり検討の余地といいますか、そういったところは十分に配慮してもらえるようになっているのでしょうか。分納相談を受けますというふうなことで総括のときには部長さんからいただいたわけですが、一定のそうしますとそういう判断基準は市に任されているというふうなことではないのでしょうか。

保険年金課長　おっしゃられるとおり、例えば年金を6期、当然普通6期ですよね。30万円もらっておられる方がいたとしても、例えば病気になったり、そういうふうになれば苦しくといいますか、生活が困難になるというのはわかっています。そのときはおいでいただければ、ご相談いただければ、はっきり言いますと年金天引き

の処理としては前々月にもう年金保険者のほうに引き落としの手続をしてしまうものですから、それ以前にご相談に来ていただければ年金天引きの中止の処理はできますので、それで対応していきたいと思っております。

安道委員 では、そういった一定の自治体判断で対応できる範囲があるというようなことでは、ぜひ十分事前にお知らせしていくというふうなこと、いろいろ対応しますというふうなことでもアピールをぜひお願いしたいと思うのですが、その点は。

保険年金課長 当然そういう、ちょっと言い方悪いのですが、生活が苦しくなれば窓口に来ていただけたらと思っていますので、そのときに懇切丁寧に対応したいと、そういうふうにあります。

委員長 ほかにありませんか。

永澤委員 今の関連してなのですけれども、窓口に来ていただければということなのですけれども、実際病気になって1人世帯で窓口に来られないですよ。そういう本当に何人もいらっしやらないかもしれないですけれども、特異な場合というのは市の職員の方が伺うとかということは可能なのでしょうか。

保険年金課長 その把握がまずはできるかどうかということになってしまうと思うのです。病気で、ただご親戚の方だとかご近所の方いらっしやると思うので、そういう方たちが例えば市の窓口に来ていただければうちのほうの職員は当然お伺いして、どういう状況なのかというのを確認したいというふうに、それは考えております。ただ、申しわけないのですけれども、何も言ってきていただかな

ければ当然把握のしようがないということは、今ちょっとそういうふうを考えております。

委員長　ほかにありませんか。

上原委員　一、二点伺いたいのですけれども、今18万円以上の年金者には天引きということなのですけど、その実態把握はなかなか難しいというような話もありましたけれども、18万円以上というと非常にアバウトで、何かその辺の市民の、18万円で半分取られては大変だなというふうな、当然そういう部分もあるのですけれども、実際今の年金受給者の把握できる範囲というのはなかなか難しいでしょう、今市役所でやるの。その中で、こういう例えば18万円から50万円、あるいは100万円、150万円、200万円、250万円というように、ある線の中で入間市内にどの程度の年金受給者実態だというようなことというのは、資料としては把握していませんでしょうね、一応、お聞きします。

保険年金課長　把握していません。

上原委員　なかなか難しいと思うのだけれども、それで実際今の話ですと介護保険を含めて9万円以上になった場合には特別徴収はしないという理解でいいですか。

保険年金課長　18万円以上でかつ合算額が2分の1を超える、ですから、9万円ですか、その方については特別徴収はできないと。

上原委員　その場合、普通徴収に切りかわっていくということで、年度内で、年度の途中でそういう実態、変化があった場合はどのように、年金の額が変更があるとか、そういうのありますよね、今年金法

の中で。その辺のところのときは、対応はどうしていますか。

保険年金課長 年度途中で、もうちょっと詳しくご説明すると、まず4、6、8というのは仮徴収ということになります。前年度の最終期の税額からその3期で天引きされます。それで、あと10、12、2、これが本徴収というものです。当然4月に本策定されますので、それで調整ということになるのです。それで、おっしゃられるとおりに、増額ということだと思います、当然2分の1を超えるとと思いますから。その場については、特別徴収は廃止というか、取りやめて、その残りの分については普通徴収扱いで納税通知書をお送りするという、そういう形になります。

委員長 よろしいですか。

上原委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

なお、質疑は簡潔に願います。

山本議員 2点通告しておりますが、1点だけ質疑させていただきます。

先ほど特別徴収年金の半額までということでご答弁いただいたのですけれども、そういう状態で特徴ができないとなった場合の収納の関係なのですが、そもそも収入が少ないわけであって徴収には相当のご努力が必要になるのだらうと思うのですけれども、確実な収納という部分においてその点でどういうふうに取り組んでいかれるのでしょうか。

保険年金課長 当然年度当初で18万円以上であるか、あるいは2分の1を超えているのであるか、そういうのを把握して対象者についてのみ特別徴収というのを実施します。それらの特別徴収、65から74の世帯ですけれども、できなくなったときについては、当然普通徴収ということになります。収入が少ないというお話ですので、それについては今も収納努力は当課のほうでは続けておりますので、納税徴収員あるいは納税推進員ですか、それとあと納付相談、それらを綿密にやって収納率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

委員長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の討論。

安道委員 議案第15号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

この条例改正は、4月から実施される後期高齢者医療制度に便乗して前期高齢者の65歳から74歳までの国保税を年金天引き、特別徴収にするものです。年金額が月額1万5,000円以上で、医療、介護の保険料が年金の2分の1以内の世帯主が対象となります。少ない年金から国保税を天引きするための条例改正には、到底賛成することはできません。

高齢者の生活を支える年金は、この間実質低下しています。公的年金と控除の縮小、老年者控除の廃止、高齢者の住民税非課税限度額の廃止など相次ぎ、これに連動して国保税の引き上げにつ

ながら、また介護保険料の値上げなど相次ぐ負担増に高齢者は悲鳴を上げています。その上原油の高騰による日用品の便乗値上げなども続いており、高齢者の暮らしはますます大変になるばかりです。

このような状況の中で、介護保険料と国保税が天引きされ、残された年金で生活することになります。問答無用な年金天引きは、家計のやりくりの余地を奪い、高齢者の生活を脅かしかねません。現行の納期は8期になっていますが、特別徴収では6期となることから、支払額が大きくなることも問題です。生活できない状況の高齢者も出てくるおそれがあります。これまで分納などで何とか払ってきた被保険者を窮地に追い込むことになります。ことしの10月から特別徴収に切りかわるとのことですが、経済的に困っている高齢者の生活状況を把握し、分納などの丁寧な対応を行うべきです。年金天引きは、支払う側の事情や生活苦などに全く配慮することなく、一方的に保険税を徴収する制度です。自治体にとっては簡単に収納できることから、滞納者が混乱する、鈍感になるという側面もあります。高齢者の暮らしを守ることも納率を上げることを重視したもので、認めることはできません。

以上で議案第15号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

〔(賛成) と言う人あり〕

委員長 はい、賛成です。

塩屋委員 議案第15号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
について、未来新政会を代表して賛成の討論を行います。

今回の一部改正は、地方税法の一部改正に伴う措置が中心となっております。国民健康保険税の特別徴収制度は、納税者の納付の利便性と国民健康保険税収納の確保と事務の効率化を目指すものであると理解するものであります。その実施については、年間における年金収納額が18万円以上の方、また国民健康保険税と介護保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合であるとされております。

また、公的年金からの天引きは、生活が困難な方に多大な影響を及ぼすものであるとの議論につきましては、年間においてお支払いいただく年税額は変わらないものであり、さらにその運営に際して明確な規定がなされていることから、市民生活への影響は少ないものと思われまます。むしろ国民健康保険加入者の保険税納付の利便性や国民健康保険税の収納確保や事務の効率化を図ることができることのほうこそ大きなメリットであると思っております。

もう一点の改正点である国民健康保険税の納期ごとに分割した税額の均等化を図るために、従来の1,000円単位から100円単位に改めることについて言及いたしますと、納期ごとの金額差が平準化され、納税者の負担感の軽減につながるものと理解するものであります。

以上のことから、本条例について市民の正しい理解が得られる



よう特段の配慮を要望し、賛成の討論といたします。

委員長 次に、ありますか。賛成の討論ですか。

〔(はい) と言う人あり〕

上原委員 入間自民クラブを代表しまして、議案第15号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の討論を行います。

本件の主な改正点については、国民健康保険税の徴収事務に新たに世帯内の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主に対して一定の条件を満たす場合には公的年金から特別徴収をすることができる旨規定するものであります。

この内容を考察いたしますと、第1に公的年金から特別徴収は既に介護保険制度においては導入済みであり、平成20年度から実施される後期高齢者医療制度においても導入が決定されております。国民健康保険制度においても導入されることは、他制度との整合性が保てること。第2に、年間における年金収入額が18万円以下の方、また介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超える方については、国民健康保険税の特別徴収はされないこと。第3に、特別徴収となりましても年間の税額自体は変わらないわけであり、市民への影響は少ないものと理解できること。第4に、国民健康保険税収入の確保と事務の効率化を図ることなど、以上のことからこれからの高齢社会の進展による高齢納税者への納付の配慮及び国民健康保険税の収納率の向上等を考慮した条例であることと確信いたします。

なお、執行部に対しては、本件の施行に対しては市民への積極的な周知することを要望して賛成の討論といたします。

以上です。

委員長　ほかにありませんか。

賛成の討論ですね。

〔(賛成の討論です) という人あり〕

永澤委員　議案第15号　入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、公明党を代表して賛成の討論をいたします。

我が国の医療制度は、病院窓口での負担がかかった医療費の3割以内で済むというすぐれた医療保険制度であります。これを支える国民皆保険制度を将来にわたって維持していくために、少子高齢化が進む中で急増する国民医療費に対し、伸びの抑制と負担の見直しを図る2006年の医療制度改革は、必要不可欠なものであります。今回の改正は、この新たな医療制度改革により、後期高齢者医療保険の開設等に伴い、ある一定の前期高齢者となる方々にも年金より国民健康保険税の特別徴収を行い、後期高齢者医療保険への移行時への混乱を防ぐものであると解釈いたします。これは相互扶助の観点からも公平性を保つものであり、妥当であると判断いたします。しかし、高齢者の世帯の生活状況はさまざまであり、個々の相談においてはきめ細やかな対応を要望いたしまして、賛成といたします。

委員長　ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第15号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第15号 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第16号 入間市障害者福祉審議会条例の一部を改正する条例

委員長 議案第16号 入間市障害者福祉審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部長 議案第16号 入間市障害者福祉審議会条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

入間市障害者福祉審議会は、市長の諮問に応じて障害者の福祉に関する基本的事項について調査、審議を行うため設置されております。

今回の改正は、障害者自立支援法により、各市町村に3年ごとに障害福祉計画の策定が義務づけられたことから、当該審議会にこれらの計画の策定を諮問し、あわせて計画の進捗状況の把握、検討等をお願いすることから、同一委員が計画の検討から策定までの間一貫して携わることにより、当該審議会の効率的な運営が可能となるよう、委員の任期を現行の2年から計画策定の期間に合わせる3年といたしたいものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第16号 入間市障害者福祉審議会条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第17号 入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

委員長　次に、議案第17号 入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

福祉部長　議案第17号 入間市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

重度心身障害者の医療費につきましては、入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例を制定し、医療費の一部を助成しております。

今回の改正は、老人保健法が改正され、高齢者の医療の確保に関する法律となり、平成20年4月1日から老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行することから、重度心身障害者の医療費の助成対象者として後期高齢者医療制度の被保険者を加えるために改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行したいものであ

ります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう  
ようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第17号 入間市重度心身障害者の医療費の助成に  
関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしまし  
た。

#### △ 議案上程

議案第18号 入間市後期高齢者医療に関する条例

委員長 次に、議案第18号 入間市後期高齢者医療に関する条例を議題  
といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部長 議案第18号 入間市後期高齢者医療に関する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者となっ  
て行われる後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から開始される  
のに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき市が行う後  
期高齢者保険料の徴収事務や被保険者に対する各種申請等の窓口  
事務等について規定するものであります。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行したいものであ  
ります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜ります  
ようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

安道委員 後期高齢者医療制度がスタートをするというふうなことで、入  
間市がこの事務事業をスタートさせていくというふうなことで出  
されてきているわけですけれども、この間市の側では市民の皆さん  
に周知をとというふうなことで、市内全域で説明会を積極的にや  
っていただきました。本当に人員も増員されていない中でこの日  
程くまなくやっていただいたというのは、本当に大変な努力だっ  
たのかなと、本当にお疲れさまでしたという思いなのですけれど  
も、しかしこの説明会の中でやはり出されてきたのは、保険料が  
どうなるのだろうかとか、そういった不安の声が多かったのでは  
ないかと思うのです。そういった点で、一生懸命なされた努力は

もちろん認めるものなのですけれども、この周知という点では十分に広まっているのだろうかという疑問がまだあるのですけれども、その点はどのように思っているのでしょうか。

高齢者福祉課長 周知については、総括のときにも申し上げたとおり721名の方で、多分恐らく近隣市町村と比べても参加者が非常に多く参加していただいたということで思っております。それから、市報等については、最後に3月15日号ということでもう一回再度周知を図りたいということでございます。それから、通知を3月12日ぐらいに、対象者全員の方に制度を周知させるために郵送で個々に制度をお知らせするというような形の方法をとらせていただきます。以上のように周知そのものが、なかなか保険料の額というのが実際に自分の今の税額で判断ができないというようなところがございまして、非常に困難なところがあるのですけれども、そういう形なるべく混乱のない形で周知を図ってきているつもりでございます。今後相談等について積極的に受けるという形で対応してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

安道委員 そういった点では対策いろいろとられているというふうなことでありますけれども、それにしましても国が示してきましたこの保険料、当初保険料よりも埼玉県保険料がもっと高いわけです。その点からしましても、低所得の方には明らかに負担になってくるというふうなこと、この辺はもう今から明らかなのだと思うのです。そういった点でいいますと、お年寄りの方にとって、年金



で暮らしているお年寄りの方にやっぱりこの保険料は高過ぎるのではないかという思いもあるわけですが、この辺については市はどのように思っているのかを伺います。

高齢者福祉課長 確かに当初国が示した額よりは高くなっているということでございます。全国平均で国は示した形であり、埼玉県の所得の水準では1を超えるというようなことで、1.12でしたか……

〔(21) という人あり〕

高齢者福祉課長 1.21ということで1を超えていると、所得の水準が高いというような設定もあり、そういうふうな現象になっているということだと思っております。決して皆さんがすべての方が払えないというようなことではなくて、軽減措置だとか、それから被扶養者に対する2年間の軽減だとか、そういう制度がありますので、そういう制度の中で周知を図っていき、ご理解いただくというような方向でお願いをしていきたいと思っております。

安道委員 確かに国が軽減といいますと、7割、5割、4割の軽減と。しかし、均等割は全員にかかってくるというふうなことで、これまで保険料納付義務というのですか、納付のなかった方にも一律に最低1,050円ですか、最低その所得割の7割軽減されたとしてもその部分は全員にかかってくるわけです。ですから、ましては資産割のない方は総じて保険料が上がってくるというふうなことで、仮に借家にお住まいで年金で暮らしていてというふうな形になりますと、そういった世帯にとっては本当に負担になるというふうなことが予想されるわけですが、そういった中で

埼玉県としての減免というふうな形の枠は具体的に示してきていないわけです。ですから、そういったところが非常に不安な思いでいるのですけれども、例えば入間市の中で滞納の方が出てくるというおそれがあるわけです。そういったところはどのように考えているのでしょうか。

高齢者福祉課長 滞納が全くないということはないと思います。状況に応じて前年度所得、それと余り違って今の現況が納める状態のときには大幅に違っているというようなことで、納められないというような部分も多分出てくるかと思えます。そういう方についてはやはり納付の相談を適切に行って、納付の聴取猶予というような制度もございますので、そういうものが可能であれば適用ができるし、それから減免の制度があれば、減免にできるものであれば減免というような形で指導はさせてもらいたいと思います。今の現況の職員2人体制を多くして、そういう部分の対応ができるような体制づくりとして今予定をされておりますので、ぜひそういう形でくまなく、特に高齢者の方なので、親切丁寧に心がけて納付のご協力をお願いをするという形でぜひ努力をしていきたいと思っております。

安道委員 そうしますと、やはり滞納は出てくるだろうという予想のもとでいるのですけれども、どのくらいを見込んでいらっしゃるのですか。

高齢者福祉課長 今現在どの程度を見込むという形ではないのですけれども、徴収の全体に対して収納率を97で広域連合は見ておりますの

で、大体介護保険と同様な県内の平均の徴収率が97パーセントと  
いうようなこととございますので、それからすると額にして3パ  
ーセント程度の滞納額が出るのではないかと。若干入間市におい  
ては、恐らく8割ぐらい、そこまではちょっと徴収が落ち込まな  
いのではないかなとは思うのですけれども、ただ平均の数値とし  
ては97を使っておりますので、3パーセント程度の額という形に  
なると思います。

安道委員 そうしますと、今まで老人保健法では高齢者の方には資格証は  
発行しないということであったわけですが、1年以上滞納  
しますと保険証を取り上げられるとこの制度ではなくなってしま  
うわけですね。この3パーセントの方はその該当者となってくるわけ  
なんですけれども、こういったことについて実際現実となった場合  
これはどうしていくのかと、その辺の検討はされているのでしょ  
うか。

高齢者福祉課長 資格証の発行につきましては、20年度早々にはないとい  
うこととございますので、21年度からということになると思いま  
すので、広域連合のほうで、資格証の発行については広域連合の  
こととございますので、それを授受して渡すというふうな形にな  
るかと思っておりますけれども、そういう先ほど申し上げたように納付  
の相談、その人の状況、そういう部分が大きくかかわってくるか  
もしれませんので、広域連合で示すその取り扱い、資格証の発行  
についての恐らく基準がなされておるかと思っておりますので、その基  
準に従って事務を進めていくというようなことです。

以上です。

安道委員 広域連合の基準を待つというふうなことで今のところ見ていると。最悪の事態に備えて、市独自としては最終的にはこのようにしていきますというふうな対策、対応というのは今考えてはいないのですか。

高齢者福祉課長 市独自のいろんな制度、例えば減免制度だとか、そういう部分というのはあり得ないと考えております。市独自でそういう部分を、これは広域連合の事業を受けるわけですから、市独自のものとして、これは発行しません、発行しますというような形の取り扱いでいきますと、やはり広域連合全体の均衡が崩れると。加入市町村が独自のことをやってしまうと、あそこはよかったのにここでは資格証が出てしまうというようなことになりますので、これは一つの保険者の中での部分ですから、一市がどうこうということではなくて、広域連合全体で考えていくことだと思っております。

以上です。

委員長 安道委員、ちょっと申し上げますけれども、条例の内容を考えて、今回の条例に基づいた質疑をお願いいたします。これは、事務のほうということですので。

安道委員 ですよ。だから、担当となる方々にとっては非常にこれは大変なことだと思っています。

委員長 それをよく考慮しながら発言してください。

安道委員 だから、今の意見を聞いています。広域連合に足並みをそろえ

ると、前提に足並みをそろえるという考え方ようです。それはよくわかりました。それに足並みをそろえることはわかりましたけれども、では市として市独自で、それとはまた別個で市独自の施策として救済というふうな施策はとれなくはないと思うのですけれども。

高齢者福祉課長 現在そういう部分で救済制度を設けるというような形では考えておりません。あくまでも広域連合の全体の中でやはり統一を図った形でやっていくのが、やはり同じ構成をする市町村としてまず第一歩だと思っております。

安道委員 例えば例なのですけれども、浦安市などではこの保険料が高過ぎるというふうなことで、軽減しますというふうなことはやるに当たっても打ち出してきているのです。予算も組んでいるというふうなことで、およそ6,000人の方を対象に支給額が1万円程度削減させて補助しますというふうなことも打ち出しているようなところもあるのです。ですから、決してやれないことではないだろうというふうに思うわけなのですけれども、そういった検討も今後考えていただければというふうに思います。

それからもう一点、保険料の徴収猶予と保険料の減免申請の提出の受け付けというふうなことが事業として行われるわけですが、申請されたならばきちんと受け付けますと、漏れなく受け付けるというふうなことで判断してよろしいのでしょうか。

高齢者福祉課長 当然減免に当たるかどうかは窓口で精査をさせていただいて、確認をとって、上げてもこれは減免の対象にならないとい

うものがあるかもしれません。そういう部分については、やはりその窓口でご理解をいただくような形になるかと思います。必ず上げていくものがすべて通るといふかどうかかわからないですけれども、それは一切我々のほうでちゃんとした形で受けて、その基準に従って事務を進めていくというような形になるかと思います。

以上です。

永澤委員 何点かあるのですけれども、先ほど3月12日に皆さんのほうに金額等含めたものを周知するというお話だったのですけれども、その後相当数お電話が行くのではないかなと思うのですけれども、特別な相談窓口の開設等は考えていらっしゃるのでしょうか。

高齢者福祉課長 本人の金額ということではなくて、制度の説明をするというものでございます。金額については当然確定後でない金額が出ませんので、6月の以降ということになります。

制度の周知ということで、やはり説明会だとか、広報だとか、そういうもので漏れるということでございますので、全対象者にすべてを送っているということをとらせていただくと。近隣でもそんなにやっているところはないかはと思うのですけれども、あえて混乱を避けるために事前にお配りをすると。

それから、それに対しての相談窓口、今現況の職員でやらざるを得ないということで、全員で対応させていただくということになるかと思います。

以上です。

永澤委員 それと、同居の家族の、ちょっと私が心配しているのは、若い世代と一緒に住んでいらっしゃる方というのは大変保険料が、そこに若い方の収入が加算されるわけですから、相当額ふえていくわけです。そのときに、今皆さんが説明してくださっているのは、後期高齢者になる方々そのものには説明が行っているかと思うのですけれども、若い世代の方は余りご存じないというのが現状ではないかと思うのです。今までは、半年間は社会保険の方は無料になります。その後も1割となりますけれども、国保の方というのは全く今までの資産割が、個人割が1万2,000円でしたよね、年間。1万2,000円の額が月恐らく二、三万円になると。大体ですけれども、判断されると思うのです。相当違ってくると思うのです。そういう中で、その方の保険料というのは年金から天引きをされてしまう。だけれども、若い世代の方はそれを全くご存じないというふうになってしまうと、おじいちゃん、おばあちゃんすごくかわいそうかなと私なんか個人的に思うのですけれども、その辺の一緒に同居されている方、また若い世代への後期高齢者保険というのがどういうシステムになっているかとかというのを周知というのは、何か考えていらっしゃいますか。

高齢者福祉課長 特段そういう形では考えてはいなかったのですけれども、ただ資料等の部分だとか、そういう部分には載せてあるということで……全体の中で今委員さんのおっしゃられるように、個々の通知というのは出しておりません。ただ、全体の中で市報をごらんになって、こういう方の世帯の中ではたくさんの計算にな

りますよというような形でお伝えをする方法、あとホームページ等でお知らせをしているという形だけなのですけれども。今後そういう機会をとらえて、いろんなところでこういう制度が始まったということを多くの市民の方に知ってもらうためにも、我々としても機会をとらえて、こういう制度が新しくなりましたということで制度の説明をしていきたいと思っております。それと、あと4月に入ってからもぜひ制度、新しい制度を説明してほしいというような地区もございまして、そちらにも出向いて説明を続けていくような、継続して制度を説明をしていくというようなことで考えております。よろしくご理解をお願いしたいと思います。

永澤委員 もう一点なのですけれども、普通徴収が8期ということで、これは例えば10期とかにはなかなか事務的にできないものなのでしょうか。

高齢者福祉課長 額の確定が要するに申告が終わった後の額の確定となるわけで、なるべく普通徴収については額が決まった後要するに徴収したいというような部分ございますので、やはりどうしても税額の決定後というような納期の設定になるかと思っております。

それから、今回の徴収については、若干徴収の形態を、特別徴収の方法も若干ずらした形で混乱がないような、本来的には特別徴収がすぐ始まるのですけれども、それを行わないで普通徴収と同じような形で、混乱を避けるために普通徴収をしてから、それから特別徴収に切りかえていくというようなことも考えておりますので、徴収の方法についてはこの納期が最良かなと思っております。



ます。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

上原委員 今の関連してなのですけども、この徴収方法については各市町村の選択肢はあるのですか。

高齢者福祉課長 納期の設定と、それから法に定まっている特別徴収を普通徴収とするようなことは法にできるというということでございますので、基本的には本来特別徴収を最初からやらなくてはいけないというようなことであるところもございますけれども、県内のさいたま市、川越市、所沢市、入間市、それから狭山市、大体この辺の部分では、そういう7市程度は現在の入間市で行おうとする徴収方法をとるというようなことで、若干そこに通常の徴収方法とは違った、導入時ということで違った形の徴収方法をとっております。

〔(20年度に限ってと) と言う人あり〕

高齢者福祉課長 そうです。20年度に限ってということで。混乱を避けるためということで。亡くなられた方に特別徴収をやってしまったり、それから税額が決定しない前に特別徴収をするということになりますと、その額を変更して還付が起きたり、通知が起きるといような混乱をなるべく避けたいと。それから、そういう不信任感をなくすためにも、そういうような方法、最良の方法を20年度についてはとりたいということでそういうふうにさせていただきました。

上原委員 今特別徴収という表現を使いましたけれども、住民税、事業主に対する特別徴収というのがありますよね。それは年度を通じて7月から6月まで12回の特別徴収を事業主に要請してやっていますよね。そういうことを考えると、こういう年金生活者とか高齢者、75歳以上の方ですから、そう大きな所得の変動というのは余りないのではないかというような気もするので、何か全体をすべて特別徴収でできないのかなというちょっと素朴な疑問があるのだけれども、その辺はどうですか。

高齢者福祉課長 特別徴収に関しましては、介護保険と、それから今回の後期高齢、2つを合わせた額が年金額、18万円というのがあるのですけれども、その半分、2つの徴収がその月の徴収額の要するに半分以下になってしまったらば、例えば介護だけの特別徴収になって後期は普通徴収になるというような制度になっておりますので、とりあえず法上では年金収入がある方についてはその2分の1を下回らなければ2つ合わせて特別徴収をするという、これは法的な根拠に基づいた形で……

〔(上回るだけだ) と言う人あり〕

高齢者福祉課長 上回るですね。今の会社だとか特別徴収をやっている方法と、特別徴収に関しては同じ方法で徴収をさせていただくということでございます。

上原委員 ちょっと混乱があるのだけれども、頭の中。要するにもう1回最初のころは普通徴収、特別徴収に移行した後はずっと特別徴収が社会保険庁にの事業者としての委託をして、その中で徴収がず

っで行われると。普通徴収についてはこの8期で実施していくと  
いうことで、税金は、市民税の今納期は何期。普通徴収の市民税  
の納期というのは、何期で今やっていますか。

高齢者福祉課長 4期です。

上原委員 4期ね。

高齢者福祉課長 はい。

上原委員 それに対してこれについては8期で細分してやっていくと、こ  
ういうことで、それは差し当たり20年度だけは多少の導入に対す  
る変化はあるけれども、あとは全部広域で同じ方向でやっていく  
のだと、こういう理解でいいわけですね。

高齢者福祉課長 全くそのとおりでございます。

上原委員 はい、わかりました。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

質疑は簡潔に願います。

山本議員 では、通告した3点のうち、2点だけ質疑させていただきます。

1つは、普通徴収の条項に関する件でまず伺いたいと思うので  
すが、この制度原則が特別徴収というふうに理解をしております。  
年金額18万円以上なければ特徴にならないということですがけれど  
も、としますとこの条例で規定をしている普通徴収の対象になる  
方というのは、押しなべて年金の受け取りの少ない方、押しなべ

ていくと生活のしんどい方だけが対象になるということでいくと、収納の部分で相当ご努力をいただかなければいけないというふうに理解をするのですけれども、具体的にどういうふうな手法を取り入れられるのかということをもまず伺いたい。確実な収納についての方法をお聞かせください。

もう一点は、この条例の効力全体に関する問題で、仮にですが、この条例が否決されて成立をしなかった場合、4月からの実施が目前に迫っていますが、実際の事務執行にどんなふうな影響を与えると見込まれるか。また、当該健保の被保険者にどのような不利益が覆いかぶさってくるか、お見込みをお聞かせください。

以上です。

高齢者福祉課長 普通徴収の方法については、口座振替、一般的な普通徴収の方法として今考えております。ただ、やはり今度考えなくてはいけないのは、高齢者の世帯になるということ踏まえますと、例えば収納方法で取りに来てくれという方も、多分出られないから、要するに口座振替にしてもそういう手間、例えばコンビニでの振りかえにしても行くのも大変だよというようなことがあるかもしれません。そういう方に対しては、徴収方法を少し検討をしなくてはいけないのかなと思っております。ですから、電話が来てどうしても払えないのだよということであれば、こちらから出向いていかざるを得ないなという今担当のほうとは話しておりますので、少ない人数の中でどうやっていくかというのを少し今後高齢者ということをよく踏まえて、その徴収方法については今

後検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

それから、あとこの事務の条例が否決された場合というようなことでございますけれども、当然納期の設定もなくということになりますと徴収ができないということでございます。徴収ができないということになりますと、ではその保険料についてはどうするのだということになるかと思っておりますけれども、その保険料は市が当然広域連合にその相当分を給付という形で納付をしなくてはいけないという形になるかと思っております。脱退だとかそういうことがあり得ないということなので、減免の徴収云々もそういうことなくなるわけですが、実際には資格証が恐らく届くと思っております。資格証というか、保険者証ですね。これは届くことになると思っておりますけれども、ただ納付がなかった場合に今度は広域連合がどういうふうな形をするかということ、市でその予算がとれないということになれば当然ペナルティーが課されてくるであろうし、そういうことがまずあってはならないと思っております。やはり入間市の市としての責任においてその事務処理を進めていく上で、一般の市民の方もこういう制度になって保険料の徴収があるのになぜ税金を導入してそれに行くのだという批判も当然出てくるかと思っております。あらゆるいろんな事務的な処理においても不都合が生じ、それから埼玉県の大域連合に対する入間市の姿勢も問われるというような形になってきて、非常に相当の入間市に対して批判が強くなってくるのではないかと、そのように思っております。

以上です。

委員長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

安道委員 議案第18号 入間市後期高齢医療に関する条例について、反対の立場から討論します。

この条例は、後期高齢者医療保険制度の開始に伴い市が行う事務等の規定をしたものであり、賛成することができません。4月実施予定の後期高齢者医療制度は、2006年自民、公明両党政府が強行した医療改革関連法で導入されたものです。75歳以上の高齢者だけを被保険者とした世界でも例のない医療制度で、ねらいは医療費の抑制にあります。人は、だれでも年をとります。若いころは元気でも、高齢者になればいろいろな病気が出てきます。そういう高齢者を別立ての医療保険とすることには、何の道理もありません。ヨーロッパ諸国など国民皆保険が確立している国の中で、年齢で被保険者を切り離し、保険料や医療内容に格差をつけている国はありません。

日本共産党は、この制度の問題について、これまで繰り返し指摘してきました。1点目に、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて75歳以上のすべての高齢者から保険料、月額平均7,830円、年額平均9万3,390円を徴収すること。2点目に、月額1万5,000円以上の年金受給者は、年金から保険料が天引きされる。3点目に、保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、医療機関の窓口で医療費全額を負担させられる。4点目に、診療報酬は

現役世代と別立てにして保険で受けられる医療を制限し、高齢者に差別医療を強いるというものです。

福田首相は、お年寄りの置かれている状況に十分留意し、きめ細やかな対応に努めると所信表明で語っていますが、小手先のごまかしではなく、制度の実施そのものを中止すべきです。敗戦後の日本社会を土台から築き上げてきた功労者であるはずの高齢者から医療を奪うことは、あってはならないことです。いつでもどこでもだれもお金の心配をしないで安心して医療を受けられるようにするのが医療の原則です。

後期高齢者医療制度は、医療のあり方に逆行するものです。日本の総医療費は、GDPの8パーセント、サミット参加7カ国で最下位です。小泉内閣以来社会保障予算の自然増さえ認めず、2002年度には3,000億円、2003年から2007年度までは毎年2,200億円削減し、既に年間1兆4,000億円が削減されました。その結果、医療、年金、介護など社会保障のあらゆる分野で負担増と給付削減が行われ、国民の暮らしを圧迫し、不安を広げています。こんなやり方はもう限界です。高齢者や低所得者を差別し、排除していく医療政策は、破綻と行き詰まりに直面するはずで

このようなさまざまな問題を持つ制度の内容が市民に十分知らされないまま4月から実施するのは、余りにも強引過ぎます。県広域連合は、いまだに保険料の減免について具体的に示していません。資格証明書の問題についても、改善されないままです。入間市としても、どのように対応するのか、改善策が示されていま

せん。市が各地域で説明会を丁寧に行った努力は認めるものですが、高齢者の方々の不安感は一掃されていません。このような状況で4月から市が窓口となって事務事業を進めれば、混乱を招くおそれがあります。

全国から後期高齢者医療制度の中止、撤回や見直しを求める地方議会の意見書は、2月21日現在で512に達しています。このような国民の声にこたえ、国会では全野党が廃止法案を提出しています。本来高齢者の命と暮らしを守るのは、国や自治体の役割であるはずです。

以上で入間市後期高齢者医療に関する条例についての反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

塩屋委員 未来新政会を代表して、議案第18号 入間市後期高齢者医療に関する条例について、賛成討論を行います。

平成20年4月1日から、老人保健制度にかわる新制度として埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者となって開始されるのに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき市が行う後期高齢者保険料の徴収に関する事務や各種申請等の窓口事務等についてこの条例で規定しているものであります。特に市が行う保険料の徴収事務についての規定がその大半を占めている条例であり、保険料徴収事務に際して適正な徴収方法等を明確にすることにより、公平性の確保を図るものであると理解するところであります。

また、第8条、第9条、第10条については、過料を定める規定



となっておりますが、保険料の徴収に関して特に偽りや不正行為等により徴収する保険料を逃れた者に対する過料の規定であり、国民健康保険条例や介護保険条例に規定している過料と同様な内容であり、あくまでも不正な方法等により保険料の徴収を逃れようとした場合のもので適用であり、保険料の徴収の公平性を確保するための規程であると理解するものであります。

以上のことから、本条例について賛成するものであります。

なお、高齢者の皆様を取り巻く環境は、税制改正により、介護保険料の上昇や後期高齢者医療保険料の新たな徴収が開始されるなど高齢者の生活は非常に厳しい状況であります。保険料の納付相談等の充実を図り、窓口対応等を適切に行い、公平な事務執行に努めることをお願いし、賛成の討論といたします。

委員長　ほかにありますか。

賛成の方をお願いします。

上原委員　入間自民クラブを代表して、議案第18号　入間市後期高齢者医療に関する条例について、賛成討論を行います。

高齢者と若年者の世代間の負担の公平化及び財政基盤の安定化を図り、医療費の適正化も視野に入れた制度として、平成20年4月1日から老人保健制度にかわる新制度として埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者となって開始されるのに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき市が行う窓口事務や後期高齢者保険料の徴収事務に関してこの条例を制定するものであります。

条例そのものは、埼玉県内すべての市町村が今回提案された条

例と同様の条例を制定し、本年4月1日からの制度開始に合わせて施行するものであり、第2条の規定では市の窓口で取り扱う事務処理等を規定するものに、第3条以降では保険料の徴収事務に関する規定を設け、普通徴収に伴う納期等の設定や滞納者に対する延滞金の計算方法や徴収方法、居座り、その他の不正行為により保険料の徴収を逃れた者に対して過料の設定を設け、附則では施行日並びに被扶養者であった保険者の保険料徴収の特例を制定しているものであり、後期高齢者医療制度において市が行うべき事務について規定しているものであり、適正かつ公平な事務処理を行うため条例設置するものであると考えます。

以上の点から本条例に対して賛成するものであります。

なお、保険料の徴収に際しては、被保険者が高齢であり、年金生活者が多いことから、保険料の納付相談等被保険者の生活実態を把握し、適切な保険料の徴収をお願いし、賛成の討論といたします。

委員長　ほかにありますか。

永澤委員　議案第18号　入間市後期高齢者医療に関する条例について、公明党を代表して賛成の討論を行います。

この制度の設立の背景には、急激な高齢化が進み、一つの自治体で高齢者の医療費を支え切れなくなっている現状があります。また、高齢者が適切な医療が受けられるようにすることは行政として当然の責務であり、将来の世代についても同じように安心して医療を受けられるよう国民皆保険制度を破綻させないため

の施策であります。若年者の過度な負担を避け、応能の原則から低所得者階層への配慮をしつつ、高齢者の方々にも応分の負担を願うのは、制度の存続からも大事な視点であります。

しかし、急激な改革を進めた結果、高齢者などの弱者においては激変になることは否めません。既に国において、新たに保険料の支払いが開始される高齢者については緩和措置が決定しており、今後も真に経済的に苦しい高齢者の方々に対してはさまざまな軽減措置が検討されております。今回の条例では、普通徴収による納期を8期に設定しておりますが、今後の市民の声を聞き、改正することも視野に入れるべきであると考えます。新たな制度の開始でありますので、さまざまな市民の声に耳を傾けていただき、説明責任をきちんと果たされるよう要望し、賛成討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号 入間市後期高齢者医療に関する条例は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第18号 入間市後期高齢者医療に関する条例は、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11時05分 休憩

午前 11時05分 再開

委員長 では、再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第19号 入間市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第19号 入間市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

福祉部長 議案第19号 入間市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画期間中の介護保険料について、平成17年度税制改正の影響により保険料段階が急激に上昇する方に対して平成18年度、19年度の保険料を減額する激変緩和措置がとられ、平成20年度に本来の保険料段階に移行する規定となっておりましたが、平成20年度において激変緩和措置を終了させると保険料の額が上昇することから、引き続き平成20年度においても平成19年度と同様の

水準で激変緩和措置を継続できることとなったことから改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第19号 入間市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

委員長 会議を再開いたします。

## △ 議案上程

議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のもの

委員長 次に、議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、健康福祉センター所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、経常経費の説明は省略をし、主なものについて簡潔に説明を願います。

### 内容説明

健康管理課長 それでは、平成20年度入間市一般会計歳入歳出予算のうち、健康管理課所管の主なものについてご説明を申し上げます。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。予算説明書の事項別明細書18、19ページをごらんいただきたいと思います。19ページの中段、款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち健康診断料は、前年度当初予算対しまして1,800万3,000円増額の4,233万9,000円を予算計上させていただきました。その増額の主な理由は、法改正により従来から市町村が実施していた基本健康診査が廃止となり、平成20年度からは高齢者医療確保法に基づき各医療保険者による特定健康診査として実施されることになりました。このことに伴い健康福祉センターは、医療保険者の一つである入間市国民健康保

険との委託契約に基づき入間市国民健康保険が実施する特定健康診査の健診実施機関として指定を受け、健診業務を行うことになるため、その業務に係る委託料を健康診断料として受け入れるものであります。

次に、事項別明細書の26、27ページをごらんいただきたいと思っております。27ページ中段の款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生補助金のうち、疾病予防対策事業費等補助金341万1,000円は、従来市町村が老人保健法に基づき実施してきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業については、平成20年度から健康増進法に基づく健康増進事業として実施することになりました。このことに伴いまして、市で実施している健康手帳の交付、健康相談及び肝炎ウイルス健診などの事業が補助金の対象事業となるため、新たに本年度の当初予算に計上したものであります。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。事項別明細書86、87ページをごらんいただきたいと思っております。87ページの中段、目6予防費、大事業、生活習慣病対策事業のうち健康診断事業は、前年度当初予算に対しまして8,644万7,000円減額の1億9,241万6,000円を予算計上させていただきました。その減額の主な理由は、歳入の中でもご説明させていただきましたが、従来から老人保健法に基づき市町村が実施してまいりました基本健康診査が平成19年度をもって廃止となり、20年度からは各医療保険者により新たに特定健診として実施されることになりました。こ

のことに伴い、入間市が入間市医師会との委託契約に基づき実施しておりました基本健康診査は、入間市国民健康保険を初めとした各医療保険者が平成20年度から特定健康診査として実施することになりますので、基本健康診査に係る必要経費を減額したものであります。なお、基本健康診査を除く人間ドックを初めとした各種健康診断や各種がん検診等は、従来どおり市の健康診断事業として実施するとともに、特定検査につきましては歳入の中でもご説明させていただいたとおり、健康福祉センターが一つの健診実施機関として入間市国民健康保険から健診業務を受託し、実施することになります。

以上が平成20年度一般会計歳入歳出予算のうち、健康管理課所管の主なものの概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

親子支援課長 それでは、親子支援課所管の予算について、主要な部分をご説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、歳入ですけれども、24ページ、25ページになります。款16県支出金、項1県負担金、目3衛生費県負担金、節1保健衛生費負担金のうち、説明欄、予防接種事故対策費負担金406万8,000円につきましては、予防接種法による健康被害者への救済給付ということで、これに対する県からの法定負担分でございます。

それから、次のページをごらんいただきたいと思います。項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金のうち母



子保健事業費補助金18万1,000円につきましては、妊婦健康診査のH I V抗体検査に対する県の補助金でございます。いずれの歳入につきましても、例年のとおりでございます。特に変更はございません。

引き続きまして、歳出に移らせていただきたいと思えます。ページが86から87ページになります。款4衛生費、項1保健衛生費、目6予防費3億5,593万7,000円のうち、説明欄、大事業、予防事業中の乳幼児予防接種事業1億1,516万9,000円につきましては、対前年度比で50.3パーセントの増額となっております。これにつきましては、国の麻疹の排除計画に基づきまして、麻疹、風疹今現行では2回接種ということになっているわけですが、これが18年度からスタートしているわけですが、それ以前の1回接種の方々を対象として2回接種をするという趣旨で、平成20年度から5年間にわたりまして補足的接種を行うということによる委託費用を計上したものでございます。具体的には、中学校1年生及び高校3年生に相当する年齢の者に対しまして、麻疹、風疹混合ワクチンの接種費用3,466万6,000円が新たに追加計上されております。

次に、下段目7母子保健費8,483万3,000円につきましては、対前年度比で4,140万円、約95.3パーセントということで、おおむね倍増というふうなことになってございます。これにつきましては、妊婦健診事業で健診の公費負担を拡大するという、後ほどご説明いたしますけれども、その影響でございます。

説明欄のうち、大事業、母子保健推進事業996万9,000円のうち、中事業、母子健康教育事業の中で20年度には育児体験用の沐浴人形につきましての購入費用20万6,000円が盛り込まれてございます。それから、同じく中事業、母子保健相談・訪問事業の中では、新規事業といたしまして生後4カ月までの子供を持つ家庭を訪問いたしまして、主に母親の育児支援を目的としまして、こんにちは赤ちゃん事業ということでの委託費用30万円を計上してございます。

それから、大事業で妊婦・乳幼児健診事業7,486万4,000円、これにつきましては先ほど申し上げました妊婦健診の中で、19年度まで妊婦健診の公費負担を2回ということでごございましたけれども、これを5回にするということの費用が盛り込まれてございます。

次のページ、88ページ、89ページをお願いいたします。目8健康福祉費3,540万3,000円のうち、大事業、発達支援事業597万5,000円につきましては、いわゆる元気キッズに関連する事業の経費でございます。これにつきましては、対前年比で107万3,000円の減額となっております。これにつきましては、職員体制を充実、強化するというところで、臨時職員、パート職でございますけれども、この部分を正職化したことに伴う賃金の減額が主な要因でございます。なお、正規職員の給与につきましては、健康福祉センター費のほうに計上されております。

以上で親子支援課所管の予算の説明とさせていただきます。よ

ろしくお願いいたします。

健康福祉課長 健康福祉課所管の予算についてご説明いたします。

初めに、予算説明書18、19ページ中段をごらんください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち、説明欄、健康福祉センタートレーニング室使用料1,530万円につきましてはトレーニング室の個人利用に伴う使用料で、利用者が70歳以上が大幅に増加している反面、他の年代がいずれも減少していることに伴い、平成19年4月から9月までの使用料が前年度同月に比べ91万7,900円の減、率にしますと10.18パーセントの減となっていることから、平成18年度同使用料を決算額の90パーセントで見積もったものであります。

続きまして、予算説明書88、89ページ上段をごらんください。款4衛生費、項1保健衛生費、目8健康福祉費3,540万3,000円のうち健康福祉課所管の予算は2,942万8,000円で、前年度当初予算対比1.4パーセントの増であります。

主な事業についてご説明いたします。大事業、健康づくり推進事業2,567万1,000円は、トレーニング室の管理運営に伴う委託料やトレーニング機器の借上料及び各教室事業における報償費等が主なものであります。事業内容といたしましては、生活習慣病の予防と改善を図る観点から、ポプレーションアプローチとして旧生活習慣改善コースを名称変更し、血管若返り教室として重点事業として位置づけ、年5コース、1コース4カ月間をセンターの常勤医師や他種の専門職がチームを組んで実施いたしますほか、

禁煙を希望する方を対象とした禁煙チャレンジ教室やウオーキング教室、女性の健康講座、おいしくたべよう012さいなど11の健康教室や講座及び健康相談事業の実施や健康情報の提供を行うとともに、公民館や関係団体等との連携を図りながら地域での健康づくり事業を実施いたします。また、健康づくりネットワーク構築事業につきましては、宮寺、二本木地区でのモデル地区事業について、健康づくりマネジャー養成講座修了者で発足いたしましたグループ及びその健康づくり活動を積極的に支援してまいります。また、次の地区において健康づくりマネジャー養成講座を引き続き実施するとともに、地区内の健康意識のさらなる向上を図るため、健康づくり講演会の開催や健康づくり関連事業を集中的に実施いたします。また、トレーニング室では、引き続き体力測定コースを実施し、一人一人の健康や体力に合ったトレーニングメニューの提供、専門職による運動実践等についてのアドバイスや相談を行います。また、利用者が減少してきていることから、新たに運動習慣のない方を対象とした室内用トレーニング室自転車体感教室やお試しトレーニング室利用等のトレーニング室関連事業を実施し、トレーニング室利用の促進を図ってまいります。

次に、大事業、地域福祉推進事業のうち、中事業、障害者・高齢者自立支援事業354万9,000円は、各事業の実施に伴う作業等賃金、報償費、ボランティア団体及び当時者団体等の活動を支援するための簡易印刷機、朗読録音システム機器及び点訳機等の借上

料が主なものであります。事業の内容といたしましては、相談事業として障害者や高齢者の生活支援のため、随時相談やリハビリテーション相談、専門医による心の健康相談等を行います。地域リハビリテーション事業では、精神障害者地域生活支援事業のソーシャルクラブ入間ピアや家族の集い、精神疾患の家族教室、障害児者のための教室等の自立支援事業を実施いたします。障害者の文化スポーツ事業といたしまして、障害者スポーツ大会やフライングディスク教室、大会及び障害のある方の作品展のほか、国、県主催の障害者スポーツ大会への参加を支援してまいります。また、障害についての正しい知識の普及、啓発を行うため、メンタルヘルス講演会や福祉講演会等の啓発事業を実施いたします。

以上で健康福祉課の概要説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

これ以降、歳入は歳出に関連して質疑を願います。

まず、款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費、目6予防費、目7母子保健費、目8健康福祉費についての質疑を願います。

なお、質疑、答弁は簡潔に願いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

吉澤委員 多分ページでいうと85ページの職員給与費になるのかもしれないのですが、特定保健指導の開始に伴って保健師を増員するというので総括質疑の中で答弁があったのですが、現

在応募の状況というのはどうなっているのかと、あともう一点その2名の雇用形態についてお聞きします。

健康管理課長 まず、2名の増員、保健師が保健指導を行うための増員でございませぬ。内容的には、特定健康診査を受けた結果によりまして保健指導が必要な方というのが特定されますので、実質上特定健診が始まるのは6月から12月ということで、特定保健指導の実施は8月ごろからの実施になるかと思ひます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

委員長 続けてお願ひします。

健康管理課長 済みませぬ。保健師は、正職員になります。よろしくお願ひします。

吉澤委員 最初に聞いたのですけれども、応募の状況。

健康管理課長 保健指導の応募の状況ということでよろしいですか。

吉澤委員 保健師の……

健康管理課長 応募の状況ですか。4月からの配置ということで、もう既に保健師2名が配置されることになっております。

吉澤委員 はい、わかりました。

次に、87ページの乳幼児予防接種事業で麻疹、風疹のワクチンの追加接種ということなのですけれども、これは通知の方法とかはどのように行われるのでしょうか。

親子支援課長 ちょっと聞き取り、済みませぬ。

吉澤委員 ことしから中1、高3までの追加接種のことで、通知の方法、

対象者に対する。

親子支援課長 対象者につきましては、私どものほうのコンピュータによりまして個別に把握しまして、各個人あてに予診票というものを送付する予定でございます。

吉澤委員 はい、わかりました。いいです。

委員長 よろしいですか。

吉澤委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

上原委員 ちょっと今最初の説明で歳入歳出に伴って、トレーニング室の何か活用が数字が減っているということで、10パーセントマイナスの歳入見込んでいるというようなお話でしたけれども、その要因というか、把握している範囲の内容と、それから今後それをどのようにしていこうとしているのか、その方針について伺います。

健康福祉課長 平成19年4月1日から12月までの人数を対前年度比、同月比で比較しますと、先ほどもお話ししましたが、70歳以上の方が1,006人の14.6パーセントと大幅な伸びを示しております。ただ、それ以外の年代につきましては、いずれも4パーセントから17パーセントと減少傾向にあります。12月末現在で18年度と比較しますと4,512人の減少、7.7パーセントの減少となっております。

それで、この減少の理由なのですが、このトレーニング室はフリー利用ということで、いつでも使えるということで、退会みたいな届けがございません。詳しい理由はわからないわけですが、受付等の話を聞きますとなかなか仕事が忙しかったりして来られ

なかったと。だから、今まで週に3回来ていた人が例えば1回になったとか、そういうことだと思います。特に午前、午後、夜間という区分けをしているわけですが、夜間、夜の利用者が1,601人、10.8パーセントと低くなっております。夜間の主な利用者につきましては年代の若い方の利用で、会社の帰りとかに利用している方が多いと思います。そういう方の利用が1,600人ということで人数が減っております。これにつきましては、その理由につきましては、仕事の関係だとか、例えば入間市内におきましてはいろんな施設がございます。例えばそちらのほうに移った方もいられると思います。その辺につきましてはどういう形で、アンケート等をとれるものであればそういうものをもってその理由を把握していきたいと思います。

また、減少してきていることから、新たに例えば先ほどお話ししましたトレーニング室、自転車体感教室、全然使ったことない人のために気軽にトレーニング室を利用していただく体験教室みたいな形の教室を来年度は実施していきたいと考えております。それから、利用者の方でも継続的に利用していただくために、筋トレ機器等の説明会、最初に説明はするわけですが、最初の説明ですとなかなかわからないということもありまして、定期的にそのトレーニング機器の使い方、初心者に対して説明会等を行って継続利用を図っていきたいと考えております。

以上です。

上原委員　せっかくあるすばらしい施設ですから、できるだけ新たな利用



者の発掘をお願いしたいというふうに思うのですけれども、最近市内を見渡すと相当多くの企業がそういう施設というのでしょうか、トレーニング的なものを開設していますよね。やはり大型電気店の跡地のところにも何かすばらしい施設ができています。そういういろんな施設、あるいは武蔵藤沢の駅東口等、もちろんコナミスポーツ、駅前の信託事業等もある意味では類似する、競合するような施設だというふうに思うわけです。願わくばというか、これからの動向を勘案すると、やはりそういうところがないもので必要とされるもの、要するに重複したものを置くとどうしても利便性とか費用の問題、費用を見てもそれほど高くないのです、そういう施設の利用も。いろんな選択肢があって、うまく利用すると非常に安く使えるという、そういう環境もあるので、その辺の民間の実態の把握というのはしていますか。

健康福祉課長 民間の細かい実態把握しておりませんが、民間の施設ですと健康福祉センタートレーニング室にない機器についても、いろんな付加価値がついている機器でございます。例えばランニングマシンですと、健康福祉センターのほうで本当にランニングするだけなのですが、民間の施設だとそれに前にテレビがついていたりとか、そういうものもあります。それから、付加価値としてトレーニング室に例えばプールがついていたりとか、岩盤浴、そういう付加価値がついていて、値段が少し高くても女性とか若い年代の方は何かそちらのほうに行く傾向、トレーニング室を使っているという新しい施設に移った方にお話を聞きますと、テレビが

ついていて、プールがあって、温泉があってという何かそちらの付加価値のほうにも期待して行っているみたいです。いろんな利用者に聞きますと、アンケートをとった結果ではこの利用施設を、トレーニング室を使っている理由につきましては、公共施設だから、安心だからという理由が、あとは金額が安いという理由がございます。その辺を本当に市民の方に、もっと気軽にいつでも使えるようなそういう教室等を開催して、少しでもトレーニング室の利用者の促進につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

上原委員 おっしゃるとおりでして、市内の施設私も時折確認してみますと、相当やっぱり数の多いのにまずびっくり。あらゆるところでできていますよね。サイオスの中にもあったり、いろんなところにそういう施設があるし、新しくできたラウンドワンですとか、いろんなところにいろんなそういう類似施設ができています。その辺のやっぱり実態の把握というのも行政として少し心がけてもらわないと、新しく例えば業務を委託するにしても機材まで委託するわけですよね。リースするわけですよね。そうすると、その入れる機材がもう時代おくれであり、また需要に合わないというか、そういうものを入れてみても何の意味もないわけで、やっぱり企業努力というか、健康を保持するための大事な施設なわけですから、先ほど言った70歳以上の方の利用が多いというのは大いに結構なことで、ぜひそういうものは多く伸ばしてもらい、また逆に若い人、なかなか一般のそういうカルチャー施設というか、そう

いうフィットネスクラブあたりが手に届かない人たちを対象とした事業というか、教室等も開催していただければ、そういう施設に対する親近感というのは持っていて、そして新たな需要が掘り起こせるのではないかというような気もします。例えば小学生、中学生、高校生というような学生あたりに大いに利用してもらうような、そういう環境づくりについてはどうお考えですか。

健康福祉課長 現在高校生含めた16歳以上が使えるわけですが、極端に人数が少なく、10代が4月から12月は205人ということになっています。なかなか10代、20代の人 genuinely 少なく、何とかそういう方にも利用していただければいいなどは考えているわけですが、特設名案というのなかなかなくて、今後そのトレーニング室の利用についてはPR等をしながら利用者の掘り起こしには努めていきたいとは考えています。

健康福祉センター所長 補足説明になるのですが、今担当課長が申し上げましたとおり、70歳以上の高齢者がふえていると。その近辺の方の減少率というのは、比較的少ないのです。ですから、50、60歳ですね。極端に低いのが、20歳だとか30、40歳が大幅に下がると。そういう意味では、健康福祉センターの本来の中高齢者に向けたトレーニングという意味では活用が図られている、本来の趣旨に戻ったのかなという気がしています。

それと、なぜ若い人たちがそこから離脱してくるのかというのを私なりに考えました。それは、結局民間でそういうトレーニング室だとかスポーツジムが行われて、活発にそういう健康志向の

中で運動されております。当健康福祉センターのトレーニング室は、中高齢者向けに運動量の負荷を落としてあります。したがって、ある程度なれてくると若い方はそれが不満で、もっと負荷の高いものにしてほしいという意向もあるのですが、やはり保健指導、健康増進という趣旨でうちのほうがある一定の中高齢者向けの負荷に限定しておりますので、その要望には添えかねるというのが1つございます。

それとあと1つ、1日200人を超える利用者がいて今の人数確保しているわけなのですが、例えば1日5人いなくなるだけで1,800人から2,000人年間で少なくなってしまうという相当な影響力があるので、その5人ないし6人をどう確保するかという部分につきましては、上原委員さんのおっしゃるとおり、今後健康福祉センターならばできる、民間企業ではできないと、そのような特化した内容で今後事業を進めていく必要があろうと思います。この20年度につきましても、そういう意味でトレーニング室内の自転車体感教室ということで、とりあえずその気になってもらおうと。その気になってもらって、そういう体感して、その気持ちよさを味わってトレーニング室に、どんどん活用を図っていただくような促進策。それと、あとある意味ではお試しトレーニング室利用ということで、とにかく来てくださいと、気軽に来てくださいと、そのようなきっかけづくり。それと、あと健康増進という意味で、健診からの流れとか、そういう意味でのもう民間ではできない特殊なトレーニング、こういうものを考えていきたいと、

そう考えています。

以上でございます。

上原委員 おおむねといえますか、大体理解をいたしましたし、ぜひそういう方向で市内ほかの施設とあえて競合する必要もないわけですし、目的に合った形での方向にぜひ進めていただきたいというのと、先ほどお話がありました16歳以上、高校生対象としてあの施設は使えると、こういう話がありましたけれども、それをもう少し、施設としては高齢者健康増進のための施設という位置づけはそれで結構なのだけれども、少し幅を広げるといふか、落とすといふか、年齢を下げても中学生でも使えるような、そういうふうな方向性というのはいかがでしょうか。考えられませんか。

健康福祉課長 今のところ中学生については、そういう考えは持っておりません。あそこ主体的に自分の責任で事故なく安全に行ってもらえる施設ということで、16歳以上が適当だろうということで判断して年齢制限をつけたものでございます。例えばほかの県内の施設につきましても、ほぼ同じ同様な年齢制限を設けているところが多くなっております。

上原委員 なぜそんなこと言うかという、スポーツとか健康とかというのは基本的にはやっぱり若年者から体感してこない、なかなか障害、いろんな障害が起こるといふようなことになるわけですが、ですので、この辺の持ち場、持ち場それぞれ責任ある対応するとなればそう幅を広げないのはわかるのですけれども、ただああいふ施設、せつかくある施設を何かもう少しそういう基本的な、幼

児のいろいろな支援等はやっているわけだし、ああいうところに  
なじむ人たちというか、それらの施設を訪問する人たちはそれな  
りの意識を持ってられる。その中に、そういうものの子供たち  
のかかわれるような施設があったほうがいいのではないかなとい  
うふうな気がするわけなのだけれども、特に実はこの間ちょっと  
余談というか、関連なので、その施設を借りてある団体が教室を  
開いたのです、講習会という形で。大体百二、三十人の方が集ま  
ったのですけれども、それは基本的には体の使い方、ボールの投  
げ方なののですけれども、そういうことから将来的に障害が起こら  
ない、けがもしないように、骨の変な負荷をかけないようにとい  
うようなことで教室を開いた。非常にああいう施設できたという  
ことで喜んでいるのです。そういうことを考えると、それがあ  
る団体に貸してやった仕事なのだけれども、そうではなくて施設と  
してそういうものに対する取り組み、将来的な発想の中でそうい  
う健康の基本的なるものをそういう何かの形で若い人たちに参加  
できるような、してもらえるような、そんな環境できたらすばら  
しいなというふうな気がしたのですが、それについてどうお考え  
でしょうか。

健康福祉課長 今のお話の中のトレーニング室には、団体には貸し出しは  
しておりませんので、個人利用が主ですので、中で事業をやった  
ということは多分ないとは思うのです。ただ、今上原委員が言  
いましたように、若い年代を含めたいろんな健康づくり教室につ  
いては今後いろんな面で検討はしていきたいとは思っています。

委員長 ほかにありませんか。

鹿倉委員 1点だけ。

予防費が……

〔(何ページ) と言う人あり〕

鹿倉委員 失礼しました。86ページ。予防費が前年対比大幅な減額、そしてまたその前の年とも比べて減額をされているわけなのですけれども、市長は予防は最大の医療というふうに言われながら、この辺事業運営に支障というものが、何か影響があるのか。これ当初予算で減額になって何か影響があるのかどうなのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

健康管理課長 予防費の中で、特に先ほどこちょっとご説明させていただいたのですけれども、やはり基本健康診査が市町村から各保険者に移行した中で、医師会に委託しておりました部分その分廃止になりました、減額ということで。それが入間市と入間市国保のほうに予算計上されているということで、予防対策という面では所管といたしますか、わかりましたけれども、入間市としての予防対策としての健診事業は今後も推進させていくという形になっておりますので、その辺のことだと思うのですけれども。

鹿倉委員 それでは、当初予算でこれだけ、今管轄が変わったということなのですけれども、事業運営には全く支障はない。予防としての関連でして、事業運営としては全く支障がないというふうに考えてよろしいのですね。

健康管理課長 はい、入間市全体として考えたところは問題ないというふ

うに考えております。

鹿倉委員 高齢者予防接種事業というのが、そんな大きな額ではないのですけれども、当初予算減額されておりますけれども、この辺の支障、またこれはインフルエンザだとか、そういうものによって、また補正で対応とかそういうふうにしていくのだと思うのですけれども、当初予算ここで減額をされたというまず理由教えてください。

健康管理課長 高齢者予防接種につきましては、毎年10月から1月までの期間で実施しております、当初予算を組むときまだちょっと実績がなかなか見込めないということで、前年度の部分につきましてそれを参考にちょっと予算計上させていただいた部分がございます。若干当初予算を組む段階で前年度から比較しますと伸びがそんなにないということで、19年度当初予算組む段階では前々年度といいますか、そこが結構伸びておりましたので、そういった意味ではちょっと当初予算組む段階で、10月から1月の段階でその年度の参考にできるのが10月部分、あるいは11月、毎月締めになりますので、なかなか当該年度の部分の実績をもとにというのが難しいものですから、そういった意味では年度によってインフルエンザがはやるはやらないで違うのですけれども、当初予算を組む段階での参考が前々年度ということで、それに伸び率をちょっと掛けさせていただいておりますので、若干20年度は19年度より低くなっているという状況でございます。

以上でございます。



委員長 いいですか。

鹿倉委員 はい。

健康福祉課長 一部訂正をお願いしたいわけなのですが、先ほど健康福祉課の概要説明の中で、歳出88、89ページの中で、「健康福祉課所管の予算は2,942万8,000円で、前年度当初予算対比1.4パーセントの増」ということで話したらしいのですが、正確には「4.7パーセントの増」ですので、訂正しておわび申し上げます。

委員長 では、それ確認してください。

ここで午前中の質疑をちょっと休憩いたしまして、午後に引き続きやりたいと思いますので……

〔(あるかどうか聞いたら。この所管がないかもしれないよ) という人あり〕

委員長 時間になってまいりましたけれども、この関連の質疑皆さんのほうからどのくらいありますか。あと、委員外議員だけですね。ということで、また引き続き午後にもかかりますけれども、お昼になりましたので、1時まで休憩させていただきます。

午後 0時00分 休憩

午前 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

引き続き質疑をお願いいたします。

永澤委員 87ページなのですが、予防事業の中の予防接種のことでお伺いしたいのですが、今任意ということになっています

ね、ほとんど。お母さんが自分から行かないと、なかなか乳幼児の予防接種というのはその方の任意となってきた中で、受ける率というのはどのぐらい昔に比べて減っているかどうかというのわかりますでしょうか。

親子支援課長 昔というのがあれですけども、一時は健康被害等が出た影響で、義務から努力義務というふうな形での、役所としても勸奨という形になりました。一時は健康被害等の影響で落ち込んで、その結果として今回のような、麻疹の発生とかというような事態が発生をしてきているわけですけども、最近の情勢ですとおおむね特段よくも、ただ物によって影響が大きいような病気とかというものについては九十数パーセントとかというのがありますけれども、特段変動はここ何年かというのはないかというふうに思います。普通は、一般的には80から90超というふうなことでお考えいただけますでしょうか。

永澤委員 努力義務でこちらの勸奨ということなので、80から90の残りの10パーセントから20パーセントのご家庭に関しては全く、もう一回受けてくださいみたいなことというのは今やっていないという解釈でよろしいですか。

親子支援課長 接種を受けていない方についての個別でこちらから働きかけるということは、現状は行っておりません。ただ、市報だとかコンピュータ、インターネット等での、ホームページ等での啓発、あるいは健診に見えたとき等の啓蒙活動というのは、母子手帳を確認して受けていないということが確認できた人については個別

に接種をというふうなことでの促しはしております。

永澤委員 もう一点なのですけれども、こんにちは赤ちゃん事業についてもうちょっと詳しくお伺いしたいのですけれども。

親子支援課長 これは、国のほうの現状は予算上の措置で、近々法定化されるというような状況に入っていますけれども、根幹にあるのが児童虐待であろうというふうに思います。児童虐待で死亡率が出生後4カ月前後のお子さんが一番多いという結果が出ていたようで、それを基準に、訪問事業というのは本来必要と思われるというふうな、基本的には保健指導の立場からすると、法律上は必要と認められるものについて行くという、戸別訪問というふうな建前でしたけれども、これをすべての出生の生後4カ月までのお子さんに対する家庭訪問をして、母子関係がどうなっているかというようなことと、適切な指導をやって、より懸案な人についてはそのフォローをしていくための、また一步としての訪問という位置づけになろうかと思えます。

永澤委員 そのときに必要な情報とかを提供するというふうなここにあるのですけれども、どのようなものを実際そのときに持っていかれるというか、配られるのでしょうか。

親子支援課長 第1段階ですと、ごくごく一般的な健診等の案内だとか、正直言いまして職員体制、保健師が7名しかおりませんので、これで年間1,200前後の出生児がおるわけですので、全部賄えるわけではないので、助産師さんだとか母子保健推進員さんだとかというような方をお願いする予定でいるわけなのですけれども、一般的

にはそれほど深い知識を持っていらっしゃる方に、助産師は別としてですね。推進員の方々というのはボランティア的な要素を持っていただいている方ですので、ただ専門的な知識というものはお持ちでないケースがありますので、余り深い情報提供というよりも、一般的な情報提供をさせていただく対面の関係の中でその家庭あるいはお母さんの状況等についての把握をして、もし困っていらっしゃるようなお母さん方がいらっしゃれば、うちのほうの保健師通じてそのフォローをするというようなことを進めていこうかなというふうに考えております。

永澤委員 大変難しいとは思いますが、そのときには起きていなくても若干将来虐待の方向に進みそうだなとか、ちょっと問題が起ころうだなという判断をされた家というのは恐らく難しいとは思いますが、そういうその後のフォローというのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

親子支援課長 虐待に結びつかないまでも心配なお母さん方というのは、現実の通常の健診等の中でも常々うちのほうでも見ているようにはしております。今申しましたように、一般の方も含めて出ていただいで、どういう状況であったかというようなことを把握してきていただいで、行っていただいた方にちょっと心配だなというようなことの記録等を出していただいた中で、それをうちのほうの保健師につないで、保健師がまたちょっと心配であれば改めて出向いていくと、あるいは場合によったら児童福祉課のほうの虐待担当のほうと調整をとるというような流れになろうかな

というふうに思います。

永澤委員 はい、結構です。

委員長 よろしいですか。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

なお、質疑は簡潔に願います。

山本議員 では、質疑させていただきます。予算説明書89ページ並びに予算関係資料28ページです。款4項1目8健康福祉費の中から2点お伺いします。

まず、健康づくり推進事業、トレーニング室の運営事業ですけれども、行政改革の長期プラン前期実行計画の中に記載があったように記憶をしております。この計画において、今後の運営のあり方についてどのように位置づけられておりましたでしょうか。それを踏まえて今後どのように施策を推進されるのか、概略をお聞かせください。

それと、あと同じ項目の地域福祉推進事業のうち障害者・高齢者自立支援事業について、予算参考資料28ページの該当項目の後段部分、障害者の健康づくりや仲間づくりを目的としたスポーツ文化事業を実施するとありますが、その具体的内容について先ほど概略はご説明いただきましたが、もう少し詳しくちょうだいしたいと思います。また、それを実施するに当たって自治会や地域のボランティア組織など関係団体の連携が必要になるかと思

ますが、その確保策についてはいかがなっておりますでしょうか。また、公民館や福祉課等と庁内の連携の確保も同じように必要になるかと思いますが、その連携体制についていかがなっておりますでしょうか。

以上、お願いいたします。

健康福祉課長 トレーニング室に関連しまして、行政改革長期プランの前期実行計画の関係ですが、健康福祉センタートレーニング室につきましては、財政の健全化、それから民間委託の推進ということに位置づけられております。運営を委託化し、職員配置を削減するという内容になっております。

それで、現在トレーニング室の運營業務に関しましては、午前9時から10時まで。原則として、昼間は職員1人。それから、受付のパート、これ3人でローテーションで回しているわけですが、常時1人を配置しております。それから、夜間と土曜日、日曜日については、委託によりトレーニング室の管理運営を行っているところでございます。

このような状況の中で、平成19年度から健康づくりネットワーク構築事業がスタートし、平成20年度以降におきましては1年度間に2地区において事業展開をしていく予定になっております。また、平成20年度から健康福祉センターを中心に行ってまいりました健康づくり教室の地域展開やトレーニング機器を使った新たな事業を計画しており、その事業量につきましてはますます増大することが予想されております。このような中で、平成19年度に

職員の定数が1人減という形になっております。

このような事業量の増大に対応するため、トレーニング室の利用者も安定し、またオープン以降5年が経過する中で、管理運営方法につきましても確立しつつあることから、平成20年度、来年度からトレーニング室の管理運營業務を現在の委託に加えまして月曜日から金曜日までの昼間を委託して、完全委託をする予定でございます。それに伴いまして、常時職員が1人と、それから交代要因が張りついていたわけですが、その人たちを今度地域での健康づくり事業と、それからネットワークの支援に回し、それからトレーニング室の業務量の増に対応しておりまして、嘱託の職員が1人配置されておりました。それを減員をいたします。それと、受付のパート3人につきましても減をして、約400万円ぐらいの効果が上がるのではないかと思います。

それから、もう一点の障害者の健康づくり、仲間づくりを目的としたスポーツ文化事業につきまして、この事業につきましては障害者の健康づくりや仲間づくりを推進するとともに、障害への理解、それから障害者の社会参加を推進することを目的に実施しております。内容につきましては、障害者スポーツ大会、それから県障害者スポーツ大会等への参加支援、それからスポーツ教室、スポーツ大会の開催、それから障害者文化活動の支援事業という形になっております。具体的に申しますと、平成20年度につきましてはフライングディスク教室を2回開催いたします。6月6日と14日。それから、引き続きフライングディスク大会を6月21日、

それから障害者スポーツ大会を10月5日に開催いたします。また、県の障害者スポーツ大会等への参加支援につきましては、県のほうで開催しておりますふれあいピック、これは春と秋にあるわけですが、熊谷市で開催するわけですが、ここへの参加を支援いたします。また、障害者の文化活動支援活動といたしまして、障害のある方の作品展、これは平成21年の3月のセンター祭りの中でこの作品展を開催する予定となっております。

それと、ボランティアと、それから庁内の連携につきましては、今年度のフライングディスク教室におきまして、民生児童委員協議会の障害福祉部会の方、それから体育指導員協議会、それから向原中学校の生徒さんのボランティア、また一般のボランティアを含めて45人の応援をいただいております。また、庁内におきましては、障害福祉課、体育課と連携いたしまして、いろいろな面で連携しながらこの事業を行っております。

それから、フライングディスク大会におきましても同様のご協力いただきまして、民協、それから体育指導員、向原中、一般ボランティアの63人のご協力をいただいております。それから、障害者スポーツ大会につきましては、やはり一般ボランティアの方15人、それから民生児童委員連絡協議会の方33人、それからボランティアセンターの方が30人、それから事故等の関係で接骨師会の方ご協力いただきまして、2名参加をいただいております。それから、あんず幼稚園、向原中学校、それから初級障害者スポーツ指導員、合計109人のご協力をいただいております。また、この



大会のご案内を差し上げた中には、各地区区長会長だとか、それから各地区の民協会長さん、それから障害福祉審議会の委員さん等にご案内を申し上げまして、障害への理解と障害者との交流を深めていただいております。また、この大会につきましては、庁内では障害福祉課、それから社会福祉協議会と連携してこの大会を運営しております。

それと、あと実際障害者の健康づくりということでこのような事業を行っているわけですが、現在トレーニング室につきましても障害者手帳をお持ちの方247人が現在登録しております。内訳は、身体が174人、療育手帳をお持ちの方が15人、精神が58人ということで247の方が登録しております。現在平成19年の4月から12月まで延べ1,083の方がトレーニング室を利用なさってそれぞれ健康づくりに励んでおります。実際障害者の健康づくりについては内部でもいろいろ検討しているわけですが、20年度中にはトレーニング室を利用した障害者の健康づくり教室とか、事業につきましても今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長      ありがとうございました。

以上で款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費、目6予防費、目7母子保健費、目8健康福祉費についての質疑を終結いたします。

以上で健康福祉センター所管のものについての質疑は終了いた

しましたが、各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 1時17分 休憩

午後 1時20分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民部所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、經常経費の説明は省略をし、主なものについて簡潔に説明を願います。

#### 内容説明

自治文化課長 自治文化課が所管する予算の主なものにつきまして、歳入歳出を一括してご説明申し上げます。

予算説明書の46、47ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費1億377万1,000円のうち協働のまちづくり推進事業7,785万5,000円の内容は、協働ガイドラインの作成、進行管理事業、市民活動センター中間支援業務、区長会・自治会報償金、市民大学開催事業等が主なものでございます。自治会報償金につきましては平成18年度から削減しておりまして、20年度も18年度、19年度とほぼ同額でございます。

コミュニティ活動推進事業2,275万1,000円のうち集会所等建設費補助金685万7,000円は、東金子第20区の集会所建設費補助金が

主なものでございます。

目12文化振興費1,485万9,000円のうち、48、49ページをごらんください。入間万燈まつり実施事業1,203万5,000円は、地域の活性化や市民文化の振興を目的に市民と行政の協働によるまちづくりの実践事業といたしまして実施いたします入間万燈まつりの実行委員会に対する補助金及び文化振興のためにプロジェクトチームとして任命する職員スタッフの時間外勤務手当を計上したものでございます。

目13国際交流費1,011万4,000円のうち姉妹都市・友好都市交流事業388万2,000円につきましては、新潟県佐渡市、ドイツヴォルフラーツハウゼン市及び中国奉化市との市民交流等を推進するための経費でございます。20年度は、ヴォルフラーツハウゼン市から青少年コーラス訪問団と、中国奉化市から中学生異文化体験訪問団の受け入れを計画しております。また、佐渡市、ヴォルフラーツハウゼン市及び奉化市から、万燈まつり訪問団の受け入れも計画しております。

目14市民会館費1億4,208万2,000円のうち維持管理費1億3,541万2,000円につきましては、財団法人入間市振興公社を指定管理者として市民会館の施設管理及び自主事業等を委託する経費でございます。

諸工事費の119万円につきましては、エレベーターの耐震補強工事を行い、震災時の安全稼働に備えるものでございます。

なお、特定財源内訳の使用料及び手数料840万円につきましては

は、予算説明書19ページへお戻りください。上段から4番目の市民会館使用料でございます。

続きまして、目15産業文化センター費1億3,975万9,000円のうち維持管理費1億3,152万2,000円につきましては、市民会館と同様に産業文化センターの施設管理等を財団法人入間市振興公社を指定管理者といたしまして指定し、指定管理料を支払うものでございます。修繕費445万円につきましては、緊急修繕費として130万円、リミットスイッチ修繕といたしまして315万円を計上したものでございます。リミットスイッチは、ホールステージのどんちょう、照明、反響板等のつり物を電動制御しておりますが、その上限、下限を制御するスイッチのことで、70個の交換、修繕をするものでございます。

なお、特定財源内訳の使用料及び手数料1,200万円につきましては、予算説明書19ページの産業文化センター使用料であり、昨年度と同額で見込みました。

目16文化創造アトリエ費4,384万1,000円のうち維持管理費3,847万1,000円は、NPO法人入間市文化創造ネットワークを指定管理者といたしまして指定し、文化創造アトリエの指定管理及び自主事業等を委託する経費でございます。

なお、使用料につきましては、利用料金制を導入したことによりまして指定管理者の収入となり、市の歳入はございません。

以上で説明を終わります。

防災防犯課長 それでは、平成20年度入間市予算書及び予算説明書に基づ

きまして、防災防犯課、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 17 防災・国民保護費、目 18 防犯費の主な事業についてご説明をさせていただきます。

初めに、歳入はございません。

次に、歳出につきまして、目 17 防災・国民保護費から主な事業についてご説明をさせていただきます。一般会計予算説明書 50 から 53 ページとなります。目 17 防災・国民保護費は、入間市地域防災計画及び入間市国民保護計画に基づく運営費であります。

51 ページ中段以降となります。大事業、防災訓練実施事業 1,205 万円は、毎年 8 月に実施しております入間市防災訓練に要する運営費及び各自主防災会への補助金であります。

次に、大事業、防災啓発事業 338 万 1,000 円は、地震の発生による地盤の揺れやすさ、地盤の液状化や防災情報を記載したいいわゆる防災ハザードマップの作成が義務づけられました。市といたしましては、このような情報のほか、指定避難所、市民みずからできる日ごろからの備え、防災対策等を記載した防災ハザードマップを策定するため、計上するものでございます。なお、市民周知につきましては、策定後に公表してまいりたいと思っております。

次に、大事業、防災施設等管理運営事業、中事業、防災センター管理運営費、諸工事費 150 万円は、当市に大規模な災害発生によりまして、市民や市民以外の方が避難する指定避難所の表示板の新規設置、そして避難所の誘導看板が経年劣化によりまして腐食が進んでおります。事故等を未然に防ぐため、改修するもので

ございます。

次に、目18防犯費についてご説明させていただきます。地域自主防犯活動団体への支援を行い、行政、警察、住民が連携し、安全、安心のまちづくりを進めるための経費であります。また、区自治会が管理する防犯灯の維持管理費に対する補助金を計上したものでございます。

その主なものとしまして、大事業、防犯関係事業、中事業、交番等整備事業474万6,000円は、平成16年度金子地区区長会から金子駅を中心とした宅地開発による人口増加、駅利用者の増加、また昨今周辺環境等の変化によりまして、現在県道青梅・入間線上谷ヶ貫地内にあります金子駐在所を金子駅前に移転の要望があります。その関係につきまして、県警本部、狭山警察署と協議を重ね、平成21年度の建設に向け、20年度測量及び造成工事の予算を計上いたしました。

次に、ページが飛びまして、80から81ページとなります。款3民生費、項4災害救助費、目1災害救助費は、災害が発生した場合における対応のための予算科目の設定であります。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

市民課長 平成20年度の市民課予算について概要を申し上げます。新規事業はございません。

予算書54ページから55ページ、款2総務費、項1総務管理費、目20諸費、節13委託料、市営葬運営事業費の3,670万円につきま

しては、祭壇ありを270件、祭壇なしを230件の計500件を見込み、予算化いたしました。

これに関連する歳入としまして、予算書16ページから17ページ、目1総務費負担金、節1総務管理費負担金、市営葬負担金を1,994万円見込んでおります。

予算書56ページから59ページまでまとめて説明いたします。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、目2支所費につきましては、一括してご説明いたします。予算総額4億3,146万6,000円を予算化しましたが、市民課支所の正職員43人とパート職員10人の人件費及び出張所等窓口業務に必要な機械器具等借上料や消耗品などの経常経費です。

これに関連する歳入としまして、予算書20ページから21ページ、款14使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節2戸籍住民基本台帳手数料を18万8,280件、4,510万2,000円の収入を見込んでおります。

以上です。

市民生活課長 それでは、市民生活課所管の主な概要を申し上げます。

予算説明書40ページから41ページをごらんください。41ページ下段、消費生活推進事業及び市民相談関係費につきましては、市民生活が安心して送れるよう配慮し、相談員、他関係機関、各団体等との密接な連携により改善策を推進してまいります。

次に、52から53ページをお開きください。53ページ中段、目19交通対策費は、総額で対前年度比較1.9パーセント増の1億5,768万

円を計上しました。

事業別予算で主な概要を申し上げます。目19交通対策費、節1報酬、市内循環バス対策審議会委員報酬15人分が本年度市内循環バス「ていーろーど」の新規車両導入の選定、運行コース、停留所、料金体系等を見直すために委員報酬を計上しました。

大事業、交通対策事業、中事業、交通安全施設整備事業、小事業、維持管理費2,023万8,000円が対前年度比較で372万5,000円の増加となっておりますが、これは道路照明灯の電気料の増と3年に1度の道路照明灯安全点検委託料が増加したものでございます。

また、大事業、駐車場管理事業、入間市駅南口自転車駐車場管理業務1,521万4,000円は微減であります。関連した歳入として18ページから19ページの上段をごらんください。節1総務管理使用料7,128万8,000円の中で、市営自転車駐車場使用料3,077万円が対前年度比較で150万円の増額を見込んでおります。

以上、市民生活課所管の主なものを申し上げます。

保険年金課長 それでは、保険年金課所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。予算説明書の20ページから21ページをお開きください。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の説明中、保険基盤安定負担金2,720万3,000円につきましては、国民健康保険加入者のうち低所得者に対する保険税軽減の対象となった一般被



保険者の数に応じて平均保険税の一定割合を保険者支援分として公費で補てんする制度であり、国より受け入れるものとなっております。

続きまして、24ページから25ページをお開きください。款15国庫支出金、項3国庫委託金、目2民生費委託金、節1社会福祉費委託金の説明中、国民年金事務委託金2,905万5,000円につきましては、国民年金事務に要する人件費及び物件費として国から交付されるものです。

続きまして、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節1社会福祉費負担金の説明中、保険基盤安定負担金9,564万4,000円につきましては、民生費国庫負担金の説明と同様の趣旨による保険者支援分及び低所得者に対する保険税軽減相当額の4分の3を県より受け入れるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。予算説明書の70ページから71ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目6国民健康保険費の10億6,374万2,000円につきましては、国民健康保険関係一般職員20人分の人件費1億6,374万2,000円と国民健康保険特別会計への繰出金9億円であります。

以上で説明を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。

款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費、目12文化振興費、目13国際交流費、目14市民会館費、目15産業文化センター費、目16文化創造アトリエ費についての質疑を願います。

なお、質疑、答弁は簡潔に願いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

質疑を願います。

永澤委員 産業文化センター費の先ほどのリミットスイッチの説明あったのですけれども、中身が445万円の内訳がリミットスイッチに関しては315万円ということなののですけれども、この内訳もうちょっと詳しくわかりますか。

自治文化課長 ホールのリミットスイッチの交換が3,150万円です……

〔(3,000じゃない。300) と言う人あり〕

自治文化課長 315万円です。失礼しました。そのほかに緊急修繕用といたしまして130万円を計上しております。

永澤委員 315万円の……

自治文化課長 315万円の内訳。これは先ほど申しあげましたように、スイッチの交換でございますので……つり物が20あるのですけれども、それを電動制御で先ほども申しあげましたとおり作動させておりますが、そのリミットスイッチを70個交換するものでございますが、詳しい内訳についてはちょっと今資料がございません。どちらにしても、劣化によるスイッチの異常によりまして落下等も予想されることから、安全のために交換修繕するものでございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

塩屋委員 今の関連でいいですか。手元に資料ありませんということで、

落下危険性が予想されるからということですよ。と言うけれども、何で落下が予想されるのですか。例えば耐用年数が来るからとか、何かないと今の永澤委員が聞いたことの内容には答えていないことになる。あるいは、故障がちょこちょこあるとか。

自治文化課長 舞台に反響板とか、音響とか、バトンとかいろいろありまして、電動で操作しておるのですけれども、それが上がり過ぎないように、下がり過ぎないようにということでリミットスイッチというのがあるのですけれども、その上限、下限を制御するものなのですが、それが経年劣化によりまして正しく制御しないおそれがあるということで、そういう情報をいただきまして修理するものでございます。

塩屋委員 わかりました、それで。経年劣化と言うのだけれども、例えばその部品の場合というか、例えば通常大体どれぐらいの交換時期だよというのがあって、それに近づいたからということの経年劣化というのですか。漠然と経年劣化とするものですか、ちょっとよくわからないので。

自治文化課長 その舞台のつり物につきましても定期点検をしておりますが、その定期点検の中で指導があったものでございます。特に何年とかというような規定につきましては、ちょっと今わかりません。

塩屋委員 それで、先ほどの予算予定額の内訳ということあれだけれども、さっき何十と言ったつけ。30と言った。

自治文化課長 70。

塩屋委員 単価ということ。

自治文化課長 ちょっと今見積書を用意してございませんので、また見積もりということであれば用意いたします。

塩屋委員 今回予算書ということで執行部が提案したもので、その内容についてのきょうは審議なのだから、ましてや委員会だから、やはりそのぐらいの資料は用意してきてほしい。

自治文化課長 申しわけございません。

塩屋委員 それから、仮に資料がなくても担当者の頭の中にそのぐらいの基礎的なことはあってほしいなということは、苦情として申し上げておきたいと思います。

委員長 ほかにありますか。

安道委員 姉妹都市交流の事業の件ですけれども、ヴォルフラーツハウゼン市と奉化市との交流ことしもまた行うことと、市民レベルでの交流というようなことで、若い層の交流が今回はされるというふうなことで、今までスポーツでの交流がいつもされてきたかと思うのですけれども、総括質疑の中でも出ていましたけれども、平和学習などそういった面での交流というのはこれから考えていますでしょうか。

自治文化課長 姉妹都市交流自体が国際平和の国際理解教育といいますか、それらを超えた地方自治体が唯一可能な世界平和への貢献事業だというようなイメージもございますし、また国家間の争い事といいますか、いざこざであるとか問題を、政治の修復活動が可能な交流だというのは言われておりまして、その国際交流自体が

そういう意味もありまして、特に今お話しの平和に関する研修というのは組んでおりませんが、国際交流自体がそういう平和活動への貢献だという認識でおります。

安道委員 そういった意味で、双方のそういう平和の取り組みの学習など交流するのまさかそういった趣旨にかなうものかなというふうに思いますので、ぜひ今後検討していただければと思うのですが、よろしくをお願いします。

自治文化課長 今後検討してまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

なお、質疑は簡潔に願います。

山本議員 では、予算説明書の47ページの款2項1目11市民活動推進費、コミュニティ活動推進事業のうち集会所等整備支援事業について伺います。

現在までの集会所の整備実績はいかがなっておりますでしょうか。市内の自治会121あるかと伺っておりますが、いまだ集会所を持っていない自治会というのは幾つぐらいあるのでしょうか。これを踏まえて今後の整備目標をいかが掲げておられるのか、3点お伺いしたいと思います。

自治文化課長 集会所を持っている自治会数は、108自治会でございます。

支援事業といたしましては、埼玉県のコミュニティ施設特別整備事業で整備したものが29。それから、それ以前の昭和46年から53年

までの整備事業として、都市社会施設特別整備事業という制度がございましたが、それで整備したものが12。計41の集会所が県の補助を得て整備をしております。先ほど108自治会と申し上げましたが、集会所の数が108でございます。

集会所を持っていない自治会がどれくらいあるかという2番目のご質疑につきましては、市内で今121自治会ございますが、そのうち97自治会が集会所を持っておりまして、24自治会が集会所という名前の集会施設を持っていない形になっておりますが、これらの自治会については老人憩いの家を使っていたり、各自治会単位でそれぞれ集会の場所を考えているかと思えます。

続いて……

〔何事か言う人あり〕

委員長　　ちょっと数が合いませんので。

自治文化課長　　済みません。実は1つの自治会で3つの集会所を持っている自治会であるとか、あるいは1つの集会所を共同で利用している自治会もございますので、数に開きがございます。厳密にはそれぞれ私どものほうで把握している範囲の数はございますが、例えばマンションの集会室を数えるか数えないかというようなことで非常にカウントが難しい面もございます。それで、私どものほうではその自治会の……

塩屋委員　　今いろいろ説明したけれども、そうではなくて、先ほど97自治会があるよと言って41の自治会がないよという数字を言ったのではないかと思うのです。それ138になってしまうのだよね。

自治文化課長 失礼しました。41というのは、埼玉県の補助制度を使って建てた集会所の数でございます。それ以前に集会所としてあったものであるとか、あるいは開発行為によって寄附をされたものであるとか、いろんな集会所の設立要件は違いますので。

塩屋委員 それが97なわけ。

自治文化課長 全部で今現在ある集会所の数は108でございます。97というのは、持っている自治会の数でございます。1つの自治会が3つ持っているところとか、あるいは共同とかありますので。

それで、続いて今後の新築、改修の見込みということになりますが、20年度は新設1カ所、改築2カ所を予定しておりますが、今後の整備目標といたしましては自治会の要望等伺いながら、実施計画の中で整備を進めたいと考えております。どちらにしても集会所は地域コミュニティの拠点施設でございますので、最優先課題の一つとして認識しております。

以上でございます。

委員長 以上で……

市民部長 ちょっと整理しましょうか、今の数字を。大丈夫ですか。

委員長 数のほうは、何か1自治会で2つあるところとか、3つあるところがある……

市民部長 では、補足説明、数の確認だけちょっとやらさせていただきます。済みません。

実際今自治会数は121あるわけなのですけれども、その中でもって97の自治会が集会所を持っております。それでもって持って

いないところが必然と121から97を引いた24自治会が持っていないと。ただ、この97自治会で持っている集会所の数は全部で108つありますということでございます。先ほど担当課長からの説明にもありますように、1自治会で3つ持っている自治会等もありますので、97自治会で108の集会所を持っているということです。そのうち97今実際に自治会で持っているのですが、そのうち41につきましては県の補助事業で補助制度を活用してつくった集会所ですということでございますので、そのようにご理解をしていただきたいと思います。

委員長 以上で款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費、目12文化振興費、目13国際交流費、目14市民会館費、目15産業文化センター費、目16文化創造アトリエ費についての質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目17防災・国民保護費、目18防犯費及び款3民生費、項4災害救助費についての質疑を願います。

永澤委員 51ページなのですけれども、防災意識啓発事業、防災ハザードマップの作成についてちょっとどのようになっているのかお伺いしたいのです。

防災防犯課長 ちょっと確認でよろしいでしょうか。

永澤委員 はい。

防災防犯課長 どのようにというのは、どのような計画でもってつくっていくのか、どのような手法でもってつくっていくのかということ



でご理解してよろしいでしょうか。

永澤委員 はい。

防災防犯課長 現在私ども埼玉県が示しております、国の示しております首都直下地震ってございます。これを埼玉県が埼玉県に被害を及ぼすだろうということで5つの地震を示しております。その5つの地震のうち、1つがご存じのとおり毎年防災訓練を実施しております立川断層帯による地震があるということで、私どもその立川断層帯による地震の6強を想定し、策定してまいりたいと思っています。地震の影響による地盤の揺れやすさ、あるいは液状化が起こるだろう、あるいは急傾斜地の崩壊の危険箇所等、埼玉県がもう既に示しておりますので、そのデータを使ったものを、図示したものをつくっていきたい。先ほど申したとおり、それだけではなく、日ごろの指定避難所、あるいは市民が日ごろみずからできること、あるいは避難に当たりまして備蓄品のチェックリストを、各家庭におけるチェックリスト、そういうものを図示したものを策定していきたいというふうに考えております。それらのデータをこれから業者選定等しまして、業者のほうに県からいただきましたデータを渡しまして作成していくというふうに考えております。

以上です。

永澤委員 そうすると、地元というか、住んでいる市民からの情報というのは全く今回の防災ハザードマップに関しては入る余地というのはないのですか。

防災防犯課長 市民の意見ということで今お聞きしたわけですが、市民の意見につきましては昨年の11月12日から19日にかけて、各地区におきまして入間市地域防災計画の改定の案、そして災害時要援護者の支援制度の要綱案につきまして各地区でご説明をさせていただきました。その際につきましてもハザードマップのことについても参考として述べさせていただきました、その中で意見がなかったということで、ただし意見がなかったということではなくて、私どもは策定に当たりましては当然市民が考えている視点での図示したマップを作っていきたいと考えています。

永澤委員 これは、ちょっと私の地元のなのですが、大変難しいと思うのですが、防災の指定避難場所というのもやはり隣にあっても自治会が違うので、遠くまで実際避難に行くということが、仕方ないのでしょうか、そういうことが実際起きているのです。本当に隣にあるのに自分にとっては遠くに行かなければいけない。また、防災訓練でも実際に避難場所ではないところにとりあえず避難訓練のときには集まっているというような実情もあるのです。そのようなところで絵にかいたもちにならないかなというのが非常に心配なところなのですが、その点についてはいかがでしょうか。

防災防犯課長 ただいま意見いただきました指定避難所、現在42カ所ございまして、これからまた1つ、例えば区画整理、今藤沢でやっています藤沢中央公園なんかもあそこ防災の公園となっていますので、これらをふやしていきたいとかということでございますけれど

ども、Aという地区に指定避難所が今あって、B地区の人の家が境界にあるとか、近いわけですがけれども、こっちに入るとAの小学校、Bの小学校となってしまいます。私どもとしては、42カ所にAの指定避難場所にAの地域の人が行けとか、Bの地域の人たちはBの学校に行けとかというふうには指定しておりませんので、だれがそこに行ってもいいわけなのですからけれども、今ご指摘のように、例えば集会所とか老人の憩いの家、こういうときにもいつときの避難所として避難していくことが当然考えられますので、それは指定避難所という言葉は使いませんが、私どもとしては今の防災マップなんかでも各地域の集会所とか、そういうものは相当ございますので、今後もそれらは図に落としていく予定でございます。

塩屋委員 まず、2点あるのですが、1つは防災ハザードマップの関係で、たしか1万部作成と聞いたと思うのですが、間違いありませんか。確認。

防災防犯課長 20年度の予算の範囲内では、1万部は最低でもつくっていただきたいというふうに考えます。

塩屋委員 1万部というと世帯数には足りないし、これどういうふうな使い方なのか、1万部というのと。

防災防犯課長 来年度県のほうの補助金ももらえる予定でございます。これから先日もちょっと県のほうで補助の対象となる。ただし、不交付団体ですから、減額はされますけれども、そういうものになるということで、そうしますと20年度予算にはそういう歳入は計上してございませんけれども、途中で補正をいただきまして、そ

れらもまぜて部数も多くつくるといふか、なおかつ基本的には私どもとすればこれが各自治会に何部というわけには、当然いざというときには周知徹底になりませんので、全戸配布を考えていきたいということを考えておりますので、21年度にも足りない部数の予算を計上して、その後に市民周知を図っていきたいというふうに考えております。

塩屋委員 わかりました。

もう一点それではお願いします。災害対策事業の関係なのですが、ちょっと僕の見方が悪いのか、どうしても、ゆうべ、けさも悩んでいたのだけれども、防災気象情報提供委託費というのが239万4,000円というのがありますか。

防災防犯課長 はい。

塩屋委員 これは、この事項別でその数字は出ています。

防災防犯課長 事項別では出てきませんで、災害対策事業の53ページの上のほうの段に、3行目に事務費と386万1,000円ございます。この中に含まれておりますので、よろしく願いいたします。

塩屋委員 わかりました。

それで、この災害対策事業のうちの防災気象情報提供委託費ということなのだけれども、説明ですと大規模地震や台風等の風水害での防災体制の整備として防災気象情報の提供を受け、防災体制の充実を図る。これ昨年、19年度も同じ額が計上だから、1年間に毎年ということによろしいですか。

防災防犯課長 昨年度から12カ月ということになりまして、予算が認めら

れまして、昨年から12カ月になりました。

塩屋委員 果たしてこれが1年間に239万円、240万円も出すだけの価値あるのですか。防災気象というので果たして、実際だから災害に備えるのはいろんな方法があるので、備えるのはいいのだけれども、実質的にこの金額を出してこういうふうな体制をつくるだけのこの情報というのは金を払うだけの価値があるのかどうかというのを知りたいのですけれども、ちょっと内容を説明してもらえます。

防災防犯課長 ただいまのご質疑に対しまして、昨年度から1年間になって、その前は7カ月だったのですけれども、非常にこの制度、気象情報の提供を受けることによりまして職員の人件費の削減ができ、機動的な例えば災害対策本部とか、あるいは職員の参集、あるいは解散の時期も的確に判断できるというふうになっておりまして、非常にその他の予算でも軽減が図れたというふうになっていまして、職員の負担の軽減、あるいは消防団、各自主防災会への情報提供もなっている。あわせて、もう既にホームページにつきましては、市の公式ホームページですけれども、その防災気象会社がホームページを開設いただきまして、私ども職員が見る情報が一般市民も見られると。と同時にこの屋上に雨量計も設置していただきました。そうしますと、入間市の頭上に降った雨量というものも観測でき、非常にその体制等の整備あるいは対応ができるということによって私どもとしては大切な情報源かなというふうに理解しております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 17 防災・国民保護費、目 18 防犯費及び款 3 民生費、項 4 災害救助費についての質疑を結びたいします。

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費のうち所管のもの、目 19 交通対策費についての質疑を願います。

吉澤委員 P 55 の市内循環バスについてなのですけれども、入間市の循環バスは、他市だと隔日で運行していたりとかして、なかなか市民に定着しづらい部分がある中で、利用者が増加して結構市民に定着している部分もあると思うのですけれども、バスの買いかえに伴って見直しを行うということになってはいますが、担当課としてはこの「ていーろーど」についてどのように評価しているのかお聞きします。

市民生活課長 循環バスにつきましては、21 年の 6 月に新しいバスのノックス、PM 法によりまして、排ガス規制で乗れなくなりますので、それに合わせまして、ただいま今年度、19 年度 3 月までに、企画部課のほうが公共交通関係の総合的な筆頭課ですので、その中の一環としての循環バスをどのようにしていくかということで考えておりまして、その中で今現在 3 月までに企画課のほうから公共交通機関の中での循環バスの位置づけを再度出していただくことになっております。その中で今後どのように利用するか、現在 3 路線ありますので、その 3 路線とバスの車種と、それから停留所、それから料金体系、そういったものも含めて平成 20 年度に審議し

ていきたいと思っています。

現在バスのほうの利用状況なのですけれども、毎年利用者が少しずつふえているのですけれども、70歳以上だとか、障害者の方の利用とか、そういった方については無料になっておりますので、84パーセントぐらいが今無料バスの方で、残りの2割程度の方が有料ということで推移していますので、その辺もどのように、今定着してきまして、平成9年からバスの運転していますので、大分循環バスについては公共交通機関、公共施設により利用しやすいようにということと路線バスの運行しないすき間を通過してやるということで、弱者というか、そういった移動手段を持たない方のためなので、利用ということで利用されている状況です。その辺の今度20年度、新年度に今回予算計上しておりますけれども、企画課のほうから10カ年の第5次振興計画がございますけれども、その中では今までどおりということになっておりますので、その辺も含めて、今後どのようにするかということは、また3月に循環バスの運営のみをとらえて方向づけがされますので、それに基づきまして今までの課のほうに市民からの意見だとか、ご意見だとか、それから議会からの議員さんから具体的なお意見をいただいていますので、そういったものとか、アンケートもつくりましたので、3,000部用意して、集計まだ待つところでございますけれども、そういうものも含めて今後検討していきたいと思っています。

長くなりましたが、以上です。

吉澤委員 次に、41ページの消費生活相談についてなのですが、今  
お年寄りとか集めて、景品を渡して、最後に高額な布団とか健康  
商品売りつけるような被害がふえているようなのですけれど  
も、市内の空き店舗にもそういうような思われるような事業者が  
入っているようなこともあったのですけれども、実際に市内のそ  
ういった被害の状況というのはどうでしょう。

市民生活課長 消費生活相談につきましては、金融保険サービスというこ  
とで国民生活センターというところがありまして、そこに分類が  
ありまして、その中での金融保険サービスという分野がありまし  
て、その中に174件苦情があるのですけれども、その中にそうい  
った今お伺いしましたアポイントセールスというのですか、いろ  
いろ商品を販売目的を隠して喫茶店だとか、いろんなそういう商  
店の空き店舗などを利用したりして、商品をあげるようなことを  
したりして集めた人たちから今度そこから出さないようにして契  
約をして、だまして販売を、高価なものを売りつけたり、そうい  
うのが以前にはありましたけれども、18年度、19年度については  
今のところ入間市では発生しておりません。以前はありましたけ  
れども。

以上です。

吉澤委員 一応被害の報告はないという、18年度、19年度はということな  
ようなのですけれども、こういった全国的にはふえているような  
状況もあるのですけれども、その被害を防ぐような対策というの  
は何か行っているのでしょうか。



市民生活課長 市報でQ&Aということで、いろいろ消費生活に対する広報をして、それぞれのケース・バイ・ケースでいろんな新しい手口が発生していますので、そういうものもお知らせしたり、それからあと年に1回ですけれども、市報は毎回やっていますけれども、年に1回は広報のためにパネルを展示して広報PRしたり、それから消費生活センター、下の1階にありますけれども、そのほかに県のほうの消費生活センターもありますが、そちらのほうからもパネルやら、それから講演会で呼びかけたり、いろんなそういう手口を把握していますので、新しい消費生活の情報を流してそういった被害に遭わないようにということでやっております。

以上です。

上原委員 先ほどちょっと申しわけなかったのですが、19ページの市営自転車駐車場使用料の中で150万円ことし増を見込んだというふうには先ほどお聞きしたのですが、その要因はどのようなところで計画されておるのでしょうか。

市民生活課長 市営の南口の駐輪場の関係ですけれども、歳入に150万円をふやした理由なのですから、これは20年度当初予算を組むのにも過去の実績を見て入りを計上するわけなのですから、19年度が高く見過ぎてしまったものですから……

〔何事か言う人あり〕

市民生活課長 そうです。高く、7.1パーセント見たものですから、利用率から67パーセントぐらいで5万5,871台予定したのですけれど

も、実際にはそれよりか9,771台少なかったのです。それと、19年度は少なかったものですから、高く入るだろうというふうに見込んだのですけれども、現実にはそれほど……

〔何事か言う人あり〕

市民生活課長 済みません。ですから、19年度も結局高く見たものですから、20年度予算を組むときに高く見たのは思ったより実際には結局5.1パーセントふえた……

〔何事か言う人あり〕

市民生活課長 済みません。失礼しました。150万円の5.1パーセントふえた理由なのですけれども、低く見過ぎてしまったものですから、19年度。実績より上げたのです、20年度に。上げて利用率がふえるだろうということでふやした、5.1パーセント分。済みません。逆なこと言ってしまいました。

以上でございます。

上原委員 市の施設としては唯一黒字、運営費が。とって唯一と言ってちょっとあれだ、どこかに利益が上がっているところもあるかもわかりませんが、私の感じでは3,000万円の収入で1,500万円の管理維持費。まず、業務委託費が1,500万円。業務委託費をクリアできる、維持がクリアできる、ほとんどこれで見ると、駐車場管理費で事業費として4,200万円。維持管理費というのは、53ページなのですけれども、1,460万7,000円、これは駅前を除いたほかの地域も入っておられるのですよね。

市民生活課長 入っております。

上原委員　それで、実際にその業務委託費が1,521万4,000円で、南口の駐車場の管理をするための維持費、修繕費、事務費はどのくらい計上されていますか。全部でこの額ではないですよ。業務委託費だけでなく、ほかにもこの費用がかかっているのだと思うのですが、大体どの程度費用負担をしているのか、それだけちょっと。

市民生活課長　南口の自転車の駐車場の維持管理費につきましては1,521万4,000円なのですけれども、総額で1,521万4,000円でございます。維持管理費がその下にある1,460万7,000円と、それから修繕だとか、そういったそのほかの事務費も含めまして、3つをトータルしたのが合計で1,521万4,000円です。

以上でございます。

上原委員　ちょっと今のこの駐車場の管理事業で4,232万円ですよ。これは、駐車場ということはいろんな駐車場、この南口に限らず、ほかの駐車場もかかっているのだと思われるので、南口に係る費用どのくらいか、ちょっとそこだけ特化して聞きたいということ。

市民生活課長　今申し上げたのは、南口の関係が維持管理費と修繕費と事務費なのですけれども、そのほかに駐車場管理事業ということで、合計ですと4,232万円になりますけれども、裏側に、55ページの上段に自転車駐車場管理業務というのがありますけれども、これは無料の12カ所のものがございます。それに関連する事務費です。そういうものも含めて合計では無料と全体では4,232万円ですけれども、南口自転車駐車場管理業務につきましては1,521万4,000円でございます。

以上でございます。

上原委員 ということは運営のための管理委託費と、管理委託をしたわけ  
ですよね、今。シルバー人材センターか、あるいはどこかについ  
て。それと、その施設に係る維持管理費も含めて1,521万4,000円  
という理解でいいのですか。

市民生活課長 そのとおりでございます。

上原委員 では、それはわかりました。

それで、それについては今の収入で見ると約3,077万円、昨年  
より150万円多く見込んで、こういう試算をしているわけですが  
れども、先ほど申し上げたように市の施設で黒字経営をされてい  
る。この建設費は、今までどの程度かかっているでしょう、その  
施設の建設費は。

市民生活課長 建設費なのですけども、これは昭和60年の11月1日につ  
くりまして、増築は13年の11月1日に増築しました。費用が……  
総費用で1億3,379万6,000円でございます。

以上でございます。

上原委員 ざっと計算して10年たてば償還できるという計算になりますよ  
ね、実際に。大ざっぱなところで。ということの実績があるとす  
ると、ほかの駅とか、ほかの施設をこういう有料駐輪場への転換  
という、そういう考えはありませんか、これから。

市民生活課長 現在無料のところは12カ所おのおの駐輪場ありますけれど  
も、実際には9カ所ぐらい、ほとんどが借地だとか、そういった  
形で市民の方からお借りしている土地を利用しているわけです。

現実市が持っているところもありますけれども、実際にはそこに構築物つくるような、そこだけをつくってやるというような考えは今後の実施計画の中でも入っておりません。

以上です。

上原委員 今現在のそういう実施計画の中に入っていないのは承知はしているのですが、ただ現実10年ぐらいで償還できるような、そういう実態があるわけですから、もし市が持っている土地がその近隣にあったとしたらそういう方向転換も将来的な財政の事情を考えた場合に、あるいは市民の公平性とか、いろいろな意味で物を大切にするとか、いろんな意味の管理の中で、運営の中で考えていくべき案件ではないかというふうな気がするのですけれども、これについての考え方に対する考えはどうなのでしょう。

市民生活課長 民間のところは、なかなか同意が得られませんけれども、期限つきでお借りしていますので、いろいろご相談しなければいけないのでしょうかけれども、構築物は難しいと思いますけれども、市が持っている土地につきましては今後また財政当局がいろいろ自転車の関係の駐輪場についての内容を企画サイドとか話をするときに今後の新しい形での運営ができるかどうか模索していきたいと思います。

上原委員 これで最後にしますけれども、要するに駐輪場に係る費用が4,200万円毎年出るわけですね。そして、そのうち3,000万円は一駐輪場で回収ができるという実態があるわけですから、そういうことを考えると、やはり駅たくさんあるわけですから、その中に

どこか1カ所ぐらいは各駅にそういうものを設置することによって、長いサイクルで見れば市民の有利な選択肢だと私は思うのです。10年で償還ができて、土地がもし市の土地があったとしたら、そんなにおいしい仕事は今の世の中、民間ではなかなかないというような気がしますので、ぜひ検討していただきたい。

塩屋委員 ちょっと今のやりとりの中で確認させてもらうのですが、1億4,000万円という話ありましたが、建設費に。

〔(1億三千……) と言う人あり〕

塩屋委員 三千幾ら、1億数千万円。それから、ちらっと課長の中で増築という言葉がありましたよね。1回増築していますよね。その1億三千何百万円というのは、全体をいつているのですか、増築をいつているのですか。

市民生活課長 含まれておりまして、増築の部分につきましては金額で6,210万5,872円ということで、平成13年の11月にできていますから、増築部分です。

塩屋委員 最初のとトータルで1億3,000万円ということですね。はい、わかりました。

市民生活課長 大変失礼しました。訂正させていただきます。先ほど申し上げましたのは最初に建築した部分でして、後から申し上げた増築の部分は含まれておりませんので、別計で6,210万5,872円ということでございます。

以上でございます。

塩屋委員 それなぜ確認したかというのと、先ほど手数料の入りと、それか

ら委託の人件費を引いて年間で幾らかもうかってしまうという  
か、だから何年で償却できたのだというようなやりとりあったか  
ら、そんなにうまい話かなという意味で、もっと実際には元もか  
かっているのですよということを確認しないといけないかなと、  
それで確認させてもらいました。わかりました。

永澤委員 53ページなのですけれども、交通安全施設整備事業で、先ほど  
維持管理費がふえた理由について3年に1度の照明灯のかえとい  
うのですか、ということでお話があったかと思うのですけれども、  
3年の1度の照明灯の電気がえを抜かした場合に昨年度の予算よ  
り減っているのか、ふえているのかちょっとお伺いしたいのです  
けれども。

市民生活課長 維持管理費の中では除いております。照明灯のみ……ふえ  
た分以外が前年のあれで、ふえた分が3年に1回の部分でござい  
ます。

市民部長 永澤委員さんの質疑の内容は、平成19年度当初予算と見て平成  
20年度の予算が3年に1度の点検を除いてどうなのだということ  
だと思うのですが、3年に1度の点検が一応道路照明灯1,200基  
今持っているわけなのですが、そのものが315万円ということで、  
平成19年度の当初予算が1,651万3,000円で、それに315万円足し  
ますと1,960万円ということで、ほぼことしの2,000万円の予算と  
変わらないということで、ほかのものについては同額を計上して  
いるというふうに理解していただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

なお、質疑は簡潔に願います。

山本議員 では、説明書53ページです。款2項1目19交通対策費の中から市内循環バス対策審議会の件です。

新年度に審議会の開催が予定をされておりまして、補正予算が計上されておりますが、開催の予定回数と答申の时期的目途がいつごろになっておるのかお聞かせいただけますでしょうか。

以上です。

市民生活課長 20年度は、5回を予定しております。予定では、大体4月に各団体の方の候補者の方が推薦で出てきますので、その方が約12名、全部で15名を予定していますけれども、12名の方を各層の団体から出してもらった方から、市内全域から。そのほかの今公募で市報とインターネットで募集していますけれども、その方を3名入れて、15名で審議会を組織しまして、5回を予定しています。諮問した中で、その後年度内には答申をしていただくということですけれども、できればバスが、購入の関係が21年6月というメリットがありますので、ですからバスが購入6カ月ぐらい製作にかかるようなことお聞きしていますので、ですから20年の年内には答申をいただければと思っております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

市民生活課長 失礼しました。メリットと言いましたが、リミットです。



済みません。

永澤委員 済みません。今年内と年度内と両方だったのですが、年内でよろしいのですか。答申の時期ですが。

市民生活課長 年内を予定しております。

委員長 以上で款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち所管のもの、目19交通対策費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時40分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款2 総務費、項1 総務管理費、目20諸費のうち所管のもの、項3 戸籍住民基本台帳費についての質疑を願います。

塩屋委員 住民基本台帳ネットワークシステムの関係でお聞きしたいのですけれども、1つは……住基ネットというか、個人のあれで。登録というのは、現状では何件ぐらい出ているのですか。

市民課長 平成15年の8月25日から住民基本台帳カードを発行いたしましたが、平成20年の1月31日現在で2,222件です。

以上です。

塩屋委員 あと、そのカードを読むのにリーダーだっけ、カードリーダーが必要になるわけですね。あれの、これ市販の問題だけれども、価格についてはある程度普及していて、普及してきたことによつて価格が下がっているとかいうことあるのですか。何か情報的に

知っていたら。以前何千円とかと言ったっけ。

市民課長 カードリーダーライターが必要な人は、電子証明と一緒にとった人が使うようになるわけですがけれども、カードリーダーライターの安いものでは3,000円ぐらいですか、上限についてはちょっと切りがないかなと思うのですけれども。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2 総務費、項1 総務管理費、目20 諸費のうち所管のもの、項3 戸籍住民基本台帳費についての質疑を終結いたします。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 国民年金費、目6 国民健康保険費についての質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

なお、質疑は簡潔に願います。

山本議員 では、予算説明書71ページです。款3 項1 目5 国民年金事務について1点伺います。

今消えた年金問題ということで国民年金をめぐる関係が非常に国民の中で不安を持たれているわけですがけれども、この問題への対応状況について市への問い合わせだったり、記憶の照会といったような事例はどの程度出ているのでしょうか。

そして、今記憶の呼び起こしということで社会保険庁でも相当ご苦労されておられる、時のはやり言葉まで引っ張り出してきているようですけれども、その記憶の呼び起こしの際に戸籍の附票

であったり、あるいは住民票の記録であったり、その人の住まいの移り変わり、そういう部分等を活用して記憶の呼び起こしにすることはできないものだろうかということで、その可能性について2点伺います。

保険年金課長 確かに消えた年金問題が報道されてから、当然市のほうへもその問い合わせというのは多かったです。6月議会でちょっと行政報告もさせていただいたのですが、そのときのお答えと一緒にになってしまうのですが、まず今年の6月から多いときで1日窓口においでになった方が40件、電話等で問い合わせた方が40件、照会が合計で80程度ありました。それがだんだん時がたつにつれて一応おさまってきまして、少なくなってきました。ところが、今年の12月ですか、年金特別便というものが発送されてきます。それを受けまして、年金特別便の発送から市への問い合わせ状況ということになると、2月ごろから窓口で10件程度、電話で15件程度、合わせて25件程度になっております。やはり内容的には年金記録の記載がないということなので、来庁された方については社会保険事務所へ、当然市役所ですから、国民年金部分しかわかりませんので、その他の厚生年金部分については社会保険事務所のほうに問い合わせなければいけませんので、それをお聞きしてお答えする、あるいは電話等につきましては社会保険事務所のほうにお聞きいただきたいという、そういうお答えになってまいります。また、国民年金の納付記録、そのコピーにつきましては無料でご希望があれば配布しているということでもあります。

それとあと、先ほどの戸籍の附票ということなのですから、ちょっと私どもそこまで考えてございませんでした。ただし、当然窓口に来ていただく方につきましてはご本人の記憶、それと当然住基システムというのがございますので、前住所程度はわかります。

委員長 以上で款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 国民年金費、目6 国民健康保険費についての質疑を終結いたします。

以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

午後 2時47分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、福祉部所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。

また、経常経費の説明は省略をし、主なものについて簡潔に説明を願います。

内容説明

生活福祉課長 平成20年度入間市一般会計歳入歳出予算のうち生活福祉課所管の予算概要についてご説明いたします。

生活福祉課では、庶務担当と生活保護担当の2担当で事務を実施してまいります。

初めに、歳入についてご説明いたします。予算説明書22、23ページの説明欄の上から3段目をお願いいたします。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節6生活保護費等負担金8億6,432万4,000円は、生活保護扶助費の支出に伴う国庫負担分8億3,882万4,000円と今年度から新制度となります中国残留邦人生活支援給付金の支出に伴う国庫負担分2,550万円でございます。いずれも4分の3の負担率でございます。なお、現在中国残留邦人世帯で生活保護が適用されている世帯の扶助費につきましては支援給付制度に移行されますが、国庫の負担率につきましては生活保護負担金と同様の負担率となっております。

次に、同じく説明書23ページの説明欄中段の項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節3生活保護費補助金のセーフティネット支援対策等事業費補助金の341万7,000円は、生活保護世帯就労支援相談員等の制度、あるいは診療報酬明細点検充実事業などの生活保護適正化事業に対する10分の10の国庫補助金でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。予算説明書64、65ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち大事業、社会福祉関係事業384万7,000円は、火災や風水害の被害に対する災害見舞金等に関する事務や行旅死亡人等の事務、戦没者追悼式典等にかかわる経費でございます。

同じく大事業、地域福祉推進事業、中事業、地域福祉計画策定事業87万2,000円は、地域福祉計画の査定に伴う策定委員会委員及び講演会講師等の報償費及び20年度末に策定を行います入間市地域福祉計画書の印刷製本等にかかわる経費でございます。

同じく大事業、中国残留邦人生活支援事業3,494万6,000円は、20年度からの新規事業となります中国残留邦人の生活支援に対する経費で、このうち主なものは生活保護受給世帯から当該制度へ移行となる世帯及び新規に対象となる世帯の生活支援給付や住宅支援給付等の扶助費と中国語が堪能な支援相談員を週1回配置するための賃金等でございます。当該事業は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律が平成19年11月28日に成立し、20年1月1日施行されたことに基づき実施するものでございます。その趣旨は、中国残留邦人等、この等の中には樺太残留邦人を含むということで等という言葉を使っております。等が置かれている特別な事情にかんがみ、その老後の生活の安定のための新たな支援策を講じるものとされております。

ちょっと長くなりますけれども、その中身ですが、支援の主な柱としては老齢基礎年金の満額支給、これは国が実施するもので、もう実施しております。特例的に保険料の追納を認めて、必要な額は全額を国が負担するというもので、65歳になりますと今ですと6万6,000円ですか、そういう満額支給を国が行うと。それから、もう一つは老齢基礎年金を補完する生活支援給付ということ

で、満額支給しても世帯の収入が一定基準以下の場合には支援給付を行うということでもあります。これにつきましては、市のほうで行うということでございます。それから、3番目に地域における生活支援ということで、これは地域における日本語教育の支援であるとか、日常生活の相談支援であるとか、そういうものを市で行っていきますというようなことになっております。今現在対象となる残留邦人の方は、入間市内に13人おられます。それから、その配偶者が9人、2世、3世が9人ということです。老齢基礎年金の満額支給に該当する方というのは、残留邦人の方です。13人です。それから、生活支援給付に該当する方は残留邦人の方とその配偶者までです。3番目の地域における日常の生活支援の該当になる方は、これは全体で、2世、3世の方も含まれた方というような3つの構成になっています。

続きまして、予算説明書80から81ページの款3民生費、項3生活保護費、目2扶助費、大事業、生活保護扶助11億2,043万2,000円は、生活保護世帯に対する生活扶助費を初めとする各扶助費の総係費でございます。平成20年1月1日現在の被保護世帯は456世帯、被保護人員は669人で、保護率4.46パーミリ、これは1,000人当たりということになっております。前年度との比較では、ほぼ横ばいの状態にありますが、ワーキングプアを初めとする格差社会の進行が言われております。また、高齢世帯などの増加ということで、今後被保護世帯の増加が予想されるところでございます。3月1日現在ですと、今年度開始が69件、廃止が65件ということ

で、開始自体はかなりあるのですが、廃止がありますので、全体の数字というのは横ばいになっているかというようなことでございます。

以上、生活福祉課所管の予算概要でございます。よろしく審査お願いいたします。

児童福祉課長 続きまして、児童福祉課所管のものについて概要をご説明申し上げます。

事項別明細書の18から19ページをお願いいたします。19ページの最上段、節2児童福祉費負担金、保育所保護者負担金5億6,094万6,000円は、前年10月現在の入所児童の状況に加えまして、おおぎ保育園の増築に伴う定員の30人拡大、新設の（仮称）むさしっ子保育園、定員60人の開設により前年度対比2,083万6,000円の増額となっております。児童福祉審議会の答申をいただき、保育所保育料の徴収に関する規則の一部改正を行い、20年4月から保育料表の改定を行いますが、原則的に所得が変わらなければ同じ保育料ということで、改定に伴う影響はないものでございます。

続きまして、中段の節2児童福祉使用料、学童保育室保育料6,409万7,000円は、12月議会で保育料の改定をお願いしたことと入室児童数の見込みの増により前年度対比2,197万5,000円の増額となっております。

次に、歳出お願いします。72から73ページでございます。目1児童福祉総務費のうち下から2行目の大事業、次世代育成支援行動計画策定事業171万3,000円は、平成22年度を初年度とする後期



次世代育成支援行動計画を策定するための基礎資料を収集、分析するための委託料等でございます。

次に、74から75ページ、中段の目2児童保育費の大事業、保育園児童保育実施委託事業10億5,791万6,000円は、市内民間保育園14園と市外の保育所への入所児童に係る運営費でございます。歳入でご説明申し上げました定員拡大等により前年度対比1,027万円の増額となっております。

その下段の民間保育所運営費補助金3億4,416万7,000円につきましても同様の理由によりまして707万5,000円の増額となっております。

次に、76から77ページをお願いいたします。目4学童保育費の大事業、学童保育事業4,857万6,000円、前年度対比698万7,000円の増額は、保育時間の延長を行うことに伴いまして、指導員の勤務体系の見直しを図ったことによりパート指導員2名の増員と夏休み期間中のパート職員16人の雇用によるものでございます。

次に、78から79ページをお願いいたします。中段の目6乳幼児医療費の大事業、乳幼児医療費扶助1億9,401万2,000円は、前年度対比で5,097万8,000円の減額となっておりますが、これは健康保険法等の一部改正により医療費の負担割合が従来ゼロ歳から2歳までが2割負担であったものが小学校就学前までの児童も3割負担から2割負担となったことによるものでございます。

これに係る歳入でございますが、26から27ページをお願いいたします。項2県補助金、目2節2児童福祉費補助金の3行目、乳

幼児医療費支給事業補助金3,867万5,000円でございます。県制度の対象児童年齢が平成20年1月診療分から入間市と同様に小学校就学前までとなりましたが、市の歳出の減少と県の補助率が2分の1から12分の5に引き下げられたことにより前年度対比794万2,000円の減額となっております。

以上で児童福祉課所管の概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

障害福祉課長 それでは、障害福祉課所管のものについてご説明申し上げます。

まず、歳出から申し上げます。歳入歳出事項明細書64ページから65ページをお願いいたします。款3項1目2障害者福祉費の当初予算は、前年度対比5.3パーセント、金額にして7,738万2,000円増の15億2,582万円でございます。この予算の伸びに係る主な事業及び新規事業についてご説明いたします。

まず、66ページから67ページ、中事業、自立支援給付事業で特別対策事業2,520万円につきましては、障害者自立支援法施行に伴う事業者等への激変緩和措置として利用円滑化事業及び通所サービス利用促進事業を実施するものであります。次に、中事業、地域生活支援事業の相談支援事業1,602万円のうち1,094万円につきましては、本年10月から一般相談及び就労相談の相談支援事業を開始するためのものがございます。

次に、大事業、障害者福祉事業、中事業、障害者福祉審議会委員報酬84万4,000円につきましては、本年度障害者基本計画及び

障害福祉計画を策定するため審議会を8回開催する予定のものでございます。次に、中事業、障害者手当等事業の重度心身障害者医療費扶助事業3億1,200万円につきましては、年々の医療費の伸び及び4月から後期高齢者医療制度の開始に伴い、国保や社保に移行する方の分の増を見込み、計上したものでございます。

次に、歳入についてですけれども、26から27ページをお願いいたします。民生費県補助金のうち重度心身障害者医療費補助金1億2,200万円につきましては、財政力指数が1を超える市町村については補助率が2分の1から12分の5となるため、これに基づき計上したものであります。

また、地域生活支援センター補助金1,710万円につきましては、現在のデイケア作業所が本年4月から地域活動支援センターに移行することを見込み、計上したものでございます。

また、障害者就労支援センター等運営費補助金につきましては、歳出でご説明しました就労支援の開始に当たっての運営費補助金でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

高齢者福祉課長 続きまして、高齢者福祉課所管の新規事業等についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書ではページ68から73ページ、予算参考資料では25から26ページとなりますので、よろしく願いいたします。

では、予算説明書72、73ページをお開きください。款3項1目

11後期高齢者医療費の説明欄の中段、大事業、後期高齢者支援事業、中事業、小事業、人間ドック等助成事業421万円及び中事業、小事業、保養所助成事業30万円は、75歳以上の後期高齢者に対して人間ドック及び脳ドック並びに保養所の医療の助成を国民健康保険同様に行うもので、人間ドック、脳ドックの助成額は1人当たり2万8,000円で、150人を予定するものでございます。保養所助成事業は、年2回の利用を上限として、1回の利用につき3,000円を助成するものでございます。100人を予定するものでございます。

次に、大事業、健康診査事業、中事業、小事業、国民健康保険特別会計繰出金1,479万円でございますが、後期高齢者に対して行う健康診査の事務が国保連合会を通して行うことになり、市の窓口は国民健康保険特別会計となるため一般会計から繰り出しを行うもので、1人当たり9,390円の1,500人分の健診者数を見込み予算計上したものでございます。

この歳出に伴う歳入でございますが、予算説明書16、17ページをお開きください。17ページ下段の款13項1目2、説明欄の後期高齢者健康診査広域連合負担金1,080万円、これは7,200円掛ける1,500人分の歳入でございます。

次に、予算説明書72、73ページにお戻りください。説明欄中段の大事業、中事業、小事業、療養給付費負担金5億6,000万円は、後期高齢者医療の給付費67億2,000万円に対する市の負担12分の1を埼玉県後期高齢者医療広域連合に対して支出するものでござ

います。

次に、その下の大事業、中事業、小事業、後期高齢者医療特別会計繰出金 1 億5,724万3,000円でございますが、保険基盤安定繰出金として9,913万3,000円と事務費の繰出金5,811万円を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。保険基盤安定繰出金につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減が所得の低い方に7割、5割、2割等の軽減措置がとられますので、この軽減額に対して県が4分の3、市が4分の1をそれぞれ負担するものでございます。

この歳入といたしましては、予算説明書24、25ページをお開きください。25ページ下の段の款16項1目2、説明欄の後期高齢者医療費負担金7,435万円が県負担分の4分の3の歳入でございます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、項3生活保護費についての質疑を願います。

なお、質疑、答弁は簡潔に願いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

質疑を願います。

鹿倉委員 1点だけお聞きをしたいのですが、65ページの戦没者追悼式典関係費で、戦没者の配偶者、特に遺族が高齢になったり、お亡くなりになられる方も多いとは思いますが、参加状

況というのはどのくらいなのでしょう。やっぱり年々少なくな  
ってきているのでしょうか。

生活福祉課長 今確かな数字持っていないのですが、来賓を含めて200人  
弱なのです。ですから、実際には100人を切っているくらいかな  
というところでございます、当事者の方。

委員長 下がっているか下がっていないかというのは。

生活福祉課長 下がっております、年々。

鹿倉委員 戦没者の配偶者の出席というのは、今もいらっしゃるのでしょ  
うか。

生活福祉課長 配偶者の方の出席もございます。ただ、もう年齢がかなり  
上がっておりますので、その子供さん、そういう方もかなりふえ  
ているのではないかというふうに思います。

吉澤委員 81ページの生活保護についてなのですけども、母子加算の段  
階的な廃止が行われているのですけれども、市内で影響を受けて  
いる世帯数をお聞かせください。

福祉部副参事（地域福祉計画・生活保護担当） 今のご質疑につきまして  
お答えします。

老齢加算につきましては、ちょっと今資料を持ち合わせていな  
いのですが、老齢加算の廃止……

〔(母子加算) と言う人あり〕

福祉部副参事（地域福祉計画・生活保護担当） 母子加算でよろしいです  
か。母子加算につきましては、50世帯前後が母子加算で、何らか  
の影響を受けているということです。

以上です。

吉澤委員 やっぱり生活保護の世帯数、先ほど456世帯というご説明がありましたけれども、これは例えばお隣で同じような人口規模の市と比べてどのくらい多いのか少ないのか、もし把握していたらお聞きします。

福祉部副参事（地域福祉計画・生活保護担当） 先ほど保護率のお話が出ました、4.47パーミリですか。今世帯の比較という、保護率は受けている人の人数で出しますけれども、世帯の比較というお話でしたが、一応比較をしてみますと、ほかの市に比べて保護率は低いほうに属しているというふうに思っております。今現在4.47パーミリだったと思いますけれども、県内の平均が7.2前後ですので、その点で数字上の比較ではかなり低いほうに属しているというふうに考えております。

吉澤委員 かなり平均と差があるなと思って今驚いたのですけれども、何かそういう要因とかというのはあるのでしょうか。

福祉部副参事（地域福祉計画・生活保護担当） 幾つか要因があると思いますけれども、入間市の場合にいわゆる公営住宅といいますか、県営住宅がほかの市に比べて多い部分があります。いわゆる低額の住宅の供給のシステムがほかの市に比べて今整っている部分というのが1つあると思います。もう一つあえて申し上げれば、いわゆる都市化といいますか、インフラの整備が駅周辺かなり進んでおりますので、道路から住宅も含めてそういった整備がほかの市に比べて整備されている分も間接的には影響しているのではな

いかなということでは思っております。

吉澤委員 結構県営住宅が多いと逆に生活保護の人が入りやすいという状況もあるので、ちょっとその辺がまだよくわからないのですが、続けて現在ケースワーカー1人当たりどのくらいの世帯数を受け持っているのか。また、それも近隣市の状況と比べてどうかお聞きします。

福祉部副参事（地域福祉計画・生活保護担当） 今現在ケースワーカーにつきましては7名で対応しております。査察指導員、別に1名おりますので、先ほど四百何世帯というお話し申し上げましたが、基本的に7名で担当しておりますので、1人のケースワーカーが65世帯前後で担当しております。

〔何事か言う人あり〕

福祉部副参事（地域福祉計画・生活保護担当） 65世帯です。

それで、ほかの市はさまざまなのですが、これ具体的な数字は申し上げませんが、川越あたりは100を超えております。平均は、ちょっと今手元にありませんけれども、恐らく80世帯前後、あるいは80をちょっと超えた世帯を平均しますと担当しているのがほかの市の状況だと思います。

吉澤委員 たしか本年度の補正で1人ふやしたのが出たと思うのですが、8人ではなかったかと思ったのですが、

福祉部副参事（地域福祉計画・生活保護担当） 補正といいますか、今年度当初。それで、先ほどお話ししたように、ケースワーカーは今まで6人でした。それとは別に指導員が1人いまして、6対1で



やっていたのですが、昨年の4月1日から7対1になりました。ワーカーが1人ふえて7人になりました。それまでは、1人のワーカーの担当が78から80ぐらいだったと思います。1人ふえたので、そういった点で65世帯になったということです。

吉澤委員 今受給者数も今後増加するだろうという予想と、あと受給、申請する人とか、相談に来る方もふえてくると思うのですけれども、ケースワーカーの恒常的な多忙というのも問題あるかと思うのですけれども、やはりこの点に関しては1人ふやしたということで現在解消されているのかどうか。あと、今後もどんどん負担が重くなるのかなという心配もあるのですけれども、増員という点に関しては検討されているかどうかお聞きします。

福祉部副参事（地域福祉計画・生活保護担当） 増員につきましては、今の7名のワーカーの体制で当面はよろしいのではないかなというふうに思います。1人の力でケースワークをやるわけではありません。組織の力で相談しながらやっていくわけですから、困難なケースについては検討会議を開いたりということで、組織で対応する方向でおりますので、横の連絡を密にして今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

吉澤委員 実際には、いつも生活福祉課だけではなくて、福祉部のあたりがいつも夜遅くまで電気がついているなという気がするので、1人ふえたことでどれだけ残業が減ったとか、あるいは1人の負担感が減ったのかなというのはきちんと調査して、必要な場合にはふやすことも検討する必要があるのかなというふうに思うのです。

けれども、その点は要望ということで、次に今年度からですか、資産を持つ高齢者に対して資産を担保に生活資金を貸し付けるリバースモーゲージが導入されましたけれども、長い間働いてようやく手に入れた土地とか資産をはたき出さないと生活保護を受給できないという制度なのですけれども、リバースモーゲージについてどのようにお考えなのか。また、現在の状況というのはどう市の中で、実際に利用されている方がいるのかどうか、本年度の見込みも含めて。

委員長 今どこのあれの関連であるかしら。要望しようと思っているわけでしょうか。

吉澤委員 質疑……

〔(生活保護の関係……) と言う人あり〕

委員長 生活保護の関係で。

福祉部副参事(地域福祉計画・生活保護担当) では、事実だけ申し上げます。

リバースモーゲージにつきましては、現時点での該当しそうな方はお一人です。それが事実として、現時点で。ですから、日常の業務において差し迫った部分というのは、現実にはさほど大きなものにはなっていません。そういうことでお願いします。

吉澤委員 その1人というのは、市のほうに相談に来て、どういう形で、具体的にやっぱり資産があるので、生活保護を受けられないというのか、受けないというのか、資産という状況なのですか。簡単で結構です。

福祉部副参事（地域福祉計画・生活保護担当） 現在受けている方で1世帯あるということで、お話につきましてはご本人にはお話ししてあります。ただ、具体的な動きにはまだ……

吉澤委員 対象ということで、まだ実際には受けていないということ。

福祉部副参事（地域福祉計画・生活保護担当） そうです。

生活福祉課長 今お話ししたのは、実際に生活保護を受けていて資産を持っている場合のことの調査なのですけれども、この後については長期貸付資金というのは県の社会福祉協議会が実施主体としてなっています。ですから、そういう申し出については貸付制度の中で対応していくということで、これは入間市では入間市の入間社会福祉協議会が窓口になって進めております。

以上です。

永澤委員 今の生活保護の関係なのですけれども、実際今生活保護を受けていらっしゃる方で市営住宅に入っている方というのはいらっしゃると思うのです。その中で市営住宅の家賃が滞納になっているというのはどのぐらい、率としてわかりますでしょうか。

福祉部副参事（地域福祉計画・生活保護担当） ちょっと人数はわかりませんが、何名か滞納になっている方はおられます。ただ、納付するよう指導はその都度しております。市営住宅でよろしいですね。

永澤委員 はい。

生活福祉課長 あと県営住宅に関しましては、これちょっと制度が変わりまして、市のほうから直接本人を通さないで支払うという形が今、

そういう制度になりました。

永澤委員 いずれでは市営住宅のほうもそれに倣ってそういうことをやるという予定がございますか。

委員長 ただいまので答えられたらお願いいたします。

生活福祉課長 建設部営繕課のほうと協議しまして、市営住宅についてはうちのほうからきちとした指導をして、そういう形で支払うように、納めるように行っていくという形で、県のほうについてはそういう取り扱い要綱的なものが国のほうから出まして、それでそういうことが可能になったということなのです。ですから、市でもしやるとすれば、そういうものをつくらないと無理かなというふうに思います。本人に支給するのが原則ですから、そこからそれを本人を抜かして直接貸し主のほうに払うわけですから、現状ではなかなか滞納という問題が全県下で制度の場合もありまして、そういう制度を取り入れたということでございます。

塩屋委員 今の関係で、県のほうは国か何かが制度的に決めたからできるというふうなことということだけれども、市の場合、直接渡すのが原則だから、あとは本人が実施主体に払うのだという。でも、労働賃金の一括本人払いの原則と違って、生保の場合、住宅扶助として出ている部分だろうから、それがほかに使われたというのは残念ながらあり得るということの点で、県のこういうような制度に市のほうも努力もっと前向きにすべきではないか、その辺のメリットないというわけか。

生活福祉課長 担当主幹のほうから説明します。

生活福祉課主幹 今委員さんのほうからその目的のために、住宅費だとか教育費、それから介護保険料とか、いろいろな形の給付を今現金で行っているのですが、現金で受けたものを自分の生活費として浪費をしているのがけしからんではないかというお話だと今解釈をして回答のほうさせていただきます。

関係課、営繕課、それから教育委員会、それから保険年金課等に調整をしまして、生活保護を受けている方の納付状況を先日調査しました。その調査の中で滞納がある方については月々少しずつ返済をしているというような事実がありまして、直接納付をしなくても数カ月で解消ができるという見込みがありましたので、直接納付を現在のところしておりません。今後もし必要があれば介護保険料だとか、市営住宅だとか、教育費については直接納付を全件させていただきたいと思っています。ただし、本来は本人にお渡しをして本人が納付するというのが原則なので、それを貫いております。ただ、特に悪質な方、渡して一切払わない方何人かいますので、その方につきましては直接教育費等、学校長等にお支払いをしているケースもあります。だから、ケース・バイ・ケースということで、必ず払わない方については直接その方の分だけ納付をさせていただいているという扱いをとっております。

以上です。

忽滑谷委員 1つ社会福祉のほうで中国残留邦人、これは多分65ページの生活支援事業に係るかと思うのですが、日本語をちゃんと話せるようにという、そういう教室というか、そういうのやる計画であ

るといふ説明があつたと記憶しているのですが、その具体的な内容をお願いします。

生活福祉課長 以前は、これは県のほうで全部とり行っていた事業なのですが、今回市のほうに回ってきました。それで、12月28日に法律改正があつて、支援給付については4月1日からやれという非常に急な話で、まだ県のほうの説明会が3月13日ですか、に行われるというような、細かい話が。非常にきつい話なのですが、とりあえず生活保護の世帯は支援給付ということで自動的に移行すると。生活保護を廃止して生活支援給付のほうに持っていくと。それにつきましては、非常にやっぱり中国残留邦人の方、全国で約6割が生活保護世帯と、対象になっているらしいのですが、非常に生活保護に対しての抵抗感が強くて、結局日本よく帰ってきましたということで支援センターとか、いろいろつくって、その後生活が苦しくなった場合には生活保護適用という形で、国の施策がそうになっていましたので。それに対して非常に訴訟等が起こりまして、やはり福田首相も謝りまして、もうちょっときちっと対応すると。それが生活保護制度から支援給付制度というものに移った第一義的なものなのです。ただ、制度的には生活保護法に準じてやるということです。支給するときは、窓口は違う担当にしなさいということで、うちのほうでは4月1日から中国側のほうについては庶務担当のほうで行うという非常に苦しい対応なのですが、そういう支援給付という給付事業のほかに2世、3世まで含めた形で地域の中でネットワークをつくっていくとか、日本語

教育を支援しなさいとか、日常の生活相談等をやるというような長い項目があるわけなのです。とりあえず、先ほどちょっと言いましたが、中国語が堪能な支援相談員を週1回配置して、今までなかなか中国語しかできない方も結構、日本語がよくできない方もたくさんいるのです。そういうことで、そういう中国語が堪能な方に来てもらうか、出向いてもらうか、いろんな方法があると思いますけれども、そういう形でもうちよつときめ細かく考えること、要望事項というのを1つは行っていこうと。それ以外の事業につきましては、今のところスタートして、その間で徐々にやっていきたいと。県で主催している中国語の教室、所沢等でやっていますか、そういうものには参加したりはしていらっしゃるしますので、その辺も希望を聞きながら順次事業を展開してみようかなというふうに、予算とるときにまだ皆目何にもわからない状態で、項目だけ聞いていましたので、大体対象となる方が、2世、3世の方は若い方なのですが、もうこの老齢基礎年金なり、生活支援給付の対象になる方というのは62歳以上の方が支援給付の対象になるということで、入間市の生保を受けていらっしゃる方も62歳以上の方がすべてということです。ですから、これからその方たちが日本語を学んで云々というのは非常に難しいのかなと。だから、そういう意味では中国語ができる人を介在して何か要望事項を丁寧に聞いていくというような支援が有効かなと。2世、3世の方については、そういう教室的なものだけでも必要かと思えます。

以上ですが。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

なお、質疑は簡潔に願います。

山本議員 では、生活保護の関係で1点だけ伺います。予算説明書81ページです。

最近の報道の中で通院にかかる交通費、これの補助は全額公費でなっているかと思うのですが、これを見ると、億の単位で詐取事件のような事案もあったような話で、国のほうで受給している福祉事務所の区域内に原則限るという方向で運用厳格を図るという方針を固めたということなのですけれども、当然うちの市の場合ですと、大きな病院が隣町にあったりするわけですよ。その辺を含めてこの国の厳格化についての対応についてご見解をお願いします。

生活福祉課長 今回の報道的なものについて、北海道のほうでもいろいろありまして、非常に我々も驚いているところが事実です。それで、端的に言いますと、まだ厚生労働省のほうから正式な通知が来ておりません。ですから、今の質疑に対してこういう影響があるというのはちょっと言えないところなのですが、もし仮に市内に限定するというようなことがあるとすれば当然、例えばここから埼玉医大へ行きますとか、西埼玉中央病院に行きますとか、そういうどうしてもそこへ行かなくてはいけない方にとっては影響が出



てくるというふうには考えております。ただ、その取り扱いがまだ正式に来ていませんので、それが来た段階でどういう形をとるかということになってきます。

ちなみに、入間市におけるこの医療扶助の中の移送費の支給状況ですが、平成18年度1年間で1,532件、総額で138万2,740円、19年度4月からことしの1月末までで998件、83万6,610円となっております。ですから、平均で割れるかどうかかわからないのですが、1件平均の交通費の給付というのは800円から900円ぐらいというところだと思います。当然本人から医療機関への受診申請があった場合には、福祉事務所のほうが本人の意向を聞きながら、福祉事務所のほうで近隣の指定医療機関、ここに行ってくださいとかということ、今そういう細かい手続はしておりますので、近隣がどこまで認められるのかわからないのですが、ある程度今と同じような形で手続だけきちっとやりなさいということであれば、今のはそれほど影響ないのかなというふうには考えていますけれども、その辺はまた通知が来てからだと思います。

以上です。

委員長 以上で款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費及び項3 生活保護費についての質疑を終結いたします。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 障害福祉費についての質疑を願います。

吉澤委員 まず、67ページの相談支援事業について、10月から開始ということなのですけれども、現在どの程度までお話し合いが進められ

ているのか現状をお聞きします。

障害福祉課長 昨年の自立支援協議会 2月に発足して以来、10月まで月2回のペースで協議をいただきまして、ご意見をいただいたところでございます。場所的には健康福祉センター等、市の予算とか、そういうものを勘案して最終的には決めていただきたいというふうなご意見いただきました。現状では、公的な施設または一般の空き店舗、これらを今抽出しまして、両方の面から場所の選定を進めております。それから、相談を受ける法人さんの方につきましては、19年度中に相談支援事業者としての県の研修を2法人終了していただきまして、この県の指定事業者を受けていただいた段階で相談者のほうは委託ができるという状況になっておりますので、あとは場所の選定ということにまた現状はっております。

以上です。

吉澤委員 当初健康福祉センターで、大体ここでいこうということがちょっと何か難しいふうになったというほうに聞いているのですけれども、その点はどうなのですか。健康福祉センター無理そうなのかちょっと。

障害福祉課長 現状では、健康福祉センター内も年々事業が多くなってきておりまして、あいている部屋がないと。また、あそこに入って左側に包括支援センター等もあるわけですけれども、介護保険事業も年々また拡大しなければいけないという中で、ちょっと健康福祉センター内の場所というのは非常に難しくなっていると。ですから、あとは市役所の内部、あるいは今は扇町屋通りを中心と

して、この辺一帯の空き店舗をおおむね20店舗ぐらい抽出して、よりいい交通の便とか駐車場等を勘案して、あと市役所内のどこかの部屋があげばという両方の面から今進めているところでございます。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

それから、同じく自立支援にかかわってなのですけれども、障害者の療護園とか、厚生施設とか、それぞれいろいろ入所施設があると思うのですけれども、なかなか足りていないような現状もあると思うのですけれども、その辺の待機者の現状というのは市で把握できるものなのか、もしわかったらお聞きいたしたいのですけれども。

障害福祉課長 現状では把握できないのですけれども、入所については県のほうの、こちらから上げまして、県のほうと施設のほうの空き情報を得ながら、個人の方は例えば大樹館がいいとかなんとかという希望を出すわけです。それを県のほうに上げるわけです。県のほうで空き情報等を集約しておりまして、個人の希望とあきが一致した段階で入るといふうな形になっておりまして、ちょっと総体的な人数の把握は市のほうでできていないのが現状でございます。

以上です。

吉澤委員 今自立支援法もそうですけれども、施設から地域へという流れの中で、なかなか大規模な施設もつukれないという部分もあると

思うのですけれども、実際にはやっぱり希望している人も多いのかなというところで、どのぐらい待機者がいるのかとか、現状を何か把握する手段がもしとれるならば要望としてお願いしたいと思うのですけれども。

あと障害者自立支援法の中で、入間市では医療とか補装具に助成を今行っているのですけれども、介護とか訓練等給付にかかわるものにはまだ何もしていない、国の特別支援の補助ということで、市として独自の軽減策というのも今後検討していかなければならないのかなと思うのですけれども、その辺はどのように検討しているのでしょうか。

障害福祉課長 昨年12月26日に与党のほうから抜本的改正のものが流れたと思うのですけれども、その前段として12月7日に障害者自立支援に関するプロジェクトチームの報告書が出ているわけなのですが、そこでは介護給付、今言われたような種々の介護給付と、それと自立支援医療、それから補装具、これらの総体的な負担上限額の設定も視野に入れて検討を進めるということになっております。そうしますと、今までは個別の負担上限額であったものが全体的な補装具も含めた負担上限額の設定となりますので、この21年度の法改正に向けて市のほうもそれに沿って全体的な見直しを進めなければ21年度改正に対応できないのではないかと、現状ではそのように考えております。

以上です。

永澤委員 相談支援事業についてなののですけれども、1,602万円の大体の

内訳というのを教えていただけますか。

障害福祉課長 これは、昨年10月から狭山市のほうのスペースきずなという精神障害者生活支援センターのほうに入間市の方も18人ほど通っておりますので、こちらへの委託料が年間で417万円予算計上してございます。これは、昨年から委託契約を始めております、相談支援事業につきましては。それから、一般相談、これから、10月から始めようとするものについては844万円、それから就労支援事業につきましては250万円、あと成年後見制度の費用で91万円、この中で相談支援事業の中に含ませていただいております。

以上です。

永澤委員 相談支援事業に関しての844万円というのは、ほとんど人件費ということでよろしいですか。

障害福祉課長 人件費につきましては、一応3人分の半年で750万円を見込んでおります。それから、初期の設備投資というもので94万円を予算計上させていただいております。

以上です。

永澤委員 随分縮小されましたよね。

障害福祉課長 自立支援協議会では、24時間というものを想定して7人というご意見をいただいているわけなのですけれども、なかなか相当東松山市等は進んでいるところなのですけれども、24時間のほうからちょっと後退ぎみの状況もございます。職員配置とか、あと相談件数とか、今後自立支援協議会、市のほうでもとりあえずはその辺の時間の設定もしていきたいと思っておりますけれど

も、まず最初ですので、3 障害に対応できるような方、相談支援事業者3名を半年分とりあえず予定させていただいているところでございます。

以上です。

永澤委員 それとあと、就労支援で250万円というのも、これはどういう予定でここに入られていますか。

障害福祉課長 近隣では県の施設は、川越などに就労支援があるわけなのですけれども、そこでも、長年の経験のあるところでも2名というところでございます。とりあえずは、まずは始めなければいけないということで1名の方、一般企業で障害者雇用に携わっていたような人、あるいはハローワークでとか、専門的知識が、今までは国、県の事業としてこの就労支援が行われていましたので、ほとんど市にはノウハウがないものですから、そういうふうな経験のある方を採用してまずはスタートしたいというふうに考えております。

以上です。

永澤委員 そうすると、窓口的要素ということでまずは20年度に始める予定を持っていらっしゃるという認識でよろしいのですか。

障害福祉課長 まず最初のスタートを切りたいとおっしゃられております。

永澤委員 あと、また大変前向きなところで、最初の段階としてはありがたいのですが、障害者の就労支援というのはハローワークとは全く違う、その後の継続というのが、離職しないようにする

というのが物すごく重要なところなのです。ちょっと窓口だけの対応で何ができるかとなってきましたと、大変厳しいものがあるかとは思うのです。今後これを広げていくというか、いろんなところを見ていただきながら広げていく予定というのはございますか。

障害福祉課長 当然そのようなことを今後状況によってやっていきたいと思っております。まずは、1名ですべての先ほど言われたような就労後の支援、あるいは就労してもやめられてしまうようなその後のフォロー、こういうのも大切だということは認識しておりますけれども、あとは今までは各事業者が就労の支援をしていただいていたと、またあるいは狭山養護学校等でも就労に対するいろいろなご希望があられると。そういう中で就労についてのまずネットワークの構築を始めていかなければいけないのかなと。その中で就労をより強くしていきたいと。そういう中で今言われたようなジョブコーチとか、就労後の支援もとても手が足りなければふやしていくとか、そういうふうなことで研究を積んで実際にやっていきたいなど、そういうふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 障害福祉費についての質疑を終結いたします。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、目4 老人福祉センター費、目7 老人保健費、目8 介護保険費、目9 居宅

介護支援事業費、目11後期高齢者医療費について質疑を願います。

吉澤委員 69ページの日常生活用具給付等事業にかかわってなのですからけれども、火災警報器の設置の助成もしていると思うのですけれども、消防法の改正で設置が義務づけられたということで、市でもたしか市報に載せたりしてPRしていたと思うのですけれども、現在の利用状況とか、消防法の改正によって若干申し込みがふえたとか、ちょっと現状をお聞きします。

高齢者福祉課長 今ご質疑のとおり、消防法の改正によって簡易の警報器の設置義務がつけられたということで、これも対象にしておりますので、まだ多くはございません。数件問い合わせ等も市報が出てから問い合わせ等なっておりますので、今後ふえていくものと思っております。消防と連携をとりながら、特に高齢者のそういう家に対して普及促進を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

吉澤委員 あと、このたしか利用の適用というのがひとり暮らしの方とか、それ以外、ひとり暮らしですけれども心身の機能の低下ということで必要な方ということなのですからけれども、例えばひとり暮らしでなければだめなのかとか、その辺は臨機応援に適用を認めていく必要もあると思うのですけれども、現状はどのようになっているのでしょうか。

高齢者福祉課長 現在の要するに給付の制度として今給付をしておりますので、その該当する方のみということでございます。今後それ



らに拡大するのかということでございますけれども、現在のところそういう形では考えてございません。

吉澤委員 例えば障害を持ったお子さんと一緒に住んでいる、ひとり暮らしでは厳密にないけれども、そういう方に対してもやっぱりひとり暮らしではないからということで受け付けないとかと厳密に適用、運用しているのですか。大幅、少しその辺はやっぱりちょっと本人の状況を見ながら臨機応援にやっていくというのも必要ではないかと思うのですけれども。

高齢者福祉課長 実際には、設置に当たりましてはケアマネジャー等ついておりますので、基本的にはそういう実際に本当に必要だということであればその他市長が認める場合という部分に該当するかと思いますので、イレギュラーな部分としてはそういう形で設置が可能になってくる可能性はあります。ただ、内容、一般的にはその制度に従った形で今設置をさせていただくということになります。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

あと、ちょっとページでいうと、どこになるのかわからないのですけれども、地域福祉基金についてなのですけれども、今回歳入のほうで基金繰入金が無目になりましたけれども、現在の地域福祉基金の積み立て額と、あと利率と利子お聞きします。

高齢者福祉課長 地域福祉基金については、原資を1億5,000万円という形でしてございます。実際には、地域福祉基金の18年度の現在高

でございますけれども……大変申しわけございません。1億5,160万7,000円という形でございます。利率については0.25パーセント今年度の額として見込んでございます。大変申しわけございませんでした。

吉澤委員 利子は。

高齢者福祉課長 利子は0.25パーセントで、37万7,000円の見込みでございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

なお、質疑は簡潔に願います。

山本議員 では、予算説明書69ページ、老人福祉費の中から2点伺います。

1つは、シルバーサービス事業です。あんまとマッサージだっと思うのですけれども、現状のサービス供給について入間の皆さんのニーズ、事業の効率性についてどのようにご判断されているか見解を伺います。

あと老人保健福祉計画書の作成事業、計画の計画の部分だと思っておりますけれども、作成に係る基礎データはすべて現課でお持ちではないかというふうに理解をするのですが、委託となっておりますが、委託をされた判断根拠についてお聞かせください。

以上です。

高齢者福祉課長 まず、シルバーサービス事業でございますけれども、今現在73歳以上の方、高齢者の方にタクシー券、それからマッサー

ジ券2枚、2,500円分、それからラドンセンターの部分として600円の券を6枚、それから2,500円の券を2枚という形で送付をしております。これについては、利用率が毎年々々上がってきているという状況でございます。どちらかというところタクシー券の利用、ラドンの利用は横ばいでございますけれども、タクシー券の利用が年々上昇してきているということでございます。効果としては、やはり待ち望んでいる方も結構いらっしゃる。この時期に来ると、いつ届いてくるのだというような問い合わせも数多くなってきております。ただ、逆にこれもらう必要ないという形でお断りをされる方もかなりいらっしゃいます。そういう形の中では、やはり利用率が18年度の決算で見ますと大体37パーセント程度の利用率ということでございます。約40パーセント近いということで、今回も利用率については大体約39パーセントというような形で見込んでございます。効果としては、やはり外へ出るということでタクシーを利用すると、それからお医者に行くときの利用ができるというようなことではもらう方、利用される方にとっては非常にいいものだというふうに思っていますけれども、実際に本当に必要はないのだと、これくれるのだったらほかの事業に使ってくれという方もいらっしゃるのも事実でございます。ただ、そういう中で今の制度、73歳以上の方すべてに送っている制度そのものが一番効率的な方法で、申請に基づいて出すということになると、やはりわざわざ役所へ来るなり、支所へ行ったり、行けない人がなかなかもらえないではないかというようなこともなるかとは思

いますので、今の方法が効率的な特に運用かなと思っているところです。まず、1点目はそれでございます。

それから、老人保健福祉計画の策定費でございますけれども、これはすべてが丸投げということではございません。介護保険の部分については、給付費の見込みだとか、それから給付費総体的に、要するに3次計画の全体計画の進捗状況、それから到達度、実際の内容を賢察をしながら今後第4期に向けた計画策定、保険料の額だとか、そういうものを我々よりは専門的な部分で研修もしていただく部分をお願いをして、実際にはその後高齢者福祉審議会において冊子についても我々が構成をして、その冊子について今度は委員さんが一つ一つを全部ほとんどチェックをしていただける。それで、委員さんのチェックに基づいてこれはおかしいだろうと、こういう表現おかしいだろう、こういうことをもっとやらなくてはいけないなというような部分で、前日も3期の計画の際にも非常に部会まで作りまして、6回審議会のほか、9回やっているのですけれども、そのほか6回も部会のことで、実際にそれをつくり上げていくと、その基礎資料ということでございます。おっしゃられるとおり、私たちがバックデータを持っておりますけれども、それらに対する分析というものが非常に第三者的に、客観的に見ていただくというような形で依頼をするということでございます。あと、それが120万円なのですが、あとについては印刷製本費を製本の、できたものを製本するという形で計上してございます。

以上です。

委員長 以上で款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、目4 老人福祉センター費、目7 老人保健費、目8 介護保険費、目9 居宅介護支援事業費、目11 後期高齢者医療費の質疑を終結いたします。

次に、款3 民生費、項2 児童福祉費についての質疑を願います。

鹿倉委員 学童保育室のほうで平成20年度から値上げをするわけですが、今の段階での入室の願い状況というのでしょうか、これが値上げが何か響いたところがあるのかお聞きしたいと思います。

児童福祉課長 人数は今持ち合わせていないのですが、特に響いたとかいうことはないと思っております。

鹿倉委員 時間延長の関係で、この時間延長を望む声というのは今の段階でどうなのでしょう。

児童福祉課長 現在11名の方が利用の希望を出していらっしゃいます。

鹿倉委員 値上げになりまして、保護者の反響というものをお聞かせください。

児童福祉課長 12月に議会でご議決をいただいた当初、割と早い段階に匿名で1件だけ生活が苦しいので、値上げは困るというご意見、文書でいただきましたが、その段階で匿名でしたので、内容が確認できなくて、その方が7,000円になる方なのか、3,000円になる方なのか、あるいはただの方なのかという部分ちょっと確認できないのですが、1件そういったお話をいただいております。

鹿倉委員 それでは、担当としてこの値上げが保護者にご理解を得られたというふうに考えてよろしいのですか。

児童福祉課長 値上げと、あと時間延長もあわせて広報等努めまして、ご理解をいただけたものと思っております。

吉澤委員 79ページの児童扶養手当についてなのですが、法改正で受給から5年を経過して就業意欲が見られない人に対して手当を削減するという事で、就業意欲とか就業が困難な事情を証明するような書類を提出することになると思うのですが、実際にその対象となるような世帯の就労意欲を証明するとか、就業が困難だということを証明する書類をわざわざ提出しなければならないということで、手続の簡素化というのも必要だと思うのですが、その点は今どのように検討しているのでしょうか。

児童福祉課長 3月末現在で5年経過になる方に対しまして支給停止適用除外申請書の提出を求めまして、現在その提出をいただいているような段階でございます。実際には就業していらっしゃる方、あるいは求職中の方、あるいは障害等によって働けない方については支給停止はないということでやっております。

吉澤委員 就業が困難とか、例えば今求職中とかという証明というのはどういうものを出さなければいけないとか、そういう具体的なことは現在どういうふうになっているのでしょうか。

児童福祉課長 雇用証明書であるとか、賃金支払い明細の写しとか、お仕事されている場合はそういったことでございます。あるいは障害の手帳とか、そういうことになります。

吉澤委員 では、例えば要するに支払い、わざわざ就労証明を雇用主にお願いしてもらおうとか、そういう割と困難な手続というよりは、

本人の手元にあるようなので大丈夫ということですか。

児童福祉課長 できるだけそういう方向でやりたいと思っております。

吉澤委員 わかりました。お願いします。

それから、75ページの家庭保育室の運営委託事業なのですけれども、19年度の当初予算と比べると減額されているのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

児童福祉課長 従来3施設ございましたが、2施設が認可保育園に移行したための減額でございます。

永澤委員 79ページの、2点ほどあるのですけれども、1点目が乳幼児医療費扶助なのですけれども、先ほどご説明いただいたかもしれないのですけれども、昨年と比較しまして約5,000万円の減額になっていますよね。この理由についてお伺いしたいのです。

児童福祉課長 健康保険等の改正によりまして、従来はゼロ歳から2歳までの方が医療費が2割負担だったのですが、20年の4月1日診療分から就学前までのお子さんが3割負担から2割負担になるということで、医療費が減額されることによりまして5,000万円ほど減額になっております。

永澤委員 そうしますと、単純に考えまして窓口払いの撤廃にたしか約6,000万円かかるとあのとき伺ったのですけれども、単純に考えていろいろすべてにかかると厳しい財政状況ではあると思うのですけれども、そうすると小学校3年生までの無料はともかく、窓口払いの撤廃はできるかなというふうにちょっと思ったのですけれども、ご見解としてはいかがでしょうか。

福祉部長 窓口払いの撤廃の関係につきましては、昨年の12月の委員会で  
お願いいただいたわけでございますけれども、そういった減額になる  
金額、ただいまの金額もそうですけれども、また歳入の関係で  
県の補助金が逆に今度は減ってしまったとか、そういういろんな  
事情がございます。ですから、そういった予算的な面も含めても  
う一度精査をいたしまして、早い時期に、基本的にはやっていく  
方向での検討になっていくと思っておりますけれども、そういうものを  
今基礎データを集めている最中ということで、今後そういうこと  
で進めていきたいと思っております。

永澤委員 もう一点なのですけれども、77ページなのですが、学童保育の  
中で特別支援学校放課後児童対策費補助金として520万円が計上  
されているのですけれども、これは養護学校のところにある学童  
への補助金という解釈でよろしいのでしょうか。

児童福祉課長 そのとおりでございます。

永澤委員 入間市で現在何人通っていらっしゃるのでしょうか。

児童福祉課長 予算的には7人計上しております。

永澤委員 入れない方とか、待っていらっしゃる方とかという方はいらっ  
しゃるのですか。

児童福祉課長 以前よりも人数が減っている状況ですので、待っていらっ  
しゃる方はいないと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。



なお、質疑は簡潔に願います。

山本議員 では、歳入絡みで2点をお伺いします。

歳入の款13項1目2保育所保護者負担金です。予算説明書の19ページ。相当の滞納繰り越しが発生しているということで、決算委員会のほうでも議論があったような記憶をしております。滞納繰り越し分の徴収について今年度、新年度にどのような対策を講じられるのかお聞かせください。

また、新たな滞納繰り越しの発生を防止する方策も必要かと思えます。その点についてもあわせて伺います。

それとあと、県補助金の先ほど来出ております乳児医療費の関係で歳入歳出あわせて伺いますが、県補助率が先ほど来お話しになっているように2分の1、12分の6から12分の5へ引き下げられておりますが、これに伴う財政上の影響について、市の財政で当然手当てをしなければいけないというふうに理解をしますが、どのような対策事になっておられるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

あと、さきの定例会で採択をされておる請願への対応方について、県補助の切り下げが及ぼす影響について今の時点でどのように整理をされておられるかご見解あわせて伺いたいと思えます。

児童福祉課長 保育料の滞納繰り越し分の徴収につきましては、お子さんがまだ継続して保育所に入所されている場合と既に卒園された場合で変わってくるかと思うのですが、継続入所されている場合は現年分とあわせまして保育所長あるいは保育園長さんをお願いを

する部分あわせて協力いたしまして、保育料の徴収担当職員が訪問等も行って徴収の努力を続けていきたいと思っております。既に卒園してしまった場合につきましては、保育料の徴収担当職員が電話あるいは家庭訪問等行いまして、分割等もございしますが、計画的な納入をお願いしていくことを考えております。

それから、乳幼児医療費の補助金の関係でございますが、県の制度としては従来2分の1補助でございましたが、県の制度と市の制度で、県には所得制限とか一部自己負担金とございまして、実質的には20パーセント弱の補助率になっておりまして、20年度は県の制度が年齢が拡大されまして、入間市と県とちょうど対象児童の年齢が同じになりましたので、また歳出が先ほど申し上げた負担率の変更によって下がってきまして、実質的に20年度も19.93パーセント程度の歳入が見込まれております。金額的には下がってくるわけですが、その部分についてはそれほどの大きな変動はないものと思っております。

それから、請願のうち、2点あったわけですがけれども、窓口払いの廃止については先ほど部長のほうからご答弁申し上げたとおりで、年齢拡大については県補助の全く対象がないということと、健康保険の負担率も3割負担ということから、市に与える影響は大きなものとなって厳しい状況になると考えております。

委員長 以上で款3 民生費、項2 児童福祉費についての質疑を終結いたします。

以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました

が、各部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 4時10分 休憩

午後 4時20分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、教育総務部所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。

また、経常経費の説明は省略をし、主なものについて簡潔に説明を願います。

#### 内容説明

総務課長 議案第38号、入間市一般会計予算のうち教育総務部総務課所管の新事業及び特出すべき事業について概要を申し上げます。

まず、予算説明書122ページから125ページの項2 小学校費、目1 学校管理費、大事業、小学校管理運営費、中学校、管理費7,976万7,000円は、小学校施設の維持管理費に係る委託料、老朽化や破損等による小規模な修繕を行う費用及び諸工事費等でございます。そのうち維持管理費では、用務員業務委託を初め24の業務委託を実施いたします。諸工事費では、東金子小学校東校舎、中央校舎ダクト改修工事を初め3件のダクト改修工事を実施いたします。

大事業、施設整備事業 3 億 1,539 万 3,000 円については、学校施設の耐震化推進事業に伴う委託料及び工事請負費でございます。学校施設耐震化推進計画に沿って平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 年間で全小中学校及び幼稚園施設の耐震化を推進してまいります。基本的には屋内運動場より校舎を優先とし、対象となる建物に対し耐震 2 次診断を実施した後、翌年度実施設計を実施し、さらにその翌年度に工事というサイクルで実施してまいります。また、厳しい財政状況を考慮しつつ耐震補強工事に合わせ必要最小限の対応として屋上防水工事及び外壁改修工事も実施してまいります。なお、耐震補強工事の施工方法は、建物の外部から補強材を設置するピタコラム工法を基本に計画し、その工法が使用できない場合は建物の内部から補強材を設置する鉄骨ブレス工法を採用し、実施してまいります。したがって、小学校の委託料関係では藤沢小学校及び宮寺小学校耐震補強工事に係る実施設計を実施し、また西武小学校校舎 1 棟及び東金子小学校校舎 2 棟の耐震 2 次診断を実施いたします。また、工事請負費関係では金子小学校校舎の耐震化工事を実施いたします。

次に、124、125 ページの項 3 中学校費、目 1 学校管理費、大事業、中学校管理運営費、中事業、管理費 5,600 万 4,000 円は、小学校と同様に施設の整備に係る費用でございます。小事業、維持管理費では、用務員業務委託を初め 24 の業務委託を実施いたします。

最後に、126 ページから 127 ページの大事業、施設整備事業 1 億 9,508 万 6,000 円につきましては、小学校と同様に耐震化に係る事

業費でございます。委託料関係では、金子中学校校舎の耐震化事業に係る実施設計を実施いたします。工事請負費関係では、藤沢中学校校舎の耐震化工事を実施いたします。

なお、この工事に関連いたしまして、歳入がございますので、ご説明申し上げます。22ページから23ページをお開きいただきたいと思います。款15国庫支出金、目9教育費国庫補助金、節1小学校費補助金の4行目の安全・安心な学校づくり交付金4,874万1,000円及び節2中学校費補助金、安全・安心な学校づくり交付金5,151万8,000円につきましては、それぞれ小学校は金子小学校校舎耐震化工事、中学校は藤沢中学校校舎の耐震化工事に係る交付金を2分の1の補助率で文部科学省から受け入れるものでございます。

以上が総務課所管の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

教育総務部参事兼学校教育課長 議案第38号、入間市一般会計予算のうち教育総務部学校教育課所管の主な事業について概要を申し上げます。

まず、予算説明書120及び121ページの款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、大事業、教育支援事業のうち学校教育支援事業8,625万5,000円は、学校や児童生徒の実態を踏まえ、個に応じた指導を展開し、確かな学力の定着を図るため臨時職員を配置し、学校教育の支援を行う事業を実施するものです。主な事業と

しましては、小学校に各校1人、計16名の教科指導員を配置し、児童一人一人に学習の基礎、基本を身につけさせる学習支援を行います。一方、中学校にはさまざまな悩みを抱える生徒に対して気軽に相談できるさわやか相談員を全中学校に1人ずつ配置します。さらに、肢体不自由や発達障害等、特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対しましては、個々の児童生徒に応じた手だてや効果的な支援ができるよう介助員や発達障害支援員を配置いたします。また、英語指導助手関係費4,216万6,000円があります。この事業は、中学校における英語の授業及び小学校では総合的な学習の時間等における英語活動の指導の補助教員として派遣する英語指導助手に係る委託料になります。配置につきましては、全中学校に1名ずつ、小学校には全体で1名、合計12名のAETを予定しております。

続きまして、予算説明書122及び123ページの日3教育研究所費、大事業、不登校対策事業182万7,000円は総合的な不登校対策事業で、昨年より継続の問題を抱える子ども等の自立支援事業に係る予算です。不登校児童生徒の対応では、教育研究所のひばり教室及び各中学校に設置しているさわやか相談室の充実がございます。この事業では、不登校を考える講演会や不登校担当者研修会の開催並びに大学生ボランティアの活動、さらに不登校児童生徒の宿泊体験等がございます。県の委託事業により、総合的な不登校対策事業として実施することにより、不登校の未然防止や不登校生徒の学校復帰を図ってまいりたいと思っております。

続いて、予算説明書124、125ページの項2小学校費、目2教育振興費、大事業、要保護及び準要保護児童生徒援助費5,481万円ですが、要保護60人、準要保護840人を見込んだものでございます。

続きまして、予算説明書126、127ページの項2中学校費、目2教育振興費、大事業、要保護及び準要保護児童生徒援助費4,867万5,000円ですが、要保護40人、準要保護470人を見込んだものでございます。

同じく項4幼稚園費、目1幼稚園費、私立幼稚園就園奨励費補助事業の1億4,956万6,000円は、国庫補助を受け、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公立幼稚園の保護者負担との格差を是正するものでございます。平成19年度の小学校1年生と2年生に兄、あるいは姉がいる園児についての優遇措置条件が20年度には小学校1年生から3年生まで拡大され、一層緩和がされます。同じく私立幼稚園保護者負担軽減対策補助金の3,459万5,000円は、2,050人の園児を見込んで、1人につき一律1万7,000円、10月1日付につきましては8,500円を支給し、保護者負担の軽減を図るものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

学校給食課長 学校給食課所管の予算概要について申し上げます。

予算説明書138ページ下段から141ページまでの款10教育費、項6保健体育費、目4学校給食費、大事業、学校給食センター管理

運営費、中事業、賄い材料費 2 億966万5,000円は学校給食センター対象中学校10校の生徒等の給食食材購入のためのもので、4,342人を見込み、計上いたしました。関連して歳入の32ページから33ページの学校給食費受入金と同額計上してございます。

次に、大事業、学校給食センター施設設備整備事業3,504万9,000円は前年度当初予算対比846万3,000円の増で、平成14年度以降に設備した調理機器等のリース料及び備品購入費が主なものですが、本年度新たに給食センターの排水処理改修工事として汚水雑排水を公共下水道の本管に接続するための工事費900万円を計上しております。

次に、大事業、自校給食設備整備事業2,898万2,000円は平成15年度以降に設備した調理機器等のリース料及び備品購入費で、前年度当初予算対比190万4,000円の減額で、新規は食器洗浄機、ガス回転がま、食器消毒保管庫、ガス瞬間湯湯沸かし器等リース料及び野菜裁断機等の備品購入費でございます。

以上で予算内容の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款10教育費、項1教育総務費についての質疑を願います。

なお、質疑、答弁は簡潔に願いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

質疑を願います。

安道委員 予算説明書の121ページになりますけれども、教育支援事業に



ついて伺いたいと思います。

それに関連してなのですけれども、教科指導員を各小学校に配置、16名配置というふうなことで、確かな学力を身につけるものとしてやっていくというふうなこと、それから介助員、発達障害支援員というような形での特別なそういうふうな支援体制、また中学にはさわやか相談員というふうなことで配置されているわけですけれども、一定のやっていくことで確かな学力といいますか、支援していくというふうなことで独自でやっているわけですけれども、この間中学校のほうには配置されないというふうなことで、しかし総括のほうでも出ておりましたけれども、中学校のほうでも不登校などの児童生徒が増加しているという実態があるようですけれども、その点中学校への支援という形での予算といいますか、そういったことは検討されていないのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 中学校への支援ということでお答えさせていただきます。

20年度につきましては、さわやか相談員を中学校に11名配置、それから人数はまだ定かではございませんが、発達障害支援員並びに介助員につきましても中学校分のほうも用意させていただいております。ただし、教科指導員につきましては小学校のみの配置ということで考えております。これは、どういう判断かといいますと、中学校と小学校を比べまして配置の必要性の高いというところで判断させていただきまして小学校の配置のみとさせていただきます。なお、これとは別に県のほうからも、いわゆる少

人数指導という形で、個に応じた指導の推進ということで中学校のほうには複数配置校が、2名以上配置されているのが6校ございます。1名配置が5校ということで、使途はちょっと違いますけれども、そういったところでも配置をされております。よろしいでしょうか。

安道委員 そうしますと、県のほうでも中学校に対してはそういう複数配置で対応されているといった状態で、何とか、確かな学力といたしますか、そういった点での助成、補助にはなっているだろうというふうなことでのあれですね。わかりました。

さわやか相談員を今各中学校に配置というふうなことですけれども、この役割といたしますか、それについてどのように今のところ把握されて、これからはどういうふうにしていくのかお聞きしたいと思います。

教育総務部参事兼学校教育課長 さわやか相談員につきましては、大きく言いますといじめ、不登校対策ということが1つございます。また、生徒との、あるいは生徒の保護者との相談活動、支援活動、そしてさらには校内の教育相談体制の充実のために学校長を初め教員との連携を図ると、この3つが主な役割かなというふうに認識してございます。

効果としましては、19年度の4月から12月の実績で学校から報告が上がっているものがございます。例えば、延べ人数で恐縮でございますが、相談者としては相談に来た人ということでは3,260名、そのうち中学生が2,662名、この数字というのは延べ人

数でございますので、同じ人間がというところはあると思うのですが、電話相談ということだと延べ件数では716件、それから家庭訪問、相談員が家庭訪問した延べのほうは159回ございます。その他不登校の解決とか、あるいはいじめの解決等につきましてもしもさわやか相談員がかかわっているケースが多々報告されてございます。

以上でございます。

安道委員 その相談件数というのは、ふえる傾向にあるのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 昨年と比べましても、若干ではございますが、ふえてございます。

安道委員 それから、介助員と発達支援員ですけれども、まだ配置が具体的にないというようなことですが、これは要望の出された学校にきちんと配置されていくというふうなことで考えているのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 まず、発達障害支援員の関係でございますが、こちらのほうはいわゆるADHDとか、あるいはアスペルガー症候群とか、特別な支援を必要とするお子様が普通学級の中にもいらっしゃいます。そういった方々への自立とか社会参加への支援であるとか、あるいは児童が落ちついて、安心して学習できる環境づくりであるとか、もっと言えば学級の学習の秩序の維持であるとか、そういったところで支援員さんがお力を発揮しているのが現状でございます。こちらにつきましては、障害が治っていくお子さんもいるし、なかなか治らないお子さんもいらっしゃ

やいますので、その辺のところでは学校の要望に応じて配置したいと思っています。現在19年度については小学校だけだったのですが、中学校のほうにも配置を考えてございます。

〔(何名程度) と言う人あり〕

教育総務部参事兼学校教育課長 今のところ12名を予定しています。介助員のほうは、肢体不自由のお子様への介助、あるいは支援ということで、学校生活がスムーズに行われるような援助ということでございます。現在のところ9名を予定しております。

以上です。

安道委員 現場の先生方からは、こういった介助があって本当に助かるというふうな声を聞いておりますので、ぜひ要望にこたえて配置というふうなことをこれからもよろしくお願ひしたいと思うのですが、それと同時に教員が急遽けがをした場合などの緊急時の補助というふうなことで各学校へ配置されるのも市独自であったと思うのですが、そういった緊急時用の先生は何人確保されているのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 教育研究所のほうにそういったケースの場合、急な支援ということで3名の小学校の教員免許を持った者を用意してございます。

安道委員 そうしますと、当面3名でやっていけるというふうな判断でよろしいということですね。

教育総務部参事兼学校教育課長 ここ数年3名で何とか対応はできているというふうに認識しております。

安道委員 また、教員の勤務状況、一般質問等々でも出されましたけれども、多忙化が大変問題になっていますけれども、子供と向き合う時間の確保ですとか教材研究の時間の確保というようなことが課題になっているかと思えますけれども、こういったことはどのように確保される努力をされていくのかをお願いします。

教育総務部参事兼学校教育課長 学校で学校の先生と子供たちがゆとりを持ってそういった相談活動であるとか、あるいは学習活動ができるためには、過働というのでしょうか、忙しいところをちょっと改善していく必要があるというふうに認識してございます。例えば会議とか研修の持ち方であるとか、そういったところを能率的にできるような、あるいは長期休業中を利用してとか、そんなような工夫がなされてございます。また、学校行事等の精選であるとか、あるいは何年か前まで行われていました短縮日課を減らすであるとか、そういった検討がなされているところがございます。あと市のほうとしましても、いろいろなできる限りの人的支援を行いまして、先生方がゆとりを持って勤められるように推進してまいりたいと、そんなふうにも思っております。

以上です。

安道委員 ここで学習指導要領も改訂されて、さらにふえるというふうな状況なわけですから、自身の研修、そういった時間の確保ということも本当に求められていると思うのです。子供と向き合う時間、それが今一番必要なものだと思うので、研修等々もあるかとは思いますが、そういった時間の確保ということはぜひ努めて

いただきたいというふうなことをお願いしたいと思いますけれども、小学校で英語の先生の配置というふうなことで、扇小かと思うのですけれども、の効果について、違いましたか。英語指導員。

〔何事か言う人あり〕

安道委員 ごめんなさい。英語の、小学校に1名配置というふうなことがあったかと思えますけれども、先ほどの。その効果はどのようになっているのか。

教育総務部参事兼学校教育課長 今ご質疑は、小学校に派遣される英語指導助手ということでしょうか。A E Tということ。

安道委員 はい。

教育総務部参事兼学校教育課長 1名で16校賄っている現状はございますが、いわゆる教科ではなくて総合的な学習の時間等の英語活動が中心でございまして、子供たちに英語に親しませるところでは非常に効果的に活用をされておるのが現状でございます。英語を使って簡単な歌を歌ったり、英語を使って簡単なゲームというのか、いわゆるコミュニケーション活動ですか、お買い物ゲームであるとか、そういったところで活用が図られています。また、小学校に配置しているA E Tのほうは日本語のほうも割と堪能な方が多いので、英語が苦手な学級担任の先生とのコミュニケーションもある程度図れているのが現状でございます。

以上です。

安道委員 あわせてなのですけれども、多忙化の中でというふうなことでいきますと、時間の確保ということも非常に、授業時間の確保と

いうふうなことも課題だと思うのですけれども、学力テストが昨年実施されました。これもやっぱり時間の確保というような点でいうと問題……

〔何事か言う人あり〕

委員長 質疑を簡潔に。

安道委員 予算では国の予算ですので、直接にはないのですけれども、教員の多忙化という点からいうと係ってくるかなと思うのです、授業内容の中で。今学力テスト、県のものも地区のものも行っているわけですが、それについてやっぱり効果はどのようであったのか、そして今後はどうされていくのかということをお聞かせたいのですけれども。

委員長 予算説明のほうで……

〔(一般質問でね) と言う人あり〕

委員長 ええ、やっていただければいいのではないのでしょうか。

安道委員 ことし実施するかどうかというふうな点だけ。

委員長 やるかやらないかとか、そういう点だけでお答えください。

教育総務部参事兼学校教育課長 20年度ということで。

委員長 はい。

教育総務部参事兼学校教育課長 4月22日に実施させていただきます。

永澤委員 先ほどの発達障害支援員のことでちょっとお伺いしたいのですが、9人から12人にふやされたということで大変ありがたいことなのだと思いますが、大変なお仕事であると思うのです。理解もなかなか難しいというか、その方に対しての研修というのは

どういう形で行っていくつもりなのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 本当に今おっしゃられるとおりで、発達障害のお子様の状況も一人一人違うわけでございます。そんな関係で、とにかく支援員の方には自分が受け持つお子様の状況を一日も早く認識していただくということで、校長先生を初め配置された学校の先生方から情報と、それから本人の状況を認識していただき、何が必要なのかということをもついでに、そんなところから始まりまして、校内での校長先生を初めとした研修会、それと同時に市としましては2回ほど全員の支援員さんを集めた研修会を開催してございます。

永澤委員 それはいつごろ、何月ごろ行うのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 当該のお子様がいらっしゃるの、その時間を外すというのはなかなか厳しい状況がございまして、夏休みを利用して開催してございます。

永澤委員 研修に関してはわかったのですが、その前の今採用された段階での何か研修とか、発達障害というのはこういうものであるというようにあらかじめの研修というのは持たれないのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 支援員さんの関係なのですけれども、継続されている方が結構いらっしゃるのです。対象の児童が変わるということはあるのですけれども、ポイントを押さえたご指導はしていただけているのが現状なのですけれども、新しい方もいらっしゃるの、研究所の指導主事等から指導の支援の仕方とか、その辺につきましては話をさせていただいているというのが現状



です。それが研修会と言えるものかどうかというのは、ちょっとクエスチョンマークがつくかもしれませんが、そんなようなことでやっているのが現状でございます。

永澤委員 研修会ということで厳しいというか、決まってくると思うのですが、やはり情報交換の場というか、発達障害支援員さんの中での、個人情報とかがあるので、非常に難しい点はあるかと思うのですが、いろいろな悩みを共通した、いろいろな指導の中で難しいところとかいうので情報交換の場みたいなものが必要かなと私は思っているのです。ガス抜きの場合というのは、そういうのもぜひお考えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 今の意見を取り入れさせていただきますし、そのように対応させていただきたいと思っております。

委員長 暫時休憩いたします。

午後 4時53分 休憩

午後 4時54分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

△ 時間延長

委員長 ここでお諮りいたします。会議時間もわずかになりましたが、

教育総務部所管のものの審査が終了するまで時間延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 御異議なしと認めまして、会議時間を延長いたします。

委員長 これより委員外議員の質疑に入ります。

なお、質疑は簡潔に願います。

山本議員 では、予算説明書の123ページの不登校対策事業の関連のひばり教室の運営についてお伺いしたいと思います。

いろいろ状況が違って通っておられると思うのですが、通われている子供さんの出席日数の取り扱いと成績評定のつけ方というのはどうなっているのか、概略をお聞かせいただきたい。特に中学生について、卒業後の進路状況ですね、どういう形になっているのか概略をお知らせいただきたいのと、あと一般の生徒さんと比べていろいろ不利な状況等があるかと思うのですが、ひばり教室に通っている子供さんたちの進路の関係での取り扱いについて、何か不利な点と申しますか、そういうものがあるのか、課題があるのかお聞かせいただきたいと思います。

それとあと、戻りまして121ページの教育支援事業に関連をして、学力テストをさっきおっしゃられたわけですが、確かな学力ということで教科指導員さんを配置されたり介助支援員を置かれたりしているという、その配置と展開を考えるに当たって、前年度においてもテストが実施されているわけですが、その全市的な

傾向であったり、そこから出てくる教科の課題、そういう部分を個人情報等に係らない範囲で情報公開に供したり、あるいは教育課程の中で活用されるといったことは、必要な点ではないかと思うのですが、その辺の運用について概略をお聞かせいただければというふうに思います。

教育総務部参事兼学校教育課長 2点だと思うのですが、1点はやはり教室の関係ですが、こちらのほうなのですが、出席日数の取り扱いということで、こちらの関係につきましては、いわゆる学校に置いてあります出席簿上は、学校にはいないわけですので、欠席扱いになります。ただし、そういった学習をしているわけですので、機関で学習をしているので、指導要録、学校に残す記録のほうは出席扱いというふうな形になってございます。成績の関係が出ましたが、成績の評価、評定につきましては、学校への出席の状況がやっぱり1つのポイントかなとは思いますが、評定が可能になる場合と評定が難しくなる場合というのが現実でございます。例えば学校への欠席が多くて評価する資料がない場合がございます。そうした場合には、通知表のほうも空欄にせざるを得ないと思います。また、指導要録の学習の記録のほうも空欄になる場合があると。要録のほうは、所見欄に記入はできると思います、その現状につきまして。

それから、中学生の関係ですが、現在中学3年生につきまして進路との絡みで6人通級してございます。そのうち6人すべてが高校進学という希望だと聞いております。そのうち2名は、あ

したの結果待ちと、それ以外の方は決まっていると、進学が。というふうなことは聞いてございます。

それから、進路について不利益というようなお話でございましたが、県立学校等につきましても不登校枠というのを設定してございますので、学習を進めていっているお子様につきましてはそれほど不利益というのはないのかなと思います。ただし、入試に使われる学習の記録というのがございます。学校生活、学習の記録等につきましては、評価の資料がない生徒さんの場合にはそれなりの成績しかつかない。あるいは、県のほうの指導で空欄も可とされておりますので、そのようなところで、あとは高等学校さんのお考えとか対応になるのかなとは思いますが。それが不利益と言われるのか認識するのかというのはまた別の問題かもしれませんが、現実そうなっております。それがひばり教室の関係だと思えます。

それから、学習状況ですか、全国学力テスト関係でしょうか、そちらのほうの関係ですが、市内の状況ということで、こちらにつきましては小学校で6年生で国語と算数、中学校3年生で国語と数学という形で実施されました。本市の状況ですが、知識と活用というふうにそれぞれ教科ごとで分かれてございまして、小学校6年生の関係ですと、国語は知識も活用の部門も両方とも全国平均と同等レベルです。それから、算数の知識のほうも全国平均と同じレベルです。ただし、算数の活用の部門になりますと若干下回っております。それから、中学校3年生の状況で、これは

国語と数学ともに全国平均に近いレベルという表現になると思います。数学のほうがやや国語に比べて下回っている現状がございます。近いレベルでございます。

それから、公表につきましては、してはございません。根拠は、学校間の無用な競争をするのは教育になじまないというふうに認識しているので、公表はしてございません。

それから、教育課程内の関係ですが、こちらにつきましては2通り考えてございます。1つは、やはり授業の改善を図るための資料になるということです。現在進めています少人数指導のさらなる推進であるとか、あるいはチームティーチング等を通して個に応じた指導をさらに充実していく、そういった授業改善の資料になるということ。それともう一つは、個々の児童生徒の結果、あるいは状況に応じた個別指導が展開できるというような形で教育課程内で利用を推進していきたいと思っています。

また、それぞれの市内の小中学校におきましては自分の学校の状況は分析をしてございますので、それに応じた校内での対応、それから一人一人の児童生徒への対応も図っているところでございます。

以上です。

委員長 以上で款10教育費、項1教育総務費についての質疑を終結いたします。

次に、款10教育費、項2小学校費、項3中学校費、項4幼稚園費についての質疑を願います。

〔何事か言う人あり〕

委員長 暫時休憩いたします。

午後 5時04分 休憩

午後 5時05分 再開

委員長 会議を再開いたします。

安道委員 先ほどの繰り返しになりますけれども、小学校費、中学校費ともにですけれども、要保護、準要保護児童生徒の援助金についてなのですけれども、総括質疑の中で途中での申請が多く見られましたというふうなことがありました。子供たちの家庭状況、経済状況など、どういったふうに変化してきているというふうにとらえているのか。それから、今後の見通しについてどのようにとらえていらっしゃるのかお伺いします。

教育総務部参事兼学校教育課長 家庭の状況の変化が原因として年度途中の要保護、準要保護の児童生徒がふえたというのが現状でございます。この変化につきましては、今後も少なくとも減る傾向にはないというふうに認識しております。したがって、来年度の予算の編成につきましても先ほど説明で申し上げた人数を見込んで計上してございます。今使っています本市の基準に基づいて今後も援助のほうを進めていきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

安道委員 大変な家庭がふえている中で、就学援助というのは本当にそう

いった家庭にとっては助けになる助成制度だと思っています。ですから、丁寧な対応で、申請などもより簡素化されるように、困っている方が利用できるようにというふうなことは工夫が求められるかと思っています。そういった点での改善などありましたらお聞かせください。

教育総務部参事兼学校教育課長 20年度におきましても現在の所得基準というのをよりどころにしまして援助制度のほうを進めてまいりたいと、そのように思っております。

安道委員 申請するに当たって、子供たちのそういった生活実態をつかむという点では、そばにいる先生などが一番見つけやすいのかなとか、対応しやすいのかというふうにも思うわけですが、実際には学校が本当に多忙化する中で、先生方個々に対応する余裕もなくなっているというのもまた片方であるかと思うのです。そういった点では丁寧な対応をするような工夫や、より広く制度を知らせていく、いろいろな場面でも必要かと思えますけれども、そういった点での工夫などは、されているのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 この制度につきましては、新入学の保護者の説明会であるとか、また各学校に、小中学校に申請用紙も用意してございます。私ごとではございますが、学校にいたときには子供の状況をつかむように努力しましたし、学校のほうから保護者のほうにこういった制度がありますから、いかがですかという表現を使ったかどうかはわかりませんが、制度がございましてというような紹介を個々に何人かの保護者の方には話を

したケースもございましたので、多忙の中ではございますが、それぞれ学校の中で対応していただいているのかなというふうな認識もあるところでございます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ款10教育費、項2小学校費、項3中学校費、項4幼稚園費についての質疑を終結いたします。

次に、款10教育費、項6保健体育費のうち目3学校保健費、目4学校給食費についての質疑を願います。

安道委員 学校給食関係についてお聞きします。

この間冷凍食品の問題などで日本中が大騒ぎするというふうな事態が発生しました。そういったところで、当入間市においては基本的には冷凍食品は使わないというふうなことで、食の安全について本当に現場では努力されている、そういった点で改めて本当に皆さんの努力に感謝するわけなのですけれども、できるだけ地元の食材を生かして使っていくというふうなこと、これからもそういった点に心がけていくのだというふうな認識でいるわけですが、同様に施設の整備、これもやはり食の安全というふうなことを確保する点から非常に課題なのかなというふうに思っています。今年度は、金子小学校の改修工事というふうなことで、そして藤沢小のほうの見積もりといたしますか、設計をするというふうなことで、この改修工事等々の計画は、見通しといたしますか、



これは順調になっているのか、その辺をお伺いしたい。

〔何事か言う人あり〕

安道委員 学校給食施設改修……

〔(中学校費のほうじゃなくてですか)

と言う人あり〕

安道委員 改修工事は……済みません。では、給食。給食のほうでは先ほど減額があったわけです。

〔(今保健体育費と学校保健費と学校給食費です) と言う人あり〕

安道委員 給食ですよ。関連。

委員長 給食費です。目4です。学校給食施設整備ということで。

安道委員 そう。給食施設整備事業で、この点のところではちょっとお聞きしますけれども、そういった学校施設整備の点では十分にされているのかと。この辺について。

学校給食課長 学校施設の整備の関係なのですが、施設備品につきまして金額が大変かかるということで、リース対応ということで。学校数が多いということで。

安道委員 そういう点では計画的にきちんとされているのかどうなのかというのについてお伺いしたい。

学校給食課長 ただいま申し上げましたように、リース対応ということで5年間リースで、順次5年ごとに入れかえてやって対応してございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

なお、質疑は簡潔に願います。

山本議員 今の歳入に関連しますので、まとめて一気に伺いますけれども、予算説明書33ページ、款21項5目1節3ですが、学校給食費受入金と、それに係る支出の141ページですが、賄い材料費の關係に關しますので、まとめて伺います。

現在小麦や大豆等食材の値段が非常に上がってきておる状況であります。今後もその上昇が見込まれるという状況にあらうかと思ひます。現行の親御さんからご負担いただひている給食費と、それと賄い材料費の關係で影響についてどのように見込まれておられるか、財政上影響が生じてきた場合にはどのような形で対応されるのか、2点お聞かせをいただひたいというふうに思ひます。

学校給食課長 ただいま議員さんからご指摘がありましたように、新聞紙上でことしの4月から小麦の卸売価格、政府が製粉会社に売り渡す価格が30パーセント上がるというような、そこで給食に対してはというような意味だと思ひのですが、入間市の給食の小麦の価格につきましては年間使用料を夏休みに価格決定してござひます。ですから、現在の価格というのは19年の夏に価格決定したものがことしの10月まで昨年の、1年契約で価格決定してありますので、その価格でいくということで、現在はその価格で影響は出ていないと。現在の状況は。

委員長 今それ出た場合どうされるのかというのがあったと思ひますけ

れども。

学校給食課長 価格が上昇した場合ということですか。そのことにつきまして、今後小麦にかかわらずほかの燃料費の値上げ等あって、それに伴う値上げ等も考えられるというようなことで、先日も埼玉県で県内70市町村一斉に給食費に関する調査ということで結果が出て報告が来たのですが、2月の時点で値上げを予定している市というのは埼玉県内1市でございます。検討中の市町村が11市、値上げを予定していない市町村ということで、2月の時点なのですが、58市町村、そういう結果が出ております。入間市もそのときには値上げをしていない市町村ということで報告してございます。その時点と、これから値上げというような将来の予測なのですが、それはやはり入間市だけが値上げしないということはなかなかできないですので、近隣の市町村、あるいはそういう動向をよく調査しまして、またそういうときになりますれば、毎日の給食でございますので、いろいろな近隣と合わせたような方法をとりたいと、そのように現在の時点では考えている次第でございます。

以上です。

委員長 以上で款10教育費、項6 保健体育費、目3 学校保健費、目4 学校給食費についての質疑を終結いたします。

以上で教育総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。各所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決は保留いたします。

△ 次回日程の報告

委員長 本日の会議はこれまでにとどめ、次回の日程について報告いたします。

次回は、6日午前9時30分から会議を開きます。

議事日程といたしましては、本日に引き続き、議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のもの、生涯学習部所管のものについての審査から行います。

△ 散会の報告（午後 5時20分）

委員長 これで本日の会議を閉じて、散会いたします。

本日はご苦労さまでした。